

設置の趣旨等を記載した書類

目 次

I 設置の趣旨及び必要性	1
1. 本学の使命及び教育学研究科改革の必要性	1
2. 大学院改組の基本方針と方向性	2
3. 教職大学院再編の経緯と趣旨	2
4. 研究科，専攻等の名称及び学位の名称	6
5. ディプロマ・ポリシー，カリキュラム・ポリシー，アドミッション・ポリシー	6
II 教育課程編成の考え方・特色	8
1. 教育課程の基本的な考え方	8
2. 教員組織の考え方および特色	10
3. 教育方法，履修指導の方法および修了要件	12
4. 各科目のねらい	15
5. 教育方法	19
6. 「大学院設置基準」第14条による教育方法の実施	22
7. 教育課程連携協議会について	23
8. 基礎となる学部との関係	24
9. 入学者選抜の概要	25
10. 取得可能な資格	28
11. 連携の強化	28
12. 教育研究の高度化	32
13. 教職大学院教員としての継続的な力量向上の方策	33
14. 施設・設備等の整備計画	34
15. 管理運営	34
16. 情報の公表	35
17. 自己点検・評価	35
III 連携協力校等との連携・実習	37
1. 連携協力校等との連携	37
2. 実習の具体的な計画	38

I 設置の趣旨及び必要性

1. 本学の使命及び教育学研究科改革の必要性

横浜国立大学は、教育基本法の本質にのっとり、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的としている。

本学教育学研究科は、理論と実践の往還による学びを実現するプログラムを重視し、高度な専門性をもった教員等の養成・育成を目的とし、教育実践専攻（修士課程）及び高度教職実践専攻（教職大学院）の2専攻において教育活動を展開している。

平成23年度に設置された教育実践専攻（修士課程）（定員85名）は、高度化し先進化する教科教育の分野を深く学び、十分な理解と知識に基づいて教育現場で活躍できるとともに、教育理論の原理的追求のみならず、深刻で多様な教育上の諸課題に的確に対応できる臨床的・実践的な知識と研究能力を兼ね備えた教員・研究者・専門家を育成することを目的とする。同専攻はこの目的を達成するため、最先端の学問の追求とその教育法に関する専門的な教育研究や教育学の理論的な教育研究を行うとともに、今日の多様な教育の諸問題の原因の究明と解決への方策に関する教育研究を行ってきた。同専攻は、教育科学・教科教育学・教科内容学を接合させ、新たな教育理念や教育方法を開発しデザインする「教育デザインコース」と、特別支援学校教諭専修免許状取得や臨床心理士の資格取得のための高度な専門的能力の獲得を目的とする「特別支援教育・教育臨床心理学コース」の2つのコースから構成されている。

平成29年度に設置した高度教職実践専攻（教職大学院）（定員15名）は、神奈川県唯一の教職大学院として、神奈川県教育委員会及び県内政令指定都市教育委員会と連携し、教職に関する高度な専門性を有し、同僚性を構築あるいは活性化させ、学校や地域が抱える諸課題に対して中心となって活躍できる次のような人材の養成・育成を目的としている。

- ①学校や地域が抱える教育課題を認識かつ分析し、適切な教育・研究資源を活用しつつ、教員相互の同僚性を構築あるいは活性化して、課題解決のプロセスで学校や地域のリーダーとして活躍し、自らも成長する中核的中堅教員
- ②実践者として学び続けることと研究能力を身に付けることを通して、自ら教育実践上の問題を発見し、その解決に努めるとともに、学校経営の視点も自覚しながら、同僚性を支える一員として、新しい学校づくりに積極的に参画できる新人教員

しかしながら、後述する昨今の社会的背景を勘案した新たな改革を求められる時代が到来している。そこで、これまでの教育学研究科の教育・研究の成果を踏まえ、学部教育との一貫性・系統性を保ちながら、教科等の専門的知識と高度な実践的指導力を備え、自ら教育実践上の問題を発見し、その解決に努めることのできる若手教員の養成、地域や学校における指導的役割を果たし得る確かな指導理論と優れた実践力・応用力をもつ中堅教員・管理職候補・指導主事等の養成を目指した改革を行うものである。

2. 大学院改組の基本方針と方向性

(1) 基本方針

本学教育学研究科の目的を踏まえ、これまでに培ってきた強みや特色を生かし、神奈川県教育における質の高い高度専門職業人としての教員を養成するため、教職大学院を拡充することとし、次の二つの基本方針に基づき改組を行う。

一つは、神奈川県内の教育委員会と緊密に連携して神奈川県の教育に貢献するとともに、神奈川県内の教育課題に対応できる人材を育成することである。

もう一つは、実践者として学び続けることと研究能力を身に付けることを通して、教科等の専門的知識と高度な実践的指導力を備え、自ら教育実践上の問題を発見し、その解決に努める教員を育成するとともに、学校経営の視点も自覚しながら、同僚性を支える一員として、新しい学校づくりに積極的に参画できる教員を育成することである。

これらの基本方針に基づき、現行の3つのポリシーを生かしながら、新たな教育課題に基づく内容を加えるとともに、学校マネジメントプログラム及び教科教育・特別支援教育プログラムに対応させる形で、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーの改訂を行った。（「I-6. ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー」）

あわせて、県内教育委員会の教員育成指標を踏まえて、現行の横浜国立大学教職大学院教員養成・育成スタンダードについて、地域が求める教員養成・育成の在り方を反映させるように改訂を行うとともに、そのスタンダードに基づき、教育課程を検討しカリキュラムを策定した（「II-1. 教育課程の基本的な考え方」）。

(2) 方向性

現在の教育実践専攻（定員85名）、高度教職実践専攻（教職大学院）（定員15名）からなる教育学研究科を、高度教職実践専攻（教職大学院）（定員60名）、教育支援専攻（心理支援コース、日本語教育コース）（定員16名）に改組する。

教職大学院は、ミドルリーダー養成に加え、管理職候補、指導主事等の養成という教育委員会の強い期待に応えるため、学校マネジメントプログラム（現職教員学生のみ）、教科教育領域の充実を図るため全教科及び特別支援教育を含む教科教育・特別支援教育プログラムの2つのプログラムで構成する。（付属資料1：横浜国立大学教育学研究科改革プラン全体イメージ）

3. 教職大学院再編の経緯と趣旨

(1) 平成29年度の教職大学院設置の趣旨と成果

教員の経験年数に著しく偏りのある神奈川県内の学校では、従来のように、管理職やベテラン教員が中心となって指導技術などを伝授する形の教員の育成は困難な状況であり、職場における同僚性を生かした学びを支え合う関係の中での教員育成が急務であった。更に、神奈川県教育委員会、横浜市教育委員会、川崎市教育委員会、相模原市教育委員会から提出された要望書には、以下が重要な教育課題としてあげられた。

- ・世代交代が続く現状への対応として、ミドルリーダーの養成・育成及び教職員の組織的な学び合いのできる研修（OJT）
- ・多様なニーズに適切に対応できる指導支援の在り方

- ・グローバル化を背景に多様な人々と協働・共生することのできるコミュニケーション能力育成
- ・いじめや不登校などの課題と自己有用感や自己肯定感を醸成する学級・学校づくりの在り方
- ・ICTを積極的に活用する姿勢を育む学習指導の方法
- ・格差が拡大する学力の向上・維持に関する課題

これらの教育課題に適切に対応するため、平成 29 年度から教育学研究科高度教職実践専攻（教職大学院）を設置し、県内の 4 教育委員会と連携して同僚性を構築或いは活性化させ、学校や地域が抱える諸課題に対して中心となって活躍できる人材の養成・育成を目的として、メンタリングの理念・方法を通して、種々の教育課題の解決とともに、世代交代の急激な神奈川県下において、新しい学校づくりを支える「高度専門職としての教員」の資質能力の向上を図ってきた。

平成 29 年度の開設時（定員 15 名）より、神奈川県内の学校や地域が抱える諸課題に対して中心となって活躍できる中核的中堅教員及び即戦力となる新人教員の養成・育成を目指し、令和元年度末までに 41 名の修了生を送り出してきた。修了生においては、神奈川県内の教育委員会において指導主事として教科指導、生徒指導、特別支援教育、教員研修等の企画立案等に当たったり、主幹教諭や総括教諭の立場から校内のミドルリーダーとして管理職を補佐し学校運営に当たったりするなど、神奈川県内の教育行政や学校現場での中核的な人材として活躍している。

（２）社会的背景

平成 24 年 8 月の中央教育審議会「教職生活の全体を通じた教員の資質能力の総合的な向上方策について（答申）」において教職大学院の拡充方針が示され、それを受けた平成 25 年 10 月の「大学院段階の教員養成の改革と充実等について（報告）」（教員の資質能力向上に係る当面の改善方策の実施に向けた協力者会議）においては、国立の教員養成系修士課程の教職大学院への原則移行などによる教職大学院の整備・充実が求められ、主にこれらの答申等を大きな指針として国立教員養成大学・学部等における教員養成の充実・改善が進められてきた。

更に、平成 29 年 8 月の「国立教員養成大学・学部，大学院，附属学校の改革に関する有識者会議報告書」では、国立教員養成大学が我が国の学校教育全体の質の向上をリードすることが期待されており、教員養成に関わる修士課程専攻の教職大学院への移行や現職教員の教育・研修機能強化、教育委員会等との連携強化、地域や現代的教育課題への対応などが求められている。

（３）本学教職大学院の役割

本学「ミッションの再定義」（教員養成分野）（平成 26 年）は、「神奈川県教育委員会，横浜市教育委員会，川崎市教育委員会，相模原市教育委員会等との連携により，政令指定都市 3 市を含む都市型の地域密接型を目指す大学として，義務教育諸学校に関する地域の教員養成・教員研修機能の中心的役割を担うとともに，神奈川県における教育研究や社会貢献活動等を通じて我が国の教育の発展・向上に寄与することを基本的な目標」としている。目まぐるしく変化する社会において，学び続ける教員を養成・育成し，教員になることの魅力を伝え，意欲と熱意，そして同僚と協働して課題を解決していくような学校組織の醸成を目指し，地域に密着した教職大学院であることが，神奈川県内唯一の教員養成学部を持つ国立大学に課せられた役割と言える。

(4) 社会的要請

平成30年6月に国の第3期「教育振興基本計画」が閣議決定されたことと連動して、平成29年以降、政令指定都市を含む神奈川県内の4つの教育委員会では、「かながわ教育ビジョン（平成19年8月策定、令和元年10月一部改定）」及び神奈川県の「教育振興基本計画（平成30年4月策定）」、「横浜教育ビジョン2030（平成30年2月）」及び「横浜市教育振興基本計画（平成30年12月）」、「第2次川崎市教育振興基本計画かわさき教育プラン第2期（平成30年3月）」、「第2次相模原市教育振興計画（令和2年3月）」の教育計画が策定されており、それらを踏まえつつ本学教員も携わりながら教職員育成指標の策定が行われている。例えば、神奈川県教育委員会の教員育成指標「神奈川県のめざすべき教職員像の実現に向けて」では、めざすべき教職員像について、成長段階を4つのステージに分け、「授業力」「課題解決力」「人格的資質・情熱」の3つの資質・能力で整理している。

これらには、上述の各教育委員会から提出された要望書に記載された点が引き続き重要な教育課題として提示されるとともに、超スマート社会（Society5.0）を見据えた教育の情報化の更なる促進、自律的な学校運営の推進、教職員の資質向上、教員の確保など新たな課題も浮かび上がっている。また、予測困難な社会を生き抜くための確かな学力の育成とそれを保障する授業改善もより重視される一方で、教員の働き方改革などの課題への対応も急務となっている。

平成25年10月の「大学院段階の教員養成の改革と充実等について（報告）」（教員の資質能力向上に係る当面の改善方策の実施に向けた協力者会議）においては、「学校における組織力の向上のためには、校長のリーダーシップの下、複数のスクールリーダーがチームをまとめて校長をサポートする必要がある」とし、「教職大学院は、スクールリーダー養成機能として、管理職候補者となる教員が、管理職がリーダーシップを発揮して学校の組織的な対応を強化し、学校が地域と一体となって目標を達成していく学校マネジメントを重点的に学修するコースを設置する必要がある」と指摘している。平成27年12月の「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について（答申）」（中央教育審議会）においては、「学校長のリーダーシップの下、カリキュラム、日々の教育活動、学校の資源が一体的にマネジメントされ、教職員や学校内の多様な人材が、それぞれの専門性を生かして能力を発揮し、子供たちに必要な資質・能力を確実に身に付けさせることができる学校」を求めている。また、例えば、横浜市教育委員会の教員育成指標においては、横浜の教員に求められる資質・能力として「教職の素養」「専門性」「マネジメント」の3つに整理し、「マネジメント」については「学校づくり」「危機管理」「人材育成」「学校・家庭・地域等との連携」「横浜の特色を生かした教育」をその要素としている。

平成29年8月の「教員需要の減少期における教員養成・研修機能の強化に向けて－国立教員養成大学・学部、大学院、附属学校の改革に関する有識者会議報告書－」では、教職大学院の新たな役割として、「学校教育全体の知の拠点となるよう、更なる教育内容の質向上及び多様化・特色化を目指して、従来の役割に加え、①高い実践性を生かした教科専門と教科教育を一体化した科目の設置や教員養成課程のカリキュラム・マネジメントを通じて学部を含む大学の養成機能全体の充実をリードする役割、②教員の養成のみならず現職教員の教育・研修機能も強化しつつ、教職生活全体を通じた職能成長を支援する役割、③管理職養成コースや教科領域を学ぶコースの設定など社会の要請に柔軟に対応した多様な学習の場を提供する役割、④実際に学校が抱える課題を教職大学院の特色である「理論と実践の往還」の手法を活用して解決すること等を通じた学校現場の質を向上させる役割などが期待」とし、「国立の教職大学院における教科領域の教育の導入に当たっては、教職大学院の設置の根幹とも言うべきスクールリーダーなど幅広く指導性を発揮できる教員の養成機能は引き続き維持・発展させつつ、これに加

えて、各教科等において、新学習指導要領で「①知識及び技能」，「②思考力，判断力，表現力等」，「③学びに向かう力，人間性等」の3つの柱に基づいて整理された資質・能力を児童生徒に身に付けさせることができるような教育活動を展開できる教員の養成に努めるべき」と指摘している。

例えば、神奈川県「校長及び教員の資質向上に関する指標」では「学校経営力」，横浜市の管理職用の指標では「リーダーシップ」「経営・組織マネジメント」がそれぞれ明示され、組織のリーダーとしての使命感や責任感を持ちリーダーシップを発揮し、明確な学校経営ビジョンの下、チームとしてまとめていく学校経営（マネジメント）が必要とされており、スクールリーダーなど幅広く指導性を発揮できる教員の養成機能の強化を図る。

また、新学習指導要領に示された資質・能力を育成するためには、各教科等の指導において、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善が必要であり、そうした授業改善を求める新学習指導要領の趣旨を踏まえ、前述の神奈川県及び横浜市の指標において明示した「授業力」は、児童生徒が自ら取り組む分かりやすい授業の実践や児童生徒とのかかわりや授業の経験を通して自らを高め続けることを意図しており、各教科等における専門的知識と高度な実践的指導力を有した授業力の向上を求めているものである。特に今後、強く要請される児童生徒の主体的な学びを保障するには、教師は児童生徒の学習の文脈を踏まえ、たえず教科の系統性を再構築するような学びを続けなければならない。教師が設定した教科内容の順序性が教科の系統性から正しいと判断されても、提示された教材が必ずしも児童生徒の学習の文脈に即しているとは限らないからである。提示された教材が順序尺度の中の特定の地位を示すものであっても、その地位の教材が児童生徒の学習プロセスに適合する保証はない。したがって、教師は児童生徒の学習のプロセスを見取り、それに即した指導をデザインできる資質・能力を促進する必要がある。

（5）教職大学院の再編

このような背景のもと、本学教職大学院と県内教育委員会とが教職大学院諮問会議（教育課程連携協議会）や教員研修の高度化検討委員会で、神奈川の教育課題とその解決策について協議を重ねてきた。その中で、例えば、教員の経験年数の均衡の崩れから指導主事の若年化が進み、教科の授業等への指導助言を適切に行うことのできる専門性を有する人材、国や地方の教育動向、教育法規等の幅広い知識やマネジメント能力を有する人材や、特別支援教育のニーズの高まりにおいて、特別支援学校や特別支援学級のみならず、一般学級においても特別支援教育の専門的なノウハウを有する人材の不足が課題として挙げられた。また、若年層の教員が増加する中で、確かな学力を育む教科教育の専門性と様々な教育活動を支える理論に基づいた幅広い知識を持つなど、若い世代の教員においても一定程度の力量を備え、学校づくりの一員として活躍できる新人教員の養成が必要であることが浮かび上がってきた。さらに、上述の課題に加え、様々なニーズに合わせた教員研修の充実、教員免許状取得者が不足する教科に対する対応の必要性等が新たに必要となってきたことを確認してきた。

そして現在、平成29年度の設置時、神奈川県内の各教育委員会から提出された要望書で挙げられた教育課題に加え、下記の要望（**付属資料2：神奈川県の教育委員会からの要望書**）があり、対応が不可欠となった。

- ・教科等の専門的知識と高度な実践的指導力向上に資するカリキュラムの設定
- ・特別支援教育の研究や、効果的实践に結び付く授業科目の設定
- ・ミドルリーダー養成に加え、管理職候補，指導主事等の養成

そこで、社会的な背景も踏まえ、都市型の地域密着型大学として、さらに神奈川県教育に貢献できる質の高い教員養成を実現するために、中核となる教育学研究科を改組し、次のような二つのプログラムに再編する。

《学校マネジメントプログラム》

自律的な学校運営と学校マネジメントを担うミドルリーダー、管理職候補、指導主事等の養成を行う。

《教科教育・特別支援教育プログラム》

確かな学力の育成とそれを保障する授業改善や多様なニーズに適切に対応できる教員の養成を行う教科教育領域と特別支援教育の充実を図る。

この再編によって、それぞれのプログラムにおける課題の解決に向けた実践を通じて、あらたな知の創出や神奈川県の特定期課題の解決に資する知見を見いだしていく。同時に、教育学部との一体化による教員養成機能の充実、教育実践研究機能の強化を進めている教育デザインセンター、教職課程を有する私立大学等との連携強化を行い、広く、神奈川県教育に貢献する。

(再掲、付属資料1：横浜国立大学教育学研究科改革プラン全体イメージ)

4. 研究科、専攻等の名称及び学位の名称

専攻の名称及びその理由

名称：横浜国立大学大学院教育学研究科

高度教職実践専攻 (Division of Advanced Professional Practice in Education)

理由：教育現場における複雑な諸課題を解決することのできる高度な教職に関する専門性を有し、学校や地域で中核となって活躍し、またそれを支えることのできる教員の育成を目指しているため、「高度教職実践専攻」と名称を継続して使用する。

学位の名称

名称：教職修士(専門職) (Master of Education for Professional Development)

5. ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー

「2. 大学院改組の基本方針と方向性」、 「3. 教職大学院再編の経緯と趣旨」を踏まえて、本学教職大学院では、3つのポリシーを次のとおり定める。

(1) ディプロマ・ポリシー

以下の3つの力を身に付け、かつ、別に定める修了要件を満たした者に学位を授与する。

- 1 同僚性を構築・活性化させ、様々な教育課題の解決に向けて学校や地域のリーダーとして、あるいは新しい学校づくりの一員として積極的かつ協働的に取り組むことができる力。
- 2 学習指導、児童生徒指導、支援を必要とする子どもに対する指導に関する知識・技能を身につけ、個に応じた実践的な指導ができる力。

- 3 急速に変化する社会や教育現場の課題に関して、主体的・協働的に学び続ける力。

(2) カリキュラム・ポリシー

学校マネジメントを担い学校や地域の教育活動においてリーダーとなる教員（スクールリーダー）を育成する「学校マネジメントプログラム」と、確かな学力の育成とそれを保障する授業改善や多様なニーズに適切に対応できる教員を養成する「教科教育・特別支援教育プログラム」の二つのプログラムを設定し、理論と実践の往還に基づいた学修を基本とし、次のような共通科目、選択科目、学校実習科目及び課題研究により教育課程を編成する。

- 1 共通科目においては、必置の共通5領域の中に、地域の教育課題についての理解を深め、実践力を培うことを目的とした科目である「神奈川の教育課題」の科目を設定し、神奈川のスクールリーダーとして求められる基盤的な学修を行う。
- 2 プログラム共通選択科目とプログラム別選択科目に区分される選択科目において、共通科目の各授業を土台として学生一人一人の専門性や課題意識に応じて学修を深め、高度な研究能力を育む。
- 3 学校実習科目において、学校における教育活動や実務全般について総合的に体験し、授業や学級経営に関する基本的なスキル等を身に付ける。
- 4 課題研究を必修とし、学生自らが学校現場から課題を見だし、その改善や解決に取り組むとともに教育実践研究を進める能力を身に付ける。

(3) アドミッション・ポリシー

理論と実践の往還に基づいて、学校マネジメントを担い学校や地域の教育活動においてリーダーとなる教員（スクールリーダー）の育成と、学び続ける意欲を持ち積極的に学校づくりに参画できる若手教員の養成を使命とし、神奈川の教育に貢献しようとする次のような人々を求めている。

- 1 授業づくりや学級・学年経営等に関する基本的な知識を持ち、学校や地域の教育課題解決に向けて積極的に努力し学び続けようとする高い志を有する教員。
- 2 教員免許を有する者で神奈川県内の教員を志し、自らの課題意識を持ち、理論に裏打ちされた実践力を高め、同僚と協働しつつ生涯にわたって学び続ける意欲を有する者。

II 教育課程編成の考え方・特色

1. 教育課程の基本的な考え方

(1) 基本的な考え方と教育課程の全体構成

本学教育学研究科の目的を達成するため、上述のカリキュラム・ポリシーに基づき、神奈川のスクールリーダーとして求められる基盤的な学修として「共通科目」（共通5領域、「神奈川の教育課題」に関する科目を含む）を置き、その共通科目の各授業を土台として学生一人一人の専門性や課題意識に応じて学修を深め、高度な研究能力を育むため「プログラム共通選択科目」及び「プログラム別選択科目」を設定した。学校における教育活動や実務全般について総合的に体験し、授業や学級経営に関する基本的なスキル等を身に付けるため「学校実習科目」を置くとともに、学生自らが学校現場から課題を見だし、その改善や解決に取り組み教育実践研究を進める能力を身に付けるため「課題研究」を設定した（**付属資料3：高度教職実践専攻（教職大学院）の二つのプログラム**）。さらに現行の横浜国立大学教職大学院教員養成・育成スタンダードを見直し、より地域が求める教員養成・育成の在り方を反映させるために、県内4教育委員会の育成指標の観点をすべて網羅するよう改訂した（**付属資料4：横浜国立大学教職大学院教員養成・育成スタンダード改訂版**）。この新スタンダードに基づき教育課程を検討し策定した。

以上のように、カリキュラム・ポリシーに基づいた教育課程の構造と、新スタンダードに基づいた学修内容となるよう編成した。

カリキュラムの全体構成は以下のとおりである。

「3. 教育方法、履修指導の方法および修了要件（1）標準修業年限・履修年間上限・修了要件」で詳述するが、学生は、各科目群の中から、必要な単位数を取得した上で、修了要件である46単位を満たすこととする。なお教育委員会から学校マネジメントプログラムに派遣された現職教員、および教科教育・特別支援教育プログラムの現職教員、附属学校教員のうち教育研究業績の審査を通過した者については、学校実習科目の一部について免除する場合がある。

○共通科目

以下の通り、共通5領域に該当する科目を設定する。

教育課程の編成・実施に関する領域 2単位×2科目

教科等の実践的な指導方法に関する領域 2単位×3科目

神奈川の教育課題に関する科目「EdTechを活用した授業の方法」を含む。

生徒指導、教育相談に関する領域 2単位×2科目

神奈川の教育課題に関する科目「インクルーシブ教育の理論と課題」を含む。

学級経営、学校経営に関する領域 2単位×4科目

神奈川の教育課題に関する科目「教育改革の現状と神奈川の教育事情」を含む。

学校教育と教員の在り方に関する領域 2単位×2科目

このうち、「EdTechを活用した授業の方法」「インクルーシブ教育の理論と課題」「教育改革の現状と神奈川の教育事情」については、神奈川の教育課題に関する科目（全員必修科目）として設定する。

○プログラム共通選択科目

教科横断・総合科目な科目 2単位×12科目

○プログラム別選択科目

学校マネジメントプログラム選択科目 2単位×8科目

教科教育・特別支援教育プログラム選択科目 2単位×46科目

○附属学校教員特別プログラム専門科目 2単位×12科目

○学校実習科目

教育課題発見実地研究 2単位

教育課題解決実地研究 2単位

教職専門実地研究Ⅲ 6単位

教職専門実地研究Ⅰ 5単位

教職専門実地研究Ⅱ 5単位

特別支援教育教職専門実地研究Ⅰ 5単位

特別支援教育教職専門実地研究Ⅱ 5単位

教職改善実地研究 2単位

教職専門実地研究Ⅳ 8単位

教職専門実地研究Ⅴ 10単位

○課題研究

学校課題解決研究A・B 2単位×4科目

学校課題解決研究Ⅰ・Ⅱ 2単位×4科目

(2) 教育課程の特色

①学校マネジメントプログラム

ミドルリーダー、管理職候補、指導主事等の養成を踏まえ、神奈川県内の教育委員会からの要望や教職大学院共同研究「指導主事に求められる資質・能力に関する課題の整理」における研究成果（付属資料5：指導主事に求められる資質・能力に関する課題の整理）等を踏まえ、例えば、教員が教育法規について学ぶ機会が少ないことが明らかになっていることから、法律系教員と神奈川弁護士会に協力を依頼予定の「学校運営と危機管理の実際」の設定や、教育センター等でのインターン、管理職・指導主事のシャドーイング、行政研修、学校経営、学校研究等の改善・企画・実施等を取り入れた学校実習科目「教育課題発見実地研究」「教育課題解決実地研究」等を設定した。

②教科教育・特別支援教育プログラム

確かな学力の育成とそれを保障する授業改善や多様なニーズに適切に対応できる教員の養成を行うため、実践力の向上を図る、教科横断的な学びの充実、教科の専門性を高める、実践研究力の向上など多様な学生のニーズに対応したカリキュラム構成としている。

通年型の学校実習科目「教職専門実地研究Ⅰ・Ⅱ」により、授業はもとよりそれ以外も含めて学校内の教育経験を充実し教員の仕事の理解を深めていく。

実習と講義，課題研究を関連付け，実習及び課題研究の計画と省察を全体指導，共通指導，個別指導を組み合わせて行うことにより，多様な考えに触れながら理論と実践を融合させる。

(3) 特別プログラム

①附属学校教員特別プログラム

本学附属学校教員を対象に附属学校教員特別プログラムを導入することとし，実習科目免除と長期履修制度を活用し，通常，通学が必要とされる授業期間においても通学することを要せず修了できる学修環境を整える。詳細は「11. 連携の強化 (1) 本学附属学校における内地研修員制度の改善」にて後述する。

②小学校免許取得プログラム

中高免許のみ所持する学生で，入学後に小学校免許取得を希望する者に対して以下のような小学校免許取得プログラムを設定し，学校段階間の連携・接続の視点も踏まえた力量を備えた教員を育成する。

1 種免許取得プログラム：標準修業年限3年，1年目は学部で免許取得

2 種免許取得プログラム：標準修業年限2年，教職大学院の学修と並行して履修

2. 教員組織の考え方および特色

(1) 教員組織の編成の考え方

高度教職実践専攻（教職大学院）では，定員を60名とし，ミドルリーダー養成に加え，管理職候補，指導主事等の養成という教育委員会の強い期待に応えるため，学校マネジメントプログラムと，教科教育領域の充実を図るため全教科及び特別支援教育を含む教科教育・特別支援教育プログラムの2つのプログラムで構成する。本専攻は，「教職大学院の教員組織編成等に関する留意事項について」に基づき，教育課程編成上は特定の教科は扱っておらず，特別支援教育を含んだ条件により，専門職大学院設置基準上必要となる専任教員数は13名となる。ただし，各プログラムの教育責任を明確にするため，48名の専任教員を配置する。

専任教員のうち，実務家教員として10名をカウントしているが，研究者教員の38名のうち16名は実務経験を有しており，学校現場での活動実績が直近の1年以内を含めて定常的にあり，最新の教育事情を踏まえ，教育実践に関する高い指導力を持っていることがピアレビューによって評価された者である。研究者教員においても，十分な実務経験を併せ持つ教員を配置することで，理論と実践の往還を実現できる。

実務家教員のうち，みなし専任教員は6名，うち3名は神奈川県，横浜市，川崎市からの現職指導主事の派遣であり，連携により教育内容・方法の改善や指導体制の充実を図っている。他の3名は，教育委員会，学校管理職等を歴任した退職者である。また，学部との一貫性確保のために，新たに教科教育・特別支援教育プログラムを担当する専任教員35名は，学部とのダブルカウントとなる。更に，28名を兼任教員とする。

今回の，教育学研究科の組織改編により教職大学院の定員が増加するため，専任教員と兼任教員については，修士課程から異動することとなる。既に研究科担当にある教員は教育学研究科担当教員選考手続きを経て，研究科での指導能力を認められているが，実践の経験を有する教員にあっては教育実践に関する教育業績を有すること，もしくは教科内容に関する業績を有する教員にあっては，教育実践に関する研究業績と実践業績を有することにより，

実践者としての学びと研究能力、両者の学修保障となる。そこで、教職大学院専任教員基準を策定し、更に、基準を満たすかどうかを確認するために、教員相互の業績審査（ピアレビュー）を実施した（**付属資料6：横浜国立大学教職大学院専任教員基準及び業績審査（ピアレビュー）の観点**）。故に、学校現場等での実務経験や教育実践に関する研究業績を有している教員のみが専任教員となっており、高度な専門的・実践的な力量を備え、知見を理論化していくことが可能である。

学校マネジメントプログラムは、9名の専任教員が担当し、教科教育・特別支援教育プログラムは、「言語・文化・社会グループ」「自然・生活グループ」「芸術・身体・特別支援グループ」の3つのグループ（**付属資料7：教科教育・特別支援教育プログラムのサブグループ**）で編成し、専任教員33名をそれぞれに配置する。実務家教員であるみなし専任教員は各プログラムには所属せず、2つのプログラムにおける指導を横断的に担当する。うち3名の現職指導主事の派遣教員は教育委員会との連携の充実のための客員教授として、他の3名は連携協力校等との連携協力を密にするための連携教授として、それぞれの専門分野に関わる科目を担当する。

（2）開設科目に応じた教員の配置

開設する科目は、神奈川県教育委員会、横浜市教育委員会、川崎市教育委員会、相模原市教育委員会からの要望に基づいて構成されている。開設するそれぞれの科目は、優れた専門性を持つ研究者教員と、連携する教育委員会や学校現場における豊かな実務経験を持つ実務家教員とが協働して行うことを原則とする。科目の内容によっては1人で担当、あるいは複数の実務家教員によって担当するものもある。実習科目、課題研究は、複数教員での協働による指導を基本とする。なお、共通科目と実習科目は、専任教員（みなし専任を含む）が担当する。

なお、教科教育・特別支援教育プログラムは、サブグループごとの定員を設けておらず、入学選抜の段階で調整を行ったとしてもサブグループごとに偏りが生じる可能性がある。教科に関わる指導については、先に述べたように教育実践に関する高い指導力を持った研究者教員38名（うち実務経験を有する教員16名）に加え、学校マネジメントプログラムに所属する専任の実務家教員や各プログラムには所属しない実務家教員であるみなし専任教員が、グループを超えた柔軟な巡回指導を積極的に行い、より充実した実践的な指導を実現することにより、教職全体にわたる指導力向上を図る。

実習巡回指導は、研究者教員と実務家教員による複数での指導が前提となるが、研究者教員のうち実務経験を有する教員16名は、「各専門の研究的学び」を超えて、教育方法、生徒指導・生徒理解、学級・学年・学校マネジメント、更には教師の資質能力論まで、「理論と実践を融合する」かたちで、「実践内容の意味付けや構造化」を図り、実習活動の俯瞰性を高め、「横浜国立大学教職大学院教員養成・育成スタンダード」（**再掲、付属資料4：横浜国立大学教職大学院教員養成・育成スタンダード改訂版**）に基づいた指導を行うという役割を担う。また、学校マネジメントプログラムに所属する専任の実務家教員や各プログラムには所属しない実務家教員であるみなし専任教員が、補完するなど、柔軟な対応をとる。これらの実務家教員は、教員経験に加え、指導主事、管理職等の経験があり、教科を超えた指導が可能である。更に、実務家の採用にあたり、県内にある4つ地域の教育委員会を考慮した計画的な配置を進めており、各校種（小学校、中学校、高等学校、特別支援学校）をもカバーできる体制となっている。

3. 教育方法，履修指導の方法および修了要件

(1) 標準修業年限・履修年間上限・修了要件

標準修業年限は，現職教員学生及び学部新卒学生ともに2年間とする。

ただし，学校マネジメントプログラムにおける県内教育委員会からの現職教員派遣について，県内教育委員会からの強い要望により現職教員の履修の便宜等に配慮し，10年以上の教職経験並びに2校以上の学校現場経験を有する者のうち，学校実習科目6単位分を免除することのできる教職経験をもつ者については，審査の上，短期履修（1年）を認める。履修登録の上限は，年間で40単位とする。

また教科教育・特別支援教育プログラムでは，現職教員や附属学校教員が勤務しながら無理なく学ぶことができる長期履修制度の導入，実習科目免除，長期休業期間中の開講，夜間開講，土日祝日開講，e-learning等を行う。なお，小学校免許取得プログラムの1種免許取得プログラムは標準修業年限3年とする。

修了要件は，下記の履修基準を満たし，合計46単位以上修得し，GPAの基準（2.0以上であること）を満たし，教育実践研究報告書の審査に合格することとする。なお短期履修を認められた者については，合計修得単位数40単位以上，学習達成度評価委員会の審査において1年次終了段階で2年終了時に達成すべき水準に達していることとし，修了後も教育委員会による研修会等での報告，1年後の成果報告会での取組全体の振り返りと成果報告を行うこととする。

(2) 履修基準

①学校マネジメントプログラム 計46単位

〔必修科目〕 計30単位

- ・ 共通科目（必修） 16単位
- ・ 実習科目（必修） 10単位（短期履修4単位（6単位まで免除可））
 - 「教育課題発見実地研究」「教育課題解決実地研究」 各2単位
- ・ 課題研究（必修分） 4単位
 - 「学校課題解決研究Ⅰ」「学校課題解決研究Ⅱ」 各2単位

〔選択科目〕 下記の基準を満たし，計16単位を履修

- ・ プログラム共通選択科目 4単位以上
- ・ 学校マネジメントプログラム選択科目 10単位以上
- ・ 課題研究（選択分） 0～4単位
 - 「学校課題解決研究A」「学校課題解決研究B」 各2単位（選択）
- ・ 教科教育・特別支援教育プログラム選択科目の履修も可能

②教科教育・特別支援教育プログラム 計46単位

〔必修科目〕 計30単位

- ・ 共通科目（必修） 16単位
- ・ 実習科目（必修） 10単位（現職教員8単位まで免除可）
 - 「教職専門実地研究Ⅰ・Ⅱ」 5単位＋5単位
 - 「授業改善実地研究」 2単位（現職教員 8単位まで免除された場合履修する）
- ・ 課題研究（必修分） 4単位

「学校課題解決研究Ⅰ」「学校課題解決研究Ⅱ」 各2単位

〔選択科目〕 下記の基準を満たし、計16単位を履修

- ・プログラム共通選択科目 4単位以上
- ・教科教育・特別支援教育プログラム選択科目 6単位以上
- ・課題研究（選択分） 0～4単位
「学校課題解決研究A」「学校課題解決研究B」 各2単位（選択）
- ・学校マネジメントプログラム選択科目の履修も可能

*原則として、特別支援学校教諭専修免許状を主として取得する学生は、各科目区分において（特）が付いた科目を選択する。

③附属学校教員特別プログラム 計46単位

〔必修科目〕 計30単位

- ・共通科目（必修） 16単位
- ・学校実習科目（必修） 10単位（10単位免除）
- ・課題研究（必修分） 4単位
「学校課題解決研究Ⅰ」「学校課題解決研究Ⅱ」 各2単位

〔附属学校教員特別プログラム専門科目〕 計12単位を履修

- ・「教育実習指導の実践研究」「実践研究のマネジメントⅠ」
「実践研究のマネジメントⅡ」「学校研究のための教材研究」
「学校研究のための授業研究」「学校研究のためのカリキュラム開発」 各2単位

〔選択科目〕 計4単位を履修

- ・課題研究（選択分） 4単位
「学校課題解決研究A」「学校課題解決研究B」 各2単位

*原則として、特別支援学校教諭専修免許状を主として取得する学生は、各科目区分において（特）が付いた科目を選択する。

《プログラム別・科目別履修単位数》

		共通科目	プログラム共通選択科目	プログラム別選択科目	附属学校 教員特別 プログラム専門科目	学校実習	課題研究	計
学校マネジメント プログラム	現職教員	16	4以上	10以上	/	4 (免除6)	4~8	46 以上
	教科教育・特別支援教育プログラム			学部新卒		6以上		
現職教員				6以上		2 (免除8)	4~8	
附属学校教員 特別プログラム	現職教員		/	/	12	0 (免除10)		

※各科目の最低履修単位数を超える単位数分については、プログラム共通選択科目、プログラム別選択科目、課題研究の中から選択履修する。

※プログラム別選択科目においても、各プログラムの最低修得単位数を超える分については、プログラムを超えて選択可能とする。

※小学校免許取得プログラムの学生は、1年次に小学校免許取得のための教育学部科目を履修し、2年次以降は、教科教育・特別支援教育プログラムの基準に則り履修する。

(3) 履修方法

授業は6ターム制で行い、「講義+演習」を基本とした(90分×2コマ)×8回で実施する。8回の中には学校視察、授業参観等を積極的に取り込む。

原則としてティームティーチングで授業を実施する(一部授業はオムニバス形式)。

4. 各科目のねらい

(1) 共通科目 (13科目)

神奈川県スクールリーダーとして求められる基盤的な学修となるよう、共通5領域に該当する科目として、神奈川の教育課題から構成される必修3科目を含め、以下の13科目を開設する。なお、特別支援学校教諭専修免許状を取得する場合には、共通5領域の(特)と記された科目を選択することとする。

共通5領域	
教育課程の編成・実施に関する領域	
社会に開かれた教育課程とカリキュラムマネジメント	2単位
特別支援教育のカリキュラムマネジメント(特)	2単位
教科等の実践的な指導方法に関する領域	
授業デザインの理論と実践	2単位
特別支援教育の授業デザイン(特)	2単位
EdTechを活用した授業の方法(神奈川の教育課題)	2単位
生徒指導、教育相談に関する領域	
子どもの理解と支援	2単位
インクルーシブ教育の理論と課題(特)(神奈川の教育課題)	2単位
学級経営、学校経営に関する領域	
学校マネジメントとリーダーシップ	2単位
学級経営・学級指導の理論と実践	2単位
特別支援学校の組織マネジメント(特)	2単位
教育改革の現状と神奈川の教育事情(神奈川の教育課題)	2単位
学校教育と教員の在り方に関する領域	
特別支援教育コーディネーターの役割と課題(特)	2単位
専門職としての教員の職能発達	2単位

(2) 選択科目

共通科目の各授業を土台として学生一人一人の専門性や課題意識に応じて学修を深め、高度な研究能力を育むために選択科目を開設する。選択科目はプログラム共通選択科目とプログラム別選択科目に区分される。各選択科目は以下のとおりである。

○プログラム共通選択科目（12科目）

「資質・能力」育成のための理論と実践	2単位
学びと授業づくりの心理学	2単位
特別活動の理論と実践	2単位
総合的な学習の理念とカリキュラム開発	2単位
グローバル化に対応した教育	2単位
人間社会と科学	2単位
情報モラルと著作権教育	2単位
消費者教育・ESDの理念と実践	2単位
幼児理解の理論と実践	2単位
学校健康教育	2単位
食教育の理論と実践	2単位
教職キャリア開発の方法	2単位

○プログラム別選択科目

●学校マネジメントプログラム選択科目（8科目）

教育相談体制とカウンセリング	2単位
スクールリーダーシップの事例研究	2単位
レッスンスタディとアクションリサーチ	2単位
行政研修の企画・運営	2単位
学校運営と危機管理の実際	2単位
同僚性の構築に関する理論と実践	2単位
課題フィールドワーク	2単位
学校マネジメントの高度教育研究方法論	2単位

●教科教育・特別支援教育プログラム選択科目（46科目）

国語の授業デザイン論と教材デザイン論	2単位
国語の教材デザイン論と実践Ⅰ（文字・言語）	2単位
国語の教材デザイン論と実践Ⅱ（文学・テキスト）	2単位
国語の高度教育研究方法論	2単位
社会系教科の授業デザイン論と教材デザイン論Ⅰ	2単位
社会系教科の授業デザイン論と教材デザイン論Ⅱ	2単位
社会系教科の高度教育研究方法論	2単位
生活科・総合の授業デザイン論と実践	2単位
生活科・総合の高度教育研究方法論	2単位
数学の授業デザイン論と実践	2単位
数学の教材デザイン論と実践	2単位
数学の学習指導と評価	2単位
数学の高度教育研究方法論	2単位

理科の授業デザイン論と実践	2単位
理科の教材デザイン論と実践	2単位
理科の高度教育研究方法論	2単位
音楽の授業デザイン論と実践	2単位
音楽の教材デザイン論と実践	2単位
音楽の高度教育研究方法論	2単位
美術科の教材デザイン論と実践Ⅰ	2単位
美術科の教材デザイン論と実践Ⅱ	2単位
美術科の実践演習	2単位
美術科の高度教育研究方法論	2単位
保健体育の授業デザイン論と実践	2単位
保健体育の教材デザイン論と実践	2単位
保健体育の学習指導と評価	2単位
保健体育の高度教育研究方法論	2単位
技術の授業デザイン論と実践	2単位
技術の教材デザイン論と実践	2単位
技術の実践演習	2単位
技術の高度教育研究方法論	2単位
家庭科の教材デザイン論と実践Ⅰ	2単位
家庭科の教材デザイン論と実践Ⅱ	2単位
家庭科の学習指導と評価	2単位
家庭科の高度教育研究方法論	2単位
英語科の授業デザイン論と実践	2単位
英語科の教材デザイン論と実践	2単位
英語科の学習指導と評価	2単位
英語科の高度教育研究方法論	2単位
特別支援教育と評価（特）	2単位
特別支援教育実践演習Ⅰ（特）	2単位
特別支援教育実践演習Ⅱ（特）	2単位
特別支援教育の内容と実践A（特）	2単位
特別支援教育の内容と実践B（特）	2単位
特別支援教育の内容と実践C（特）	2単位
特別支援教育高度教育研究方法論（特）	2単位

(3) 附属学校教員特別プログラム専門科目 (12 科目)

附属学校教員が附属学校で行う実践研究活動（学部教育実習の指導，学校研究の推進，教科等の実践研究，学校研究や公開授業・研究会に関わる教材研究，授業研究，カリキュラム開発など）において計画，実施，省察の各段階を，実践の理論化，理論に基づく実践を体現するために以下の科目を開設する。

教育実習指導の実践研究	2 単位
実践研究のマネジメント I	2 単位
実践研究のマネジメント II	2 単位
学校研究のための教材研究	2 単位
学校研究のためのカリキュラム開発	2 単位
学校研究のための授業研究	2 単位
特別支援学校教育実習指導の実践研究（特）	2 単位
特別支援教育実践研究のマネジメント I（特）	2 単位
特別支援教育実践研究のマネジメント II（特）	2 単位
特別支援学校研究のための教材研究（特）	2 単位
特別支援学校研究のためのカリキュラム開発（特）	2 単位
特別支援学校研究のための授業研究（特）	2 単位

(4) 学校実習科目 (11 科目)

学校における教育活動や実務全般について総合的に体験し，授業や学級経営に関する基本的なスキル等を身に付けるために，以下の学校実習科目を開設する。

教育課題発見実地研究	2 単位
教育課題解決実地研究	2 単位
教職専門実地研究 I	5 単位
特別支援教育教職専門実地研究 I（特）	5 単位
教職専門実地研究 II	5 単位
特別支援教育教職専門実地研究 II（特）	5 単位
教職専門実地研究 III	6 単位
教職専門実地研究 IV	8 単位
教職専門実地研究 V	10 単位
授業改善実地研究	2 単位
特別支援教育授業改善実地研究（特）	2 単位

(5) 課題研究 (8科目)

学生自らが学校現場から課題を見だし、その改善や解決に取り組むとともに教育実践研究を進める能力を身に付けるために、以下の課題研究を開設する。

学校課題解決研究 A	2 単位
学校課題解決研究 B	2 単位
学校課題解決研究 I	2 単位
学校課題解決研究 II	2 単位
学校課題解決研究 A (特別支援教育) (特)	2 単位
学校課題解決研究 B (特別支援教育) (特)	2 単位
学校課題解決研究 I (特別支援教育) (特)	2 単位
学校課題解決研究 II (特別支援教育) (特)	2 単位

5. 教育方法

(1) 授業の工夫

各授業科目は、講義での理論的整理、演習での事例研究やワークショップ、連携協力校での実証授業や参与観察等で構成し、分析・省察を通じた理論的裏付けに基づく知見の整理といった往還の過程をたどることで理論と実践の融合を図る。学生の主体的・能動的な学びを重視し、グループ討議、ワークショップ、シミュレーション、事例研究、模擬授業等のアクティブ・ラーニングを積極的に取り入れる。また授業では、連携協力校に加え、先進的、特色のある取り組みを行っている学校において、フィールドワーク、授業観察・分析を行う。その他、ICTを積極的に活用し、反転学習等のブレンディッド・ラーニングも導入する。発展的な学修として、教員と学生が協力して、教育課題の解決方法を探るプロジェクト研究を行うことにも取り組む。(付属資料8：教職大学院の授業イメージ)

(2) 学修の総合的・最終的確認方法

学生は、各科目を通しての学びとリフレクションを教職大学院で独自に開発したeポートフォリオに蓄積する。教員はシラバスに記載した評価方法に基づき評価を行うと同時に、eポートフォリオに記述された内容、自己評価等を参照し、各科目に関連する教職大学院教員養成・育成スタンダードの項目の達成度についても評価する。

学生自らが明確な意図と達成目標を持った課題設定をして、時間をかけて課題解決を探究する経験をすることは、教職大学院における学びを統合するものとして非常に重要な役割を果たす。これによって、学校実践の現場における課題を自ら発見し、講義や実習等での学びに基づいて課題解決を行うことが可能となる。課題研究科目「学校課題解決研究I・II」では、実習の報告や省察を行い、その結果を最終的には学校課題研究報告書としてまとめる。

修了は、単位数、必修科目の取得及びGPAの基準を満たしていることを確認のうえ、学校課題研究報告書の提出及び教職大学院研究成果報告会における発表を課題研究の主担当教員及び副担当教員が審査する。さらに、高度教職実践専攻運営委員会において、教職大学院教員養成・育成スタンダード(再掲、付属資料4：横浜国立大学教職大学院教員養成・育成スタンダード改訂版)に基づき、本専攻の目標が達成されていることを総合的に確認する。最

最終的には、「研究科教授会」の議を経て修了を判断する。

(3) 現職教員学生・学部新卒学生共学の工夫

学校マネジメントプログラムは現職教員学生のみであり、教科教育・特別支援教育プログラムは学部新卒学生と現職教員学生で構成される。しかし、共通科目、プログラム共通選択科目は、プログラムを超えての履修科目である。現職教員学生と学部新卒学生がともに学修する機会を設定することで、双方の学びの深まりを促す。

現職教員学生と学部新卒学生がともに学修することは、現職教員学生にとっては自分の実践を新たに見直す機会になり、学部新卒学生にとっては学び続ける教員のロールモデルを目の当たりにすることとなって、ともに実践上の課題に取り組む機会となる。また県内の各地域、校種の現職教員学生が幅広い課題を持ち寄りともに検討することによる「水平的学習」と、現職教員学生と学部新卒学生の間の支援と学習モデル化から成立する「垂直的学習」の二軸の学習を、演習や実習の場において展開する。

特に、プログラム別選択科目においても、各プログラムの最低修得単位数を超える分については、プログラムを超えて選択可能としている。このことによって、各自の学びの目的に沿った履修を促し、現職教員学生と学部新卒学生が効果的に学び合う場を積極的に醸成する。

なお、現職教員学生と学部新卒学生が同じ授業を受講する場合、経験や能力の違いを踏まえて到達目標と評価基準はそれぞれに設定し、個々の学生の経験値や習得状況に応じた指導を行う。

(4) 現職教員学生の実習免除

現職教員学生を対象に、実習の免除を行う。

学校マネジメントプログラムにおいては、後述するように、学校マネジメントプログラムの専任教員が、「教育実践研究履歴申告書」に基づいて「短期履修」の可否及び実習免除の可否について同時に審査する。

教科教育・特別支援教育プログラムについては、教育課程の編成及び実施、教科等の実践的な指導や評価、教材開発、授業研究、学校研究、教員研修等に関する実務経験及び研究業績等について、所属長が確認した「教育実践研究履歴申告書」の提出を求め、免除することができる実務経験を有しているかについて面接を行う。面接は、入学者選抜試験において、口述試験終了後に引き続き、教科教育・特別支援教育プログラムの専任教員が担当する。

審査は、免除の対象となる学校実習科目の到達目標に基づいた観点によって評価する。**(付属資料9：実習免除の観点について)** 免除の対象となる学校実習科目は、学校マネジメントプログラムは、「教職専門実地研究Ⅲ」（6単位）、教科教育・特別支援教育プログラムは、「教職専門実地研究Ⅳ」（8単位）であり、それぞれの学校実習科目の到達目標を、これまでの実務経験及び研究業績で達成しているかどうかを審査の上、免除する単位数を決定する。

なお、附属学校教員特別プログラムについても同様に審査を行うが、免除の対象となる学校実習科目は「教職専門実地研究Ⅴ」（10単位）であり、「教育実践研究履歴申告書」は教科教育・特別支援教育プログラムと共通である。

(5) 短期履修（1年）の設定

学校マネジメントプログラムでは、自律的な学校運営と学校マネジメントを担うミドルリーダー、管理職候補、指導主事等の養成を目指しており、県内の各教育委員会から、中堅教員や管理職・指導主事の候補者がより修学しやすいシステムづくりを協働して進めることに

ついて強い要望がある。そこで、1年間の履修でも2年間の履修と同等以上の成果が見込めるよう短期履修のプログラムを工夫し、教員の短期履修に対応する。

現職教員の出願資格として、10年以上の教職経験並びに2校以上の学校現場経験を有する者という条件を設定し、教育委員会からの派遣命令による者及び自ら修学を希望する者（大学院修学休業制度等によるものを含む）を各教育委員会で選考し、大学での選抜を経て入学させる。

この条件を満たす教員には、授業研究や教材開発、学級・学年経営、児童生徒指導や教育相談、学校研究や教員研修等に関する実務経験及び研究業績に加え、主幹、主任としての実務経験等について、所属長が確認した「教育実践研究履歴申告書」の提出を求め、「教職専門実地研究Ⅲ」を免除することができる実務経験を有しているかについて、口述試験終了後面接を行い、「短期履修」の可否について審査を行う。この教育実践研究履歴申告書に基づいた面接において、授業研究や教材開発、学級・学年経営等に関する実務経験及び実践研究に関する業績等について判断する。

大学院就学中においても、教育委員会と連携し、学校実習時に指導教員が訪問指導を行う際、派遣元教育委員会の担当者が同行する機会を設定するなど、学校実習における現職教員学生の実践的な取組みを確認する。

修了は、単位数、必修科目の取得及びGPAの基準を満たしていることを確認のうえ、教育実践研究報告書の提出及び教職大学院研究成果報告会における発表を課題研究の主担当教員及び副担当教員が審査すると共に派遣元教育委員会担当者を含む学習達成度評価委員会において、1年次終了の段階で2年次終了時に達成すべき水準に達しているかについて審査する。さらに、高度教職実践専攻運営委員会において、教職大学院教員養成・育成スタンダード（**再掲**、**付属資料4：教職大学院教員養成・育成スタンダード改訂版**）に基づき、本専攻の目標が達成されていることを総合的に確認する。最終的には、「研究科教授会」の議を経て修了を判断する。

修了後も、連携協力校として連携を継続することにより、教育委員会と教職大学院の協働による学校課題解決への支援及び修了生へのフォローアップを行い、1年後の教職大学院研究成果報告会において、修了後の連携協力校（ただし、履修終了後に異動があった場合には、異動後の職場）における取組と成果について報告することを修了生に義務付ける。（**付属資料10：短期履修認定のプロセス**）

（6）長期履修制度の導入

現職教員学生が勤務しながら無理なく学ぶことができるよう、2年間で設定されている教育課程について、長期休業期間中の開講、夜間開講、土日祝日開講、e-learning等を組み合わせ履修する計画を立て、長期履修学生として在籍できる制度を設ける。

（7）附属学校教員特別プログラムの設定

教科教育・特別支援教育プログラム内に設定される附属学校教員特別プログラムでは、本学附属学校に勤務する教員で教職大学院での修学を希望する者を受け入れる。詳細は「11. 連携の強化（1）本学附属学校における内地研修制度の改善」にて述べるが、通常、通学が必要とされる授業期間においても通学せずに修了できる学修環境を整え、指導体制としても所属する附属学校の校長と附属学校の研究に関わる研究者教員等が指導教員となり、学校現場において効率的に指導を行うことのできる体制を整える。これらの方策により学びの質保証を担保し、教職大学院にふさわしい理論と実践の往還を進める。

(8) 標準的な時間割と履修イメージ

①標準履修（2年）モデル

6ターム制を取り、講義は90分×2コマで実施する。これにより講義の時間をある程度まとめることができ、授業時間外の主体的な学修時間が確保され、また授業での学びを振り返りながら、より深い学びを実現することが可能となる。1年次から学校実習「教職専門実地研究Ⅰ」を開始し、実習期間中も共通科目として「授業デザインの理論と実践」、 「学級経営・学級指導の実践と課題」を受講させ、理論と実践の往還を図る。2年次には学校実習「教職専門実地研究Ⅱ」を行いつつ、「学校課題解決研究Ⅰ・Ⅱ」を受講し、実習を通して学生自らが学校現場から見いだした課題について省察を加え、その改善や解決に取り組み、理論と実践の融合を深めていく。*(付属資料11-1, 11-2：標準履修(2年)モデル)*

②標準履修（特別支援学校教諭専修免許状取得）モデル

基本的には、標準履修と同様である。1年次から学校実習「特別支援教育教職専門実地研究Ⅰ」を開始し、実習期間中に「特別支援教育の授業デザイン」を受講させ、理論と実践の往還を図る。2年次には学校実習「特別支援教育教職専門実地研究Ⅱ」を行いつつ、「学校課題解決研究Ⅰ・Ⅱ（特別支援教育）」を受講し、実習を通して学生自らが学校現場から見いだした課題について省察を加え、その改善や解決に取り組み、理論と実践の融合を深めていく。*(付属資料12-1, 12-2：標準履修(特別支援学校教諭免許状取得)モデル)*

③短期履修（1年）モデル

基本的には、標準履修モデルと同様であるが、短期履修を認められた現職教員学生は、実習科目6単位免除することによって1年で修了が可能とする。「教育課題発見実地研究」では、学校のみドルリーダー、管理職、指導主事等の役割や業務から課題を発見し、それに対応した実習内容を個別に調整する。さらに「教職課題解決実地研究」において、上記実習で発見した課題について課題解決につながる取組を企画、構想し、具体的な取組を実施、評価する。1年間の修学において、選択科目、必修科目、学校実習科目、課題研究を関連させ、理論と実践の往還を実現するカリキュラムの構造を示す。*(付属資料13：短期履修(1年)モデル)*

④附属学校教員特別プログラム履修モデル

前述の「(6) 附属学校教員特別プログラムの設定」にあるように、附属学校での勤務を継続しながら教職大学院の科目を履修することが可能となるよう学修環境を整え、4年程度で修了ができるカリキュラムである。*(付属資料14：附属学校教員特別プログラム(履修モデル))*

6. 「大学院設置基準」第14条による教育方法の実施

教科教育・特別支援教育プログラムに入学する現職教員学生については、「大学院設置基準」第14条の特例（現職教員の教育方法の特例）を活用し、1年次はフルタイムで就学し、2年次は在籍校に勤務しながら夜間・休日等において単位修得、課題研究の指導を受ける制度を設ける。

(1) 標準修業年限

標準修業年限は、第 14 条の特例を適用した場合でも 2 年とする。

(2) 授業方法及び研究指導の方法

平日に加えて土、日曜日及び祝日にも授業を開講し、いずれの曜日も授業は昼夜間開講とする。さらに長期休業中等に短期間で実施される集中講義の開講や遠隔講義を実施し、現職教員でもそれぞれの勤務スタイルに合わせた形で履修が行えるカリキュラムを提供する。

また、日常的な指導は、可能な限り学生の事情に配慮した時間に実施し、附属図書館及び情報基盤センター等の利用を勧めるほか、メールなどによる情報交換を通して、有効な指導を行う。

(3) 授業の実施方法

授業は昼夜間開講とし、さらに必要に応じて集中授業や遠隔講義を開講する。これによって、教員として勤務しながら通学する場合でもそれぞれの勤務実態に合わせた形での履修を可能とする。

(4) 教員の負担の程度

高度教職実践専攻の担当教員全員が教育方法の特例による授業を実施する。そのため、夜間や土、日曜日及び祝日、あるいは長期休業中の集中授業や遠隔講義については、時間及び時期の調整を行うなど過重な負担が生じないような工夫を施す。

なお、土、日曜日及び祝日に開講する場合は、振替休日制度を利用する。

(5) 図書館・情報処理施設等の利用方法や学生の厚生に対する配慮、必要な職員の配置

附属図書館は、土、日曜日及び祝日において利用可能である。開館時間を考慮して、文献の検索や複写の利用ができるようにし、教育・研究に支障がないような配慮を行う。学生が使用する情報機器は、附属図書館の他、教職大学院内に現職教員学生が常時利用できる台数を設置し、利用に支障が生じないように対応する。

心身の健康相談については、学内の保健管理センターのメール相談が常時利用可能である。加えて学部内の学生相談、ハラスメント相談も利用可能であり、学生の心身の健康には十分な配慮を行う。

事務体制については、夜間開設を行うほか、電子メール及び電話等での連絡体制を取り、14 条特例によって就学に支障を来さないような体勢を整える。

(6) 入学者選抜の概要

教育方法の特例を適用する現職教員の入学定員は、本専攻の入学定員に含まれるものとする。

7. 教育課程連携協議会について

専門職大学院設置基準（平成 15 年文部科学省令第 16 号）第 6 条の 2 第 1 項に規定する教育課程連携協議会として、「横浜国立大学教職大学院諮問会議」（以下「諮問会議」という。）を設置する。

諮問会議は、年2回程度開催することとし、養成する人材像に関する事、教育のあり方に関する事、カリキュラムに関する事、入試及び広報に関する事、学位授与に関する事、自己点検・評価に関する事、教職大学院と教育委員会との連携に関する事、その他諸課題に関する事について審議する。学校現場の最新の状況を踏まえた教育課程の検討を行うとともに、横浜国立大学教職大学院と教育委員会、連携協力校の連携について協議する。

委員は、過半数は学外者で構成し、次のような構成である。

1	学長又は当該専門職大学院に置かれる研究科の長が指名する教員その他の職員	教育学研究科長 高度教職実践専攻長 教育学部附属学校部長 その他高度教職実践専攻を担当する教員のうち、教育学研究科長が指名する者
2	「当該専門職大学院の課程に係る職業に就いている者又は当該職業に関連する事業を行う者」による団体のうち、広範囲の地域で活動するものの関係者であって、当該職業の実務に関し豊富な経験を有するもの	神奈川県教育委員会教育局指導部長 神奈川県教育委員会教育局行政部教職員人事課長 横浜市教育委員会教職員人事部教職員人事課担当課長 横浜市教育委員会教職員人事部教職員育成課長 川崎市教育委員会職員部教職員課教職員人事課長 川崎市教育委員会職員部教職員課教職員人事課担当課長 相模原市教育委員会学校教育部教職員人事課課長 相模原市教育委員会学校教育部教育センター所長 等県内教育委員会教育長が推薦する者
3	地方公共団体の職員、地域の事業者による団体の関係者その他の地域の関係者	連携協力校校長のうち、教育学研究科長が指名する者（小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等各校種から1名程度）
4	当該専門職大学院を置く大学の教員その他の職員以外の者であって学長等が必要と認めるもの	教育学研究科長が必要と認める者若干名

なお、諮問会議内に学習達成度評価委員会を置き、派遣されている現職教員学生の短期履修による修了判定も行う。

8. 基礎となる学部との関係

教育学部では、中央教育審議会での審議内容や「横浜国立大学教員養成スタンダード」に基づくカリキュラムの改革、スクールデー実践の新設や教育実習の改善、学校ボランティアの改善、同じく中央教育審議会答申に基づく高大接続改革の観点から、ダブルインターンシップなどを含む入試改革などを通して、さらに学校現場との関係を強化して、教職への志と意欲の高い学生を養成し、教員採用率の向上を図ることとしている。このカリキュラムを通

して、全国から集まった優秀な学生を高度な資質を持った教員に育て、学生の出身地だけでなく、横浜市を中心とした神奈川県内各地に送り出すなどの役割も果たしている。また、教職大学院設置に向け策定された「教職大学院教員養成・育成スタンダード」の「学部新卒学生」用は、学部4年間の評価規準である「横浜国立大学教員養成スタンダード」を踏まえたものとなっており、学部段階から実施されてきた理論と実践の往還を踏まえている。

このように、これまでも高度教職実践専攻における教育内容は、直接間接に、学部・研究科における教育・研究の理念とカリキュラムとの関係が見通されたものとなっている。

更に、教育学部との一層の連携を図り、教育学部と教職大学院との連携による質の高い教員養成を行うため、以下のような取組を行う。

- ・教育学部1・2年次に教職へのモチベーションが高まるような実践的授業の再構築を行う（教職大学院連携協力校と連動させた教育実地研究（1年次）、授業展開やスクールデー実践（2年次）の進化）。
- ・教職大学院への特別進学を希望する者には、教育学部4年次春学期以降、教職大学院授業科目の前倒し履修を可能とする。
- ・教育学部学生に対する教職大学院実務家教員による教員採用に向けた支援により、神奈川県内の教員採用者数の増加を図る。

9. 入学者選抜の概要

現行の一般選抜、現職教員選抜に加え、本学教育学部や附属学校及び他大学との連携を強化することにより優秀な学生を確保するとともに、神奈川県内の現職教員の多様なニーズに応えるため、以下のように入学者選抜を実施する。

（1）出願資格

○学校マネジメントプログラム

- ・現職教員（教育行政機関の職員を含む）で、教員免許状（一種）を有し、10年以上の教職経験並びに2校以上の学校現場経験などを有する者。

○教科教育・特別支援教育プログラム

- ・学部新卒学生で、教員免許状（一種）取得見込みであり、神奈川県内の教員になることを希望している者。
- ・現職教員（教育行政機関の職員を含む）で、教員免許状（一種）を有し、3年以上の教職経験を有する者。
- ・本学大学院学則第21条第1項第8号の規定により、大学に3年以上在学した者であって、本学教職大学院の定める単位を優秀な成績で修得したと認めた者
- ・すでに教員免許（一種）を取得、あるいは取得見込である社会人で、神奈川県内の教員になることを希望している者。

教科教育・特別支援教育プログラムは、「言語・文化・社会」「自然・生活」「芸術・身体・特別支援」の3つのサブグループで構成し、入試はサブグループ別を実施する。但し、定員は明確には分けないこととする（**再掲、付属資料7：教科教育・特別支援教育プログラムのサブグループ**）。

(2) アドミッション・ポリシー

理論と実践の往還に基づいて、学校マネジメントを担い学校や地域の教育活動においてリーダーとなる教員（スクールリーダー）の育成と、学び続ける意欲を持ち積極的に学校づくりに参画できる若手教員の養成を使命とし、神奈川の教育に貢献しようとする次のような人々を求めている。

- 1 授業づくりや学級・学年経営等に関する基本的な知識を持ち、学校や地域の教育課題解決に向けて積極的に努力し学び続けようとする高い志を有する教員。
- 2 教員免許を有する者で神奈川県内の教員を志し、自らの課題意識を持ち、理論に裏打ちされた実践力を高め、同僚と協働しつつ生涯にわたって学び続ける意欲を有する者。

(3) 選抜方法

入試の実施回数を現行の2回から3回に拡大し、以下の選抜方法により実施する。

①A日程

ア) 学校マネジメントプログラム

派遣教員選抜（教育長推薦）

口述試験及び書類審査（面接調査書，教育課題研究計画書）

※¹短期履修の可否に関する面接（教育実践研究履歴申告書，代表的な報告書）

イ) 教科教育・特別支援教育プログラム

学内特別選抜（教育学部，飛び入学を含む）（他学部）

連携大学特別選抜（大学（学部）推薦）

口述試験（模擬対応，模擬授業を含む）

書類審査（成績，推薦書，面接調査書，学校課題研究計画書）

一般選抜

口述試験（模擬対応，模擬授業を含む）

小論文（今日的な教育課題に関する問題）

書類審査（成績，面接調査書，学校課題研究計画書）

現職教員選抜（現職経験3年以上）

口述試験及び書類審査（面接調査書，教育課題研究計画書）

※²実習科目「教職専門実地研究Ⅳ（8単位）」免除の可否に関する面接（教育実践研究履歴申告書，代表的な報告書）

附属学校教員特別選抜（附属学校教員特別プログラムを対象）（現職経験3年以上）

口述試験及び書類審査（面接調査書，教育課題研究計画書）

※³実習科目「教職専門実地研究Ⅴ（10単位）」免除の可否に関する面接（教育実践研究履歴申告書，代表的な報告書）

②B日程

ア) 学校マネジメントプログラム

派遣教員選抜（教育長推薦）

口述試験及び書類審査（面接調査書，教育課題研究計画書）

※¹短期履修の可否に関する面接（教育実践研究履歴申告書，代表的な報告書）

イ) 教科教育・特別支援教育プログラム

一般選抜

口述試験（模擬対応，模擬授業を含む）

小論文（今日的な教育課題に関する問題）

書類審査（成績，面接調査書，学校課題研究計画書）

現職教員選抜（経験3年以上）

口述試験及び書類審査（面接調査書，教育課題研究計画書）

※²実習科目「教職専門実地研究Ⅳ（8単位）」免除の可否に関する面接（教育実践研究履歴申告書，代表的な報告書）

③C日程

ア) 学校マネジメントプログラム

派遣教員選抜（教育長推薦）

口述試験及び書類審査（面接調査書，教育課題研究計画書）

※¹短期履修の可否に関する面接（教育実践研究履歴申告書，代表的な報告書）

イ) 教科教育・特別支援教育プログラム

一般選抜

口述試験（模擬対応，模擬授業を含む）

小論文（今日的な教育課題に関する問題）

書類審査（成績，面接調査書，学校課題研究計画書）

現職教員選抜（経験3年以上）

口述試験及び書類審査（面接調査書，教育課題研究計画書）

※²実習科目「教職専門実地研究Ⅳ（8単位）」免除の可否に関する面接（教育実践研究履歴申告書，代表的な報告書）

※¹学校マネジメントプログラムにおいて短期履修を希望する場合には、「教育実践研究履歴申告書」を提出し、「教職専門実地研究Ⅲ（6単位）」を免除することができる実務経験を有しているかについて、口述試験終了後、引き続き「短期履修」の可否に関する面接を行う。

※²教科教育・特別支援教育プログラムにおいて修学を希望する現職教員は、授業研究や教材開発、学級・学年経営、児童生徒指導や教育相談、学校研究や教員研修等に関する実務経験及び研究業績等について、所属長が確認した「教育実践研究履歴申告書」の提出を求め、「教職専門実地研究Ⅳ（8単位）」を免除することができる実務経験を有しているかについて、口述試験終了後に8単位免除の可否に関する面接を行う。この教育実践研究履歴申告書に基づいた面接において、授業研究や教材開発、学級・学年経営等に関する実務経験及び実践研究に関する業績等について判断する。

※³附属学校教員特別プログラムを希望する者を対象として行う附属学校教員特別選抜において、これまでの実務経験及び研究業績について、所属長が確認した「教育実践研究履歴申告書」の提出を求め「教職専門実地研究Ⅴ（10単位）」を免除することができる実務経験を有しているかについて、口述試験終了後に10単位免除の可否に関する面接を行う。

書類審査は、面接調査書，課題研究計画書の記載内容等に則して行う。また小論文は、今日的な教育課題の中から出題し、大学院での修学が可能な学力を有しているかどうかという観

点で採点する。

(4) 想定される入学者

以下のような者が入学者として想定される。

- ・神奈川県内の教育委員会等から派遣または推薦され、将来、学校の管理職や教育委員会の指導主事として重要な役割を果たすことが期待される現職教員や教育行政機関の職員
- ・神奈川県内の教育委員会等から派遣または推薦され、学校の教育活動において中核的役割を果たすことが期待される現職教員や教育行政機関の職員
- ・教職に関する高度な実践的知識の修得や今日的課題の探究に意欲を持ち、地域の教育課題解決に向けて、教員相互の同僚性を高め新しい時代の学校づくりに貢献しようとする現職教員や教育行政機関の職員
- ・教員養成系学部の卒業（見込）者で神奈川県内の教員を志望する者
- ・教員養成系学部以外の卒業生で教員免許状（一種）を有しており、神奈川県内の教員を志望する者

10. 取得可能な資格

幼稚園教諭免許取得者への対応として、幼稚園教諭についても専修免許状を取得可能にする。これにより、現在取得している教員免許状（一種）を基礎に、幼稚園教諭，小学校教諭，中学校教諭（各教科），高等学校教諭（各教科），養護教諭，栄養教諭，特別支援学校教諭，の専修免許状を取得できる。

- ・幼稚園教諭専修免許状
- ・小学校教諭専修免許状
- ・中学校教諭専修免許状

国語，社会，数学，理科，音楽，美術，保健体育，技術，家庭，英語，保健，職業，職業指導，宗教，中国語，フランス語，ドイツ語，スペイン語，韓国語・朝鮮語，アラビア語

- ・高等学校教諭専修免許状

国語，地理歴史，公民，数学，理科，音楽，美術，工芸，書道，保健体育，工業，家庭，英語，保健，看護，情報，農業，商業，水産，福祉，商船，職業指導，宗教，中国語，フランス語，ドイツ語，スペイン語，韓国語・朝鮮語，アラビア語

- ・養護教諭専修免許状
- ・栄養教諭専修免許状
- ・特別支援学校教諭専修免許状（知的障害者，肢体不自由者，病弱者）

11. 連携の強化

(1) 本学附属学校における内地研修員制度の改善

附属学校の教育・研究が地域のニーズを踏まえたものとなり、また附属学校の教員養成・研修の拠点としての機能を高めていくため、本学附属学校における内地研修員制度を見直し、教職大学院との新たな連携強化による附属学校教員特別プログラムを設定する。

本プログラムは、実習科目免除と長期履修制度を活用し、通学での履修を最小限にとどめ、修了できる学修環境を整えている。共通科目（必修）については、夜間，土日祝日，休

業中等に開講するものを履修する。

また、附属学校教員特別プログラム専門科目をおき、マネジメントの視点、教科教育・特別支援教育の視点のどちらにも対応できるような科目を配置している。この、附属学校教員特別プログラム専門科目 12 単位については、附属学校長および指導教員、附属学校との共同研究を担当する教員が附属学校を訪問して指導する。課題研究の指導方法については、個別指導が中心となるため、大学教員の附属学校訪問時を活用して行う。なお、課題研究では、研究テーマ自体が汎用性に欠けるものとならぬよう、地域の公立学校にとって研究成果が活用しやすいテーマとする。以上の方策により、教職大学院にふさわしい理論と実践の往還を進め、学びの質保証を担保する。

具体的なプログラムの履修モデルを以下に示す。附属学校へ着任して、2年目から5年目にかけて無理なく履修できるプログラムを設定している。なお、附属特別支援学校では、それぞれの科目に対応する特別支援教育の科目を実施する。**（再掲、付属資料 14：附属学校教員特別プログラム（履修モデル））**

所属校の校長と教科教育・特別支援教育プログラムの研究者教員 1 名が指導教員となる。専門科目については、学校実習の指導実績や学校研究に関連する教科研究の成果（研究授業、研究紀要、書籍等）の執筆等をまとめ、指導教員が毎年、単位認定（年 6 単位まで）を行う。共通科目（必修）16 単位は、集中講義、夜間、休日及び祝日開講等で履修する。実習の 10 単位は全て免除（現職経験年数 3 年以上）とする。3 年目に「学校課題解決研究 A・B」（4 単位）、4 年目に「学校課題解決研究 I・II」（4 単位）を履修し、中間報告会、研究成果報告会に参加し、教育実践研究報告書を提出する。

より具体的な科目履修および指導体制は、次の通りである。

「教育実習指導の実践研究」では、学部の教育実習指導の計画、実施、省察の各段階において指導教員の指導を受け、レポートを作成する。

「実践研究のマネジメント I・II」では、学校研究の推進、教科等の実践研究、研究に関連する教員研修等に関わる取り組みについて指導教員の指導を受け、それらの成果についてレポートを作成する。

「学校研究のための教材研究」、「学校研究のための授業研究」、「学校研究のためのカリキュラム開発」については、学校研究や公開授業・研究会に関わる教材研究、授業研究、カリキュラム開発等のいずれかに重点を置いた取り組みを年度ごとに行い、指導教員の指導を受け、それらの成果についてレポートを作成する。なお、その実施順序については変更しても構わない。

これらの科目については、大学教員が附属学校にてフィールド型演習授業として、教材研究・授業研究の指導を行う科目であり、実践の理論化、理論に基づく実践を体現する科目となる。

日常業務に埋没しないために、指導教員である所属校の校長と指導教員が、現職教員学生を交えて、年度当初にその年度に履修する科目の内容を把握し、校務分掌等との関係を調整し、修学に必要な時間を十分に持つことができるよう配慮する。更に、定期的に教職大学院の教員が訪問し、履修内容に関する指導を行い、学生は履修内容に関わる業務に関するリフレクションを e ポートフォリオに記載する。なお、訪問指導と合わせてテレビ会議システムを活用した遠隔指導を行い、他の学生との交流の場も設定する。

以上の方策により学びの質保証を担保し、教職大学院にふさわしい理論と実践の往還を進める。

「学校課題解決研究 A・B, I・II」については、所属校の校長と教科教育・特別支援教

育プログラムの教員1名の指導を年6回以上受け、中間報告会での報告、教育実践研究報告書の提出、研究成果報告会での報告を行う。

上述した附属学校教員特別プログラムを希望する教員に関しての選抜は、以下の通り実施する。

- ①附属学校長が推薦書を提出（各附属学校で応募調整）
- ②附属学校教員特別選抜を実施→A日程で対応
- ③口述試験、書類審査（面接調査書、教育課題研究計画書）により審査する。
- ④合格後、附属学校長に履修計画書を提出する。

なお、附属学校教員特別プログラムは各年度3人を上限とし、入学料免除（現職教員特別推薦派遣と同様）、授業料半額免除（学内研修制度）を検討中である。

（2）本学学部・他学部における学部段階からの教職大学院接続準備プログラムの提供

本学学部・他学部における神奈川県内の教員志望の学生を対象とした、教職大学院との連携強化による、以下に示す入学前の教職大学院接続準備プログラムを設定する。

- ・希望者に、入学前に10単位を上限とする教職大学院科目の履修を認めるプログラム（6年一貫プログラム、飛び入学の場合には5年一貫プログラムとなる）
- ・（他学部対象）卒業時に取得する免許以外の校種・教科等の学部教職専門科目の一部履修を認めるプログラム

なお、他学部の学生において、入学後、中高免許のみ所持する学生に小学校免許取得を促すための小学校免許取得プログラムを以下の通り設定し、上記の接続準備プログラムとの接合を図る。

- 1種免許取得プログラム：標準修業年限3年、1年目は学部で免許取得のための科目を履修
- 2種免許取得プログラム：標準修業年限2年、教職大学院の学修と並行して履修

本プログラムでは、学内特別選抜（教育学部、飛び入学を含む）として10名程度、他学部として3名程度の受講を想定している。指導教員の推薦を受け、面接を実施後、接続準備プログラムを受講することによって、学部長推薦による特別選抜入試の受験を可能とする。

（3）他大学との教員養成高度化連携に関する協定の締結

世代交代の急激な神奈川県下における教育課題解決に寄与すべく、神奈川県内の教員を志し、教員としての資質・適性を備えた他大学の学生と、本学教職大学院との円滑な接続を促し、新しい学校づくりを支える「高度専門職としての教員」を養成・育成することを目的に、他大学との連携協定を推進する。

近隣の教職課程を有する私立大学等と教員養成高度化連携に関する協定を締結し、教職科目の履修開放、連携大学特別選抜による教職大学院への進学制度の構築等、連携を強化する。現在、連携大学は関東学院大学、北里大学、東京理科大学、横浜市立大学の4大学とし、各大学から2名程度の学生を、学部長（学長）からの以下に示す成績要件に基づき推薦を受け、連携大学特別選抜（大学（学部）推薦）によって選抜する。また、1大学と調整中である。（**付属資料15：横浜国立大学と連携大学との教員養成高度化連携に関する協定書**）

<連携大学特別選抜成績要件>

大学3年次修了時において、以下のいずれかの基準を満たす者。

- ①所属学科（これに相当するものを含む）での成績が上位 1/3 以内，又は総修得単位数に占める評価点 80 点以上の評価が 1/2 以上である者又はこれらに準じる者。
- ②教育に関する優れた活動実績を有している者。

また，連携大学において推薦を受けた者は，以下に示す「横浜国立大学教職大学院接続準備プログラム」を受講し，本学における学修を円滑に進めるための体制を整える。

<横浜国立大学教職大学院接続準備プログラム>

- ・教職大学院学校課題解決研究中間報告会参加，連携大学特別選抜進学希望者向けワークショップ受講（連携大学特別選抜試験までに 2 回実施（各 4 時間程度））
- ・学校課題解決研究成果報告会参加（3 時間程度）
- ・横浜市内の大学では，すでに締結済みの単位互換協定利用により，連携協定を結んだ大学の学生は，3 年次から以下に示す免許科目群の一部履修を可能とする。

また，（2）で述べた，中高免許のみ所持する学生に小学校免許取得を促すための小学校免許取得プログラムの履修も可能とする。

小教専生活科	2 単位
小教専国語	2 単位
小教専社会科	2 単位
小教専算数	2 単位
小教専理科	2 単位
小教専音楽	2 単位
小教専図工	2 単位
小教専体育	2 単位
小教専家庭科	2 単位
小教専英語	2 単位

（4）教育委員会との連携

教職大学院と教育委員会，連携協力校の連携について，協議する教職大学院諮問会議（教育課程連携協議会）を設置し，教育委員会，連携協力校等とともに，教職大学院の全般について協議と評価を行い，デマンドサイドの意見・ニーズを踏まえて，教職大学院が養成する人材像，カリキュラムの内容，教員の派遣，学校実習の実施等の事項に関する審議を行ってきた。また，教職大学院諮問会議内に専門委員会として「教員研修の高度化検討委員会」を設置し，教員研修の連携の在り方について協議を重ねてきた。特別支援の認定講習の受け皿拡大のため，令和 2 年度には，特別支援に関する免許更新講習の科目の一部について認定講習の認定を受けて開設するための準備を進めている。

更に，既述の通り，本学教職大学院の拡充に関わり神奈川県内の各教育委員会の教員養成・育成指標に対応した横浜国立大学教員養成・教職大学院スタンダードを見直した。また，連携による研修の充実や相互交流システム（横浜市）とアドバイザースタッフ派遣システムの統合，全県の相互交流システムの構築を進めているところである。これに伴い，県内の各教育委員会の大学連携担当者との協議体制も再構築する。

特に，相互交流システム（横浜市）とアドバイザースタッフ派遣システムの統合に関し

ては、横浜市教育委員会において各種研修会や研究会などへの講師の派遣を大学に依頼するシステムと本学のアドバイザースタッフ派遣システムが独立して稼働していたが、これを統合することによって、相互交流の円滑化を目指す。さらに、本専攻の全教員がアドバイザースタッフに登録し、無償対応とすることで、一層の相互交流の強度を高めていく。

12. 教育研究の高度化

(1) 教科専門と教科教育を融合した教育

学校現場において、学習内容の系統性や教科の本質を理解して子供たちに新たなもの見方を促す課題探究を行う授業や教材の開発が必要となっている。これを踏まえ、本学教職大学院の教育内容に、学校現場の実情に即した実践的な教科領域の導入を進め、教育研究の高度化を目指す。「教科専門」と実践性を担保した「教科教育」の融合を志向し、これを具現化するプログラムを「言語・文化・社会」「自然・生活」「芸術・身体・特別支援」の3つのサブグループで構成し、実習、課題研究等の共通指導は、サブグループ別に行う。

(再掲、付属資料7：教科教育・特別支援教育プログラムのサブグループ)

カリキュラムは、「実践力の向上を図る」「教科横断的な学びの充実」「教科の専門性を高める」「実践研究力の向上」等の構成とする。また、通年型の学校実習「教職専門実地研究Ⅰ」「教職専門実地研究Ⅱ」による授業以外の教育経験の充実、教員の仕事の理解等と、講義、課題研究を関連付け、実習及び課題研究の計画と省察を全体指導、共通指導、個別指導を組み合わせて行うことにより、多様な考えに触れながら理論と実践を融合させる。

また、各サブグループに設置する基礎的な科目構成は、以下の通りである。

『教科』の授業デザイン論と実践：学習指導の内容・方法および評価に関する理論・方法・技能等を用いた効果的な授業デザイン力量の形成

『教科』の教材デザイン論と実践：教材開発の方法と技術等を用いた効果的な授業デザイン力量の形成

『教科』の実践演習または、『教科』の学習指導と評価等：教材及び学習内容の開発と構成、教材開発の方法と技術の習得、各自の実践課題に即した単元計画・学習指導案の作成
これらの科目構成により、教科の専門性と実践性を融合し、教科内容と思考力、判断力、表現力等の能力及び主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度とを結び付けて把握できる人材を育成する。(付属資料16：学校実習と課題研究の指導体制)

(2) 博士課程への進学も可能となる教育学術論文の作成

国立教員養成大学・学部や教職大学院においては、今後、学校現場での研究経験を有する教職経験者の人材確保が一層、重要となってくる。そこでは、教職大学院で得られる学位に加え、実践性を重視し臨床的な研究を行うことができる、より高度な研究能力を備えた博士人材の育成が不可欠である。本学教職大学院は、こうした博士人材の育成を東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科博士課程との接続を考慮して実現していくと同時に日本型Ed.Dをも見据えた指導を視野に入れた取り組みを進める。例えば、教職大学院、指導主事、教職大学院みなし専任、管理職、博士課程(日本型Ed.D)を経るなどして、教職大学院教員などへのキャリア形成の実現を目指す。このための教育学術論文の作成指導の体制を整える。

「教育実践報告書」の作成に繋がる「学校課題解決研究Ⅰ・Ⅱ」(必修)に接続する科目として、「学校課題解決研究A・B」を選択科目として設定し、教育実践を対象とした研究(教科内容に関する専門研究は除く)、かつ神奈川の教育課題に資する研究を推進するための基

礎を学修できる体制を準備する。これに関わり、希望者は、学校マネジメントプログラムと、教科教育・特別支援教育プログラムの教科ごと及び特別支援教育について設置された科目である「〇〇の高度教育研究方法論」（〇〇には、学校マネジメント、教科等名もしくは特別支援教育が入る。学校マネジメント、国語、社会系教科、生活科・総合、数学、理科、音楽、美術科、保健体育、技術、家庭科、英語科、特別支援教育の13科目を設置。）のいずれかの科目を履修することによって、修士論文と同様の論文審査（主査1名、副査2名）を受けることが可能となり、教育学術論文の作成に必要な能力の習得も可能となる。（付属資料17：課題研究と報告書）

13. 教職大学院教員としての継続的な力量向上の方策

(1) FD研修の実施

大学全体の取り組みとして、高大接続・全学教育推進センター教育開発・学修支援部門が主体となり、教育の質の向上のためFD及び授業改善等に向け初任教員研修会、FD・SD合宿研修会、FDシンポジウムを行っている。

教職大学院では、上記の取り組みに必要なに応じて参加することに加え、以下の取組を行う。

- ・各授業科目の担当者がチームで授業計画の立案、授業の実施、授業評価を行い、継続的に授業改善を進める。
 - ・教職大学院独自の授業アンケートを実施し、年に1回、学生を交えた授業に関する懇談会を実施する。
 - ・年間2回、授業の相互参観及び授業研究会を実施する。
 - ・e-learning=遠隔講義に対応するため、eポートフォリオの活用に加え、テレビ会議システム、授業支援システム等の活用を行う。
 - ・学校実習の指導状況について、「学校課題解決研究Ⅰ・Ⅱ」、「学校課題解決研究Ⅰ・Ⅱ（特別支援教育）」において相互に報告し、必要に応じて指導計画の見直しを行う。
- 上記の取り組みによって教員の資質向上に努める。

(2) 授業評価の実施

学生による授業評価を実施し、授業に対する意見や要望等を把握する。タームごと（年6回）に各授業科目の実施状況、学校実習及び課題研究の進捗状況、教員養成・育成スタンダードの達成状況について、教職大学院担当教員全員で確認し、改善点、問題点への対応について協議し、次年度の授業改善、カリキュラム改善に活かす。

(3) 教員業績報告・ピアレビューの実施

横浜国立大学では、全学業績評価委員会において、年に1度、所属する全教員の業績評価を実施している。さらに、教職大学院では、年に1度、教職大学院専任教員基準（再掲、付属資料6；横浜国立大学教職大学院専任教員基準及び業績審査（ピアレビュー）の観点）に基づく教員相互のピアレビューを継続的に実施し、専任教員の質保証を担保し、教育研究活動の改善を図る。

(4) 教育学研究科独自の研究紀要の発行

教育学研究科独自の機関誌「教育デザイン研究」を発行し、研究科の教育研究活動の推進を図ると同時に、実務家教員の実践的研究発表の場を確保している。

14. 施設・設備等の整備計画

教育研究に必要な自習室及び専任の教員の研究室について以下のように整備する。

(1) 自習室

現在の全学共用棟C棟の2階を学校マネジメントプログラムの現職教員学生用の自習室とし、教科教育・特別支援教育プログラムの自習室は、教科等に応じた自習室を12室用意する。個別学習用の机の配置や、少人数グループでの学習用にミーティングテーブル、PC、プリンタ等をそれぞれの自習室の形状に合わせて配置する。

開設科目に関する図書や資料については講義室内に配架する。なお、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料（電子ジャーナルやデジタルデータベースを含む）は、図書館に整備済みのものに加え、拡充を図る。

(2) 教員研究室

研究者教員及び実務家教員の教員研究室は、教育デザインセンター、第1研究棟、第2研究棟、第3研究棟、美術棟（教育4号棟）、音楽棟（教育5号棟）に一人1室を配置する。実務家教員（みなし専任）教員研究室は、教育デザインセンター101室及び連携教授室（全学共用棟C棟2階）を使用する（共同利用）。

(3) 附属図書館

本学中央図書館は、キャンパスのほぼ中央に位置し、本学最大の学習支援センターとして、個人では入手困難な図書資料や電子情報等、各種の情報資料の収集・整理・蓄積を通じて教育・研究活動をサポートしている。床面積は約12,000平方メートルで、開架式の書棚等に、教育に関わる貴重資料（基調書庫）も含め、蔵書約76万冊を有し、教員養成に関わる教科書や研究書、雑誌等も完備されている。公開講座等に使用できるメディアホール、グループ学習等のためのワーキングスタジオ、卒業制作等の展示場としても使える情報ラウンジなど、種々のスペースを持ち、多機能文化空間を構成し、学生の学修を支援している。

(4) その他

全学共用棟C棟2階の1室を高度教職実践専攻長室とする。

なお、横浜市の市役所の移転と、それに伴う現市庁舎街区再整備等を踏まえて、横浜市の中心である関内地区に、本学の地域連携拠点（仮称：関内サテライトキャンパス）を設置する方向で具体的な検討に入っている。実現すれば、令和3年度から、現職教員学生などを対象とした教職大学院の授業の一部を実施する予定である。

15. 管理運営

教育学研究科教授会の下に、高度教職実践専攻運営委員会を置く。高度教職実践専攻運営委員会には専攻長を置き、専攻長、専攻長代理、副専攻長、学校マネジメントプログラムの代表及び副代表、教科教育・特別支援教育プログラムの「言語・文化・社会グループ」「自然・生活グループ」「芸術・身体・特別支援グループ」の各グループの代表及び副代表により構成する。学校マネジメントプログラム及び教科教育・特別支援教育プログラムの各グ

ループの代表の任期は1年とし、各グループ会議において選出するものとする。高度教職実践専攻運営委員会は、教職大学院の人事、予算、カリキュラム、入試等の事項を審議する。このほか、教職大学院の専任教員全員（みなし専任教員を含む）で構成する「全体会議」を置き協議を行うとともに、全体に関わる事項は研究科教授会において審議を行う。

①入試部会

入試問題の作成、入試広報、入試管理等を担当する。

②実習部会

連携協力校との調整、実習の手引きの作成、学校実習の企画・運営・評価を担当する。また、教育委員会との連携による修生及び連携協力校のフォローアップについても調整を行う。（みなし専任教員（連携教授）を委員に含む。）

③広報部会

教職大学院のWEB管理、広報誌の作成、連携研修の広報などを担当する。（みなし専任教員（客員教授）を委員に含む。）

④カリキュラム部会

カリキュラムの検討、時間割作成、履修の手引きの作成、eポートフォリオ管理等を担当する。

⑤評価部会

自己点検・自己評価、認証評価を担当する。

16. 情報の公表

横浜国立大学は、教育研究の成果の普及及び活用の促進に資するため、学校教育法施行規則第172条の2(第1項第1号~第9号及び第2項)に規定されている各情報を、大学ウェブサイト(<https://www.ynu.ac.jp/about/information/>)にて公表している。

また、学則等の各種規程(<http://somu-somu.ynu.ac.jp/gakugai/kisoku/>)、評価及び監査(<https://www.ynu.ac.jp/about/information/law/independence/index.html>)、設置認可申請書、設置届出書及び設置計画履行状況等報告書(<https://www.ynu.ac.jp/about/project/setting/index.html>)をそれぞれ大学ウェブサイトにて公表している。

上記に加えて、教職大学院は、教育研究の成果の普及・活用の促進を基本としつつ、各種情報の公表と積極的な広報活動をウェブサイト (<http://pste.ynu.ac.jp>)にて公表している。

更に、入学希望者に対する教職大学院及び入学試験に関する情報の提供として、教職大学院の教育研究活動に関係する国内外の企業・団体・地域に向けた情報の提供を行う。広報媒体は、1. ウェブサイト、2. パンフレット・広報紙、3. ガイダンス・入学相談会等の開催を予定しており、これらを通じて積極的な情報発信に努める。

17. 自己点検・評価

(1) 自己点検・自己評価の体制

評価部会において、毎年度、教職大学院の教育研究に関する自己点検・評価を行う。同部会が実施計画を策定し、カリキュラム部会、実習部会、入試部会の協力を得て、実施、分析を行い、高度教職実践専攻運営委員会において審議する。

(2) 自己点検・自己評価の方法

自己点検・自己評価の内容としては、学生の受け入れ状況、教育課程の編成状況、学修の成果（単位取得率、学位取得率、専修免許状の取得者状況）、FDの実施状況、学生に対する授業アンケートと学生との授業改善に関する懇談会を通じた満足度の把握、修了生に対するアンケートによる大学院の学修と教育実践等との結び付きの度合いなどについて点検・評価し、次年度の改善策に生かすこととする。自己点検・自己評価の結果を報告書として取りまとめ、Webページ等を通じて公表する。

(3) 認証評価

本学教育学研究科高度教職実践専攻は、改組の年となる令和3年度に教員養成評価機構から教職大学院としての認証評価を受けるべく以下の通り計画している。

- 令和2年 5月 : 専門委員会を構成、自己評価書の作成・検討開始
- 令和2年 6月 : 認証評価機関との協議（評価基準や評価の実施方法の確認等）
- 令和2年 11月 : 認証評価機関への評価申請
- 令和2年 12月 : 予算要求等、実施準備
- 令和3年 6月～ : 自己評価書の提出
- 令和3年 7月～ : 訪問調査対応を準備し、実施する
- 令和4年 1月～ : 評価結果原案の提示があり、必要に応じて意見申立
- 令和4年 3月 : 評価決定

大学評価に係る企画・立案及び点検・評価の実施に関する業務は、国立大学法人横浜国立大学評価委員会が統括することとしており、認証評価にあたっては評価委員会のもとに教職大学院認証評価専門委員会を構成し、自己評価書の作成等にあたる。

Ⅲ 連携協力校等との連携・実習

1. 連携協力校等との連携

<学校マネジメントプログラム>

神奈川県教育委員会、横浜市教育委員会、川崎市教育委員会、相模原市教育委員会との連携協力により、各教育委員会が重視する教育課題や人事構想等に基づいて現職教員学生が派遣される。「教育課題発見実地研究」「教育課題解決実地研究」の実習科目において、学校のみドルリーダーを目指す場合は、現職教員学生が所属する原籍校を、管理職の理解と支援を前提に連携協力校とし学校及び地域の教育課題解決に取り組む。一方、管理職や指導主事を目指す場合は、学校、あるいは教育委員会、教育センター等において地域の教育課題を研究主題として実習に取り組むこととし、実習の受入についての承諾を得ている。

連携協力校の期間は学生の大学院在籍期間も含め、2年程度とする。その際、学生個人の学びを支援するだけでなく、学校全体を支援することが前提となるとともに、さらに地域全体に波及効果を及ぼすことができるよう、必要に応じて、近隣学校等の教員も参加できるような研修の場も工夫する。

<教科教育・特別支援教育プログラム>

教職大学院設置以来、県内教育委員会及び学校との連携協力体制が確立されているが、更に連携体制を拡大し、神奈川県教育委員会、横浜市教育委員会、川崎市教育委員会、相模原市教育委員会から合計90名の受け入れに関する調整実施に関する承諾を得ている。また本学附属学校5校からも合計30名の受け入れが確定しており、全体で120名の受け入れが確定している。

また、神奈川県内の4教育事務所（県西事務所、県央事務所、中事務所、湘南三浦事務所）と横須賀市教育委員会を介して、県内の市町村教育委員会との連携協定を結ぶと共に、神奈川県内の小学校4校、中学校4校、神奈川県立高等学校6校、神奈川県立特別支援学校4校から連携協力校の承諾を得ている。更に、横浜市内の小中学校については、既に小学校10校、中学校6校から連携協力校の承諾を得ている。

以上により、本学附属学校を含め、小学校16校、中学校12校、高等学校6校、特別支援学校4校との連携を確保した。**(付属資料18;横浜国立大学教職大学院連携協力校等一覧)**

これらの連携協力校の他、学生が希望する地域、学校種、教科で学校実習が実施できるよう、連携協定を結んだ教育委員会を通して状況に応じた連携協力校を選出していく。また、今後も、校長会等を通して、連携協力校の依頼を継続して行う。

学部新卒学生は、「教職専門実習Ⅰ（特別支援教育教職専門実習Ⅰ）」「教職専門実習Ⅱ（特別支援教育教職専門実習Ⅱ）」の実習科目について、原則として就職を希望する地域、学校種、教科で実施できるよう配慮する。学部からの特別選抜の学部新卒学生は、附属学校と公立学校で1年ずつ実習を行う。現職教員学生については、実習科目として「授業改善実地研究（特別支援教育授業改善実地研究）」を履修し、原則として現職教員学生が所属する原籍校、あるいは附属学校を連携協力校として実習を行う。

2. 実習の具体的な計画

(1) 学校実習の概要

<学校マネジメントプログラム>

学校マネジメントプログラムでは、自律的な学校運営と学校マネジメントを担うミドルリーダー、管理職候補、指導主事等の養成を行うことを目的としている。そこで、「教職専門実地研究Ⅲ」、「教育課題発見実地研究」、「教育課題解決実地研究」を通して、学校のミドルリーダー、管理職、指導主事等のいずれかを視野に入れた研究計画を立案し、それに対応した実習内容を個別に調整する。これまでの教職キャリアを省察し、学校あるいは教育委員会、教育センター等における教育実践上の課題を探索する中で自己の研究テーマを設定し、理論を基に課題解決のための計画を立て、解決に向けた実践に取り組む。

<教科教育・特別支援教育プログラム>

教科教育・特別支援教育プログラムでは、確かな学力の育成とそれを保障する授業改善や多様なニーズに適切に対応できる教員の養成を行う教科教育領域と特別支援教育の充実を図ることを目的としている。

学部新卒学生は、「教職専門実習Ⅰ（特別支援教育教職専門実習Ⅰ）」で、単元を通じた指導計画を立案、児童生徒の実態を踏まえた学習指導案の作成、授業においては、児童生徒の姿に応じて柔軟に実践ができ、授業後には、毎時間の児童生徒の学びを省察し、理論と実践を結びつけながら授業の改善ができるようになることを目指す。「教職専門実習Ⅱ（特別支援教育教職専門実習Ⅱ）」では、担任教師としての自律した授業、学級経営、学年経営や校務分掌など学校経営に関する在り方や役割を考えることができ、若手教師として校内で中心的存在になることを目指す。

現職教員学生は、「教職専門実地研究Ⅳ」「授業改善実地研究（特別支援教育授業改善実地研究）」では、自らの実習を記録し、理論と結びつけながら、学校課題（研究課題）解決に向けた授業等の在り方を分析する。また校内の教師の関係性を構築し、校内に同僚性の基盤を作り、授業改善の取組を促進することにも寄与することを目指す。

(2) 実習時期、内容、実習施設、学生の配置、実習単位等

<学校マネジメントプログラム>

○教育課題発見実地研究（第1－2ターム不定期）

- ・学校のみドルリーダー、管理職、指導主事等の役割や業務から課題を発見し、それに対応した実習内容を個別に調整する。

ミドルリーダー	所属する学校における教育実践上の課題を研究主題に設定し、学校で実習を行う
管理職	学校や地域の教育課題を研究主題に設定し、学校、教育委員会等で実習を行う
指導主事	担当する学校や地域の教育課題を研究主題に設定し、教育委員会、教育センター、学校等で実習を行う

- ・年間60時間実施する。1日6時間×10日（合計60時間） *事前・事後指導を含む

- ・研究者教員と実務家教員が効果的に共同参画する
- ・2単位，免除なし

○教育課題解決実地研究（第3－5ターム不定期）

- ・学校のみドルリーダー，管理職，指導主事等の役割や業務から発見した課題について，課題解決につながる取組を企画，構想し，具体的な取組を実施，評価する。

ミドルリーダー	所属する学校において課題解決のための実践と評価を行う
管理職	学校や教育委員会，教育センター等において課題解決のための実践と評価を行う
指導主事	教育委員会，教育センター，担当する学校等において課題解決のための実践と評価を行う

- ・年間60時間実施する。1日6時間×10日（合計60時間） *事前・事後指導を含む
- ・研究者教員と実務家教員が効果的に共同参画する
- ・2単位，免除なし

○教職専門実地研究Ⅲ

現職教員学生のうち，実習科目の免除が認められなかった学生が履修する。

- ・自らの教育実践を振り返り，理論と結びつけながら，授業等の在り方を分析する。
- ・定期的に，授業の映像を持ち寄り，教員と学生でカンファレンスを行う。
- ・自らの授業力量を高める取り組みだけでなく，校内の教師の関係性を構築し，校内に同僚性の基盤を作り，授業改善の取組を促進することにも寄与できるようにする。
- ・年間180時間実施する。1日6時間×30日（合計180時間）*事前・事後指導を含む
- ・研究者教員と実務家教員が効果的に共同参画する
- ・6単位，免除あり

<学校教育・特別支援教育プログラム>

○教職専門実地研究Ⅰ

- ・定期的な授業観察及び参与を通して，授業改善に関わる課題を明確化し，観察及び学習成果を元に，指導計画，指導案の作成，授業実践等を行い，リフレクションを行う。
- ・事前指導で実習計画を作成する。
- ・連携協力校の授業を観察する。
- ・単元を通した指導案を作成し，授業の実習に取り組む。
- ・定期的に，授業研究会をおこす。必要に応じて学校で撮影した授業映像を持ち寄り，カンファレンスを行う。
- ・年間150時間実施する。1日6時間×25日（合計150時間）*事前・事後指導を含む
- ・研究者教員と実務家教員が効果的に共同参画する
- ・5単位，免除なし

○特別支援教育教職専門実地研究Ⅰ

- ・定期的な授業や諸活動の観察及び参与（チームティーチングの実践）を通して、個々の児童生徒の障害の状況等に応じた指導内容や方法の改善に関わる課題を明確化し、観察及び学習成果を元に、個別の指導計画の作成・実施・改善の取り組みの実際を経験し、リフレクションを行う。
- ・事前指導で実習計画を作成する。
- ・連携協力校の授業や諸活動を観察する。
- ・定期的に、授業研究会をおこす。必要に応じて学校で撮影した授業映像を持ち寄り、カンファレンスを行う。
- ・年間150時間実施する。1日6時間×25日（合計150時間）＊事前・事後指導を含む
- ・研究者教員と実務家教員が効果的に共同参画する
- ・5単位、免除なし

○教職専門実地研究Ⅱ

- ・教職専門実地研究Ⅰの内容に加え、1年を通して授業、学級・学年経営や学校経営に携わり、自らの実習を記録し、理論と結びつけながら、学校課題（研究課題）解決に向けた教育実践等の在り方を分析する。
- ・定期的に、授業や学級経営、児童・生徒指導、学校行事等の映像を持ち寄り、教員と学生でカンファレンスを行う。
- ・授業の実習だけでなく、担任として学級経営も担当する。
- ・学校の様々な業務を担当し、職員会議などの各種会議や研究授業にも参加する。
- ・年間150時間実施する。1日6時間×25日（合計150時間）＊事前・事後指導を含む
- ・研究者教員と実務家教員が効果的に共同参画する
- ・5単位、免除なし

○特別支援教育教職専門実地研究Ⅱ

- ・教職専門実地研究Ⅰ（特別支援教育）の内容に加え、1年を通して授業等、学級・学部経営や学校経営に携わり、自らの実習を記録し、理論と結びつけながら、学校課題（研究課題）解決に向けた教育実践等の在り方を分析する。
- ・定期的に、授業や諸活動、学級経営、児童・生徒指導、学校行事等の映像を持ち寄り、教員と学生でカンファレンスを行う。
- ・授業の実習だけでなく、担任として学級経営も担当する。
- ・学校の様々な業務を担当し、職員会議などの各種会議や研究授業にも参加する。
- ・年間150時間実施する。1日6時間×25日（合計150時間）＊事前・事後指導を含む
- ・研究者教員と実務家教員が効果的に共同参画する
- ・免除なし

○授業改善実地研究

現職教員学生が履修する。

- ・自らの実習を記録し、理論と結びつけながら、学校課題（研究課題）解決に向けた授業等の在り方を分析する。
- ・定期的に、授業の映像を持ち寄り、教員と学生でカンファレンスを行う。
- ・自らの授業力量を高める取り組みだけでなく、校内の教師の関係性を構築し、校内に

同僚性の基盤を作り、授業改善の取組を促進することにも寄与できるようにする。

- ・年間 60 時間実施する。1 日 6 時間×10 日（合計 60 時間） * 事前・事後指導を含む
- ・研究者教員と実務家教員が効果的に共同参画する
- ・2 単位，免除なし

○特別支援教育授業改善実地研究

現職教員学生が履修する。

- ・自らの実習を記録し、理論と結びつけながら、学校課題（研究課題）解決に向けた授業等の在り方を分析する。
- ・定期的に、授業や諸活動の映像を持ち寄り、教員と学生でカンファレンスを行う。
- ・自らの授業力量を高める取り組みだけでなく、校内の教師の関係性を構築し、校内に同僚性の基盤を作り、授業改善の取組を促進することにも寄与できるようにする。
- ・年間 60 時間実施する。1 日 6 時間×10 日（合計 60 時間） * 事前・事後指導を含む
- ・研究者教員と実務家教員が効果的に共同参画する
- ・2 単位，免除なし

○教職専門実地研究Ⅳ

現職教員学生のうち、実習科目の免除が認められなかった学生が履修する。

- ・定期的な授業観察及び参与を通して、授業改善に関わる課題を明確化し、観察及び学習成果を元に、指導計画、指導案の作成、授業実践等を行い、リフレクションを行う。
- ・事前指導で実習計画を作成する。
- ・連携協力校の授業を観察する。
- ・単元を通した指導案を作成し、授業の実習に取り組む。
- ・定期的に、授業研究会をおこす。必要に応じて学校で撮影した授業映像を持ち寄り、カンファレンスを行う。
- ・年間 240 時間実施する。1 日 6 時間×40 日（合計 240 時間） * 事前・事後指導を含む
- ・研究者教員と実務家教員が効果的に共同参画する
- ・8 単位，免除あり

<附属学校教員特別プログラム>

○教職専門実地研究Ⅴ

現職教員学生のうち、実習科目の免除が認められなかった学生が履修する。

- ・定期的な授業観察及び参与を通して、授業改善に関わる課題を明確化し、観察及び学習成果を元に、指導計画、指導案の作成、授業実践等を行い、リフレクションを行う。
- ・1 年を通して授業等、学級・学部経営や学校経営に携わり、自らの実習を記録し、理論と結びつけながら、教育実践等の在り方を分析する。
- ・定期的に、授業や諸活動、学級経営、児童・生徒指導、学校行事等の映像を持ち寄り、教員と学生でカンファレンスを行う。
- ・授業の実習だけでなく、担任として学級経営も担当する。
- ・学校の様々な業務を担当し、職員会議などの各種会議や研究授業にも参加する。
- ・年間 300 時間実施する。1 日 6 時間×50 日（合計 300 時間） * 事前・事後指導を含む
- ・研究者教員と実務家教員が効果的に共同参画する
- ・10 単位，免除あり

(3) 実習指導体制と方法

1) 巡回指導計画

研究者教員と実務家教員がペアで学生の指導を行う（以下、指導を行う大学教員を実習担当大学教員とする）。なお、教科教育・特別支援教育プログラムは、サブグループごとの定員を設けておらず、入学者選抜の段階で調整を行ったとしてもサブグループごとに偏りが生じる可能性がある。教科に関わる指導については、先に述べたように教育実践に関する高い指導力を持った研究者教員 38 名（うち実務経験を有する教員 16 名）に加え、学校マネジメントプログラムに所属する専任の実務家教員や各プログラムには所属しない実務家教員であるみなし専任教員が、グループを超えた柔軟な巡回指導を積極的に行い、より充実した実践的な指導を実現することにより、教職全体にわたる指導力向上を図る。

実習巡回指導は、研究者教員と実務家教員による複数での指導が前提となるが、研究者教員のうち実務経験を有する教員 16 名は、「各専門の研究的学び」を超えて、教育方法、生徒指導・生徒理解、学級・学年・学校マネジメント、更には教師の資質能力論まで、「理論と実践を融合する」かたちで、「実践内容の意味付けや構造化」を図り、実習活動の俯瞰性を高め、「横浜国立大学教職大学院教員養成・育成スタンダード」**（再掲、付属資料 4：横浜国立大学教職大学院教員養成・育成スタンダード改訂版）**に基づいた指導を行うという役割を担う。また、学校マネジメントプログラムに所属する専任の実務家教員や各プログラムには所属しない実務家教員であるみなし専任教員が、補完するなど、柔軟な対応をとる。これらの実務家教員は、教員経験に加え、指導主事、管理職等の経験があり、教科を超えた指導が可能である。更に、実務家の採用にあたり、県内にある 4 つ地域の教育委員会を考慮した計画的な配置を進めており、各校種（小学校、中学校、高等学校、特別支援学校）をもカバーできる体制となっている。

具体的には以下の間隔で実習校での指導を行う予定である。

- 教育課題発見実地研究
 - ・学校組織・課題分析時の訪問（月 2 回以上）
- 教育課題解決実地研究
 - ・課題解決取組実施時における実習担当大学教員による訪問（月 2 回程度）
- 教職専門実地研究Ⅰ，特別支援教育教職専門実地研究Ⅰ
 - ・実習担当大学教員による授業実習時の訪問（週 1 回程度）
- 教職専門実地研究Ⅱ，特別支援教育教職専門実地研究Ⅱ
 - ・実習担当大学教員による定期的な訪問（週 1 回程度）
- 教職専門実地研究Ⅲ～Ⅴ
 - ・実習担当大学教員による定期的な訪問（週 1 回程度）
- 授業改善実地研究，特別支援教育授業改善実地研究
 - ・実習担当大学教員による定期的な訪問（週 1 回程度）

(4) 学生へのフィードバック，アドバイスの方法等

○教育課題発見実地研究

実習担当大学教員は、学生から学校組織・行政組織等の課題の分析状況の報告を受けるとともに、学生への指導助言、活動の実現に向けての管理職との協議、学生の活動見学など

を行う。設計の際は、学校課題研究とのコーディネートを行いつつ、学生への指導助言を行う。実施の際は、実施の様子を観察しつつ、状況に応じて専門的知識の提供・支援も行う。また、大学院では学生の形成的評価の指導・助言を行う。評価の際は、学生が集めたデータ分析の指導・助言を行う。詳細は次の通りである。

- ◆事前指導 2時間 × 2回 = 4時間
 - ・実習前の大学院での対面指導：予想される課題の分析，実習の計画立案
- ◆実習中の指導（大学院） 2時間 × 6回 = 12時間
 - ・実習中の大学院での対面指導：実習の状況把握，課題発見の方法など
- ◆実習中の指導（実習先） 訪問時に状況に応じて実施
 - ・実習校等での指導：実習の観察，実習担当教員を交えたディスカッション
- ◆学校課題解決研究 I
 - ・月に1回実習の報告
- ◆事後指導 2時間 × 2回 = 4時間
 - ・実習の振り返り

○教育課題解決実地研究

実習担当大学教員は課題解決に向けた具体的取組の事前相談や実践の際に実習先に訪問する。学生から取り組みの進捗状況の報告を受けるとともに、学生への指導助言、校長・管理職等との協議、学生の活動見学などを行う。実践を学生とともに省察し、課題解決への具体的取組について指導する。詳細は次の通りである。

- ◆事前指導 2時間 × 2回 = 4時間
 - ・実習前の大学院での対面指導：課題解決の方法の検討と計画立案
- ◆実習中の指導（大学院） 2時間 × 2回 = 4時間
 - ・実習中の大学院での対面指導：実習の状況把握，課題解決の方法の具体化
- ◆実習中の指導（実習先） 訪問時に状況に応じて実施
 - ・実習校等での指導：実習の観察，実習担当教員を交えたディスカッション
- ◆学校課題解決研究 II
 - ・月に1回実習の報告

- ◆事後指導 2時間 × 2回 = 4時間
 - ・実習後の大学院での対面指導

○教職専門実地研究 I，特別支援教育教職専門実地研究 I

実習担当大学教員は、学生の報告を受け、実習全般の指導（指導案の作成等、授業についての指導・助言、授業の省察）を行う。また、その際は実習校の教員と連携・協力し、実践・理論の往還を意識して実施する。詳細は次の通りである。

- ◆事前指導 2時間 × 2回 = 4時間
 - ・実習前の大学院での対面指導：実習計画の作成時の指導
- ◆実習中の指導（大学院） 2時間 × 6回（月に1回） = 12時間
 - ・実習中の大学院での対面指導：指導案作成時の指導，授業の振り返り時の指導
- ◆実習中の指導（実習校） 訪問時に状況に応じて実施
 - ・実習校での指導：授業の観察，振り返り時の指導

◆学校課題解決研究Ⅰ

- ・月に1回実習の報告

◆事後指導 2時間 × 2回 = 4時間

- ・実習の振り返り

○教職専門実地研究Ⅱ，特別支援教育教職専門実地研究Ⅱ

実習担当大学教員は、学生の報告を受け、実習全般（授業、学級経営、学年経営、校務分掌など教師生活に関わるもの）の指導を行う。また、その際は実習校の教員と連携・協力し、実践・理論の往還を意識して実施する。詳細は次の通りである。

◆事前指導 2時間 × 2回 = 4時間

- ・実習前の大学院での対面指導：実習計画作成時の指導

◆実習中の指導（大学院） 2時間 × 6回（月に1回） = 12時間

- ・実習中の大学院での対面指導：学級・学年経営，授業，校務分掌などの計画作成時の指導

◆実習中の指導（実習校）訪問時に状況に応じて実施

- ・実習校での指導：学級・学年経営，授業，校務分掌の観察，振り返り時の指導

◆学校課題解決研究Ⅱ

- ・月に1回実習の報告

◆事後指導 2時間 × 2回 = 4時間

- ・実習の振り返り

○教職専門実地研究Ⅲ

実習担当大学教員は、学生の報告を受け、実習全般（授業デザイン，授業の省察など）の指導を行う。また、その際は実習校の教員と連携・協力し、実践・理論の往還を意識して実施する。詳細は次の通りである。

◆事前指導 2時間 × 2回 = 4時間

- ・実習前の大学院での対面指導：実習計画作成時の指導

◆実習中の指導（大学院） 2時間 × 6回（月に1回） = 12時間

- ・実習中の大学院での対面指導：実習状況の把握，授業の省察などの指導

◆実習中の指導（実習校）訪問時に状況に応じて実施

- ・実習校での指導：授業の観察及び省察，授業デザインなどの指導

◆学校課題解決研究Ⅰ・Ⅱ

- ・月に1回実習の報告

◆事後指導 2時間 × 2回 = 4時間

- ・実習の振り返り

○教職専門実地研究Ⅳ

実習担当大学教員は、学生の報告を受け、実習全般（指導計画，指導案の作成，授業実践など）の指導を行う。また、その際は実習校の教員と連携・協力し、実践・理論の往還を意識して実施する。詳細は次の通りである。

◆事前指導 2時間 × 2回 = 4時間

- ・実習前の大学院での対面指導：実習計画作成時の指導

- ◆実習中の指導（大学院） 2時間 × 6回（月に1回） = 12時間
 - ・実習中の大学院での対面指導：実習状況の把握，指導計画，指導案作成などの指導
- ◆実習中の指導（実習校）訪問時に状況に応じて実施
 - ・実習校での指導：授業の観察，授業実践の省察などの指導
- ◆学校課題解決研究Ⅰ・Ⅱ
 - ・月に1回実習の報告
- ◆事後指導 2時間 × 2回 = 4時間
 - ・実習の振り返り

○教職専門実地研究Ⅴ

実習担当大学教員は，学生の報告を受け，実習全般（授業実践，学級・学部経営や学校経営など）の指導を行う。また，その際は実習校の教員と連携・協力し，実践・理論の往還を意識して実施する。詳細は次の通りである。

- ◆事前指導 2時間 × 2回 = 4時間
 - ・実習前の大学院での対面指導：実習計画作成時の指導
- ◆実習中の指導（大学院） 2時間 × 6回（月に2回） = 12時間
 - ・実習中の大学院での対面指導：実習状況の把握，授業や学級・学部経営や学校経営などの指導
- ◆実習中の指導（実習校）訪問時に状況に応じて実施
 - ・実習校での指導：授業の観察，学級・学部経営や学校経営の省察などの指導
- ◆学校課題解決研究Ⅰ・Ⅱ
 - ・月に1回実習の報告
- ◆事後指導 2時間 × 2回 = 4時間
 - ・実習の振り返り

○授業改善実地研究，特別支援教育授業改善実地研究

実習担当大学教員は，学生の報告を受け，実習全般（教材開発，カリキュラム改善，授業研究の方法等の取り組みなど）の指導を行う。また，その際は実習校の教員と連携・協力し，実践・理論の往還を意識して実施する。詳細は次の通りである。

- ◆事前指導 2時間 × 2回 = 4時間
 - ・実習前の大学院での対面指導：課題の分析，教材開発，授業デザイン等の指導
- ◆実習中の指導（大学院） 2時間 × 6回（月に1回） = 12時間
 - ・実習中の大学院での対面指導：授業デザイン，評価等の指導
- ◆実習中の指導（実習校）訪問時に状況に応じて実施
 - ・実習校での指導：授業の観察，振り返り時の指導
- ◆学校課題解決研究Ⅰ・Ⅱ
 - ・月に1回実習の報告
- ◆事後指導 2時間 × 2回 = 4時間
 - ・実習の振り返り

（5）学生の実習中，実習終了後のレポート作成・提出等

- ・実習中は文字情報だけではなく，映像や画像など，あらゆる角度から記録を行う。

- ・実習中は、毎日上記記録をまとめて日誌を作成する。これらの記録は、eポートフォリオ上で行い、eポートフォリオに蓄積する。他の学生とも共有され、情報交換やコメントを付け合うことができる。「学校課題解決研究Ⅰ・Ⅱ」においても利用される。
- ・最終的なリフレクションは、これまでの日誌や記録した映像や画像を用いて作成する。

(6) 施設との連携体制と方法

学校実習科目においては、連携協力校、連携協力機関における実習担当教員と、実習担当大学教員が密に連絡をとり、相互に協力して実習指導に当たることにより、実習水準を確保する。管理職及び実習担当教員と、実習担当大学教員が協議しながら、相互に協力して実習指導に当たることにより、実習水準を確保する。具体的には、連携協力校における実習担当教員、実習担当大学教員が（状況に応じて管理職も）、実習前には、実習の計画について調整を行い、実習中は巡回指導時に実習状況について情報共有を行う。実習後には、実習の結果について協議を行う。

(7) 単位認定等評価方法

○教育課題発見実地研究

- ・学校組織や行政機関等の課題の発見・分析、解決策の設計の各セクションについてそれぞれ評価を行い、フィードバックする。学生の実習でのeポートフォリオ（課題分析、計画、実施記録、結果の分析など）や本人との面談、実習先の教員や管理職から聞き取り、リフレクション等をもとに評価を行い、単位を認定する。

○学校課題解決実地研究

- ・学生の実習でのeポートフォリオ（学校組織や行政機関等の課題分析、解決計画、実践、記録、結果の分析など）の記録、最終レポートをもとに評価する。本人との面談、管理職等からの聞き取りを行い、リフレクション等をもとに評価を行い、単位を認定する。

○教職専門実地研究Ⅰ，特別支援教育教職専門実地研究Ⅰ

- ・学生の実習でのeポートフォリオ（児童・生徒の実態記録、実施授業の指導案、授業記録など）や本人との面談等、また、実習校の指導教員からの聞き取りにより評価し、単位を認定する。
- ・この実習の評価に基づいて、「教職専門実地研究Ⅱ」の実施可否を判断する。

○教職専門実地研究Ⅱ，特別支援教育教職専門実地研究Ⅱ

- ・学生の実習でのeポートフォリオ（児童・生徒の実態記録、学級・学年経営、学校行事、校務分掌の記録、実施授業の指導案、授業記録など）や本人との面談等、また、実習校の指導教員からの聞き取りにより評価を行い、単位を認定する。

○教職専門実地研究Ⅲ～Ⅴ

- ・学生の実習でのeポートフォリオ（児童・生徒の実態記録、学級・学年経営、学校行事、校務分掌の記録、実施授業の指導案、授業記録など）や本人との面談等、また、実習校の指導教員からの聞き取りにより評価を行い、単位を認定する。

○授業改善実地研究，特別支援教育授業改善実地研究

- ・学生の実習での e ポートフォリオ（教材開発，カリキュラム改善，授業研究の方法等の取り組みなど）や本人との面談等，また，実習校の指導教員からの聞き取りにより評価を行い，単位を認定する。

設置の趣旨等を記載した書類<付属資料> 目次

付属資料 1	: 横浜国立大学教育学研究科改革プラン全体イメージ	1
付属資料 2	: 神奈川県教育委員会からの要望書	3
付属資料 3	: 高度教職実践専攻（教職大学院）の二つのプログラム	27
付属資料 4	: 横浜国立大学教職大学院教員養成・育成スタンダード改訂版	28
付属資料 5	: 指導主事に求められる資質・能力に関する課題の整理	32
付属資料 6	: 横浜国立大学教職大学院専任教員基準及び業績審査（ピアレビュー）の観点	33
付属資料 7	: 教科教育・特別支援教育プログラムのサブグループ	34
付属資料 8	: 教職大学院の授業イメージ	35
付属資料 9	: 実習免除の観点について	36
付属資料 10	: 短期履修の審査プロセス	37
付属資料 11-1	: 標準履修（2年）モデル 【1年次】	38
付属資料 11-2	: 標準履修（2年）モデル 【2年次】	39
付属資料 12-1	: 標準履修（特別支援学校教諭免許状取得）モデル 【1年次】	40
付属資料 12-2	: 標準履修（特別支援学校教諭免許状取得）モデル 【2年次】	41
付属資料 13	: 短期履修（1年）モデル	42
付属資料 14	: 附属学校教員特別プログラム（履修モデル）	43
付属資料 15	: 横浜国立大学と連携大学との教員養成高度化連携に関する協定書	44
付属資料 16	: 学校実習と課題研究の指導体制	52
付属資料 17	: 課題研究と報告書	53
付属資料 18	: 横浜国立大学教職大学院連携協力校等一覧	54

横浜国立大学教育学研究科改革プラン全体イメージ

付属資料 1

改組前

教職大学院
(15名)

修士課程
教育実践専攻(85名)

教育学部 (230名)

神奈川県内教育委員会（デマンドサイド）からの要請

- 教科等の専門的知識と高度な実践的指導力向上に資するカリキュラムの設定
- 特別支援教育の研究や、効果的实践に結び付く授業科目の設定
- ミドルリーダー養成に加え、管理職候補、指導主事等の養成

教職課程を有する私立大学等との連携強化

- 教員養成の高度化
- 初等教員養成を含めた多様なカリキュラムの提供
- 単位互換制度

改組後の教育学研究科

教職大学院（高度教職実践専攻）(60名)

学校マネジメント
プログラム
(15~20名程度)
県内教育委員会
現職教員派遣

特別
附属
プログラム
学校
教員

教科教育・
特別支援教育
プログラム
(45~40名程度)

6
(5)年一貫プログラム
(学内特別選抜)

小学校免許取得プログラム
(連携大学特別選抜)

法律系教員と弁護士会の支援を受けた新しい授業の導入
現職教員向けリカレントプログラムの充実
(長期・短期履修制度, 長期休業期間中, 夜間(サテライト,
土日祝日開講, 遠隔教育の導入)
指導主事講習, 長期研究員講習, 非常勤講師等研修の充実

修士課程（教育支援専攻）(16名)

心理支援コース(8名)
日本語教育コース(8名)

学校心理士, 公認心理師,
高度な日本語教育能力養成
に対応したカリキュラム
様々な現場における教育
インターン

「チームとしての学校」を実現する人材の養成

- 心の専門家や教育現場における心理的支援を担う人材
- 高度な実践力を有し, 成人の在留外国人や外国につながる児童生徒の支援を担う人材

教育学部附属 教育デザインセンターとの連携・協働

- 教員養成・教育実践に関する研究拠点
- 実務家教員養成プログラム (Ed.D) の検討

学部と教職大学院の一体化による教員養成機能強化

教育学部 (200名)

総 第 6 号
令和 2 年 4 月 23 日

国立大学法人 横浜国立大学
学 長 長谷部 勇一 殿

神奈川県教育委員会
教育長 桐谷 次郎



横浜国立大学教職大学院の設置に関する要望書

本県の教育行政につきましては、日頃から格別の御理解・御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

県教育委員会では、地域や学校における指導的役割を果たし得る教員等として不可欠な確かな指導理論と優れた実践力・応用力を備えた人材の育成が必要であると考えています。とりわけ、本県教育行政における中核的な役割を担うことのできる人材を、教職大学院と連携しながら育成していきたいと考えています。

平成 29 年度に貴学が教職大学院を設置する際、当時の本県の状況を踏まえた要望を申し上げたところですが、令和 3 年度に貴学が予定されている組織改編に当たりましては、平成 29 年度設置時の要望に加え、以下に示す事項について、特段の御配慮いただきますようお願いいたします。

将来、指導主事、管理職の候補等になることが期待されるミドルリーダーの育成に関する事項について

(理由・背景等)

本県の教員の年齢構成においては、学校運営の中核を担うミドルリーダーとなるべき 30 代後半から 40 代前半にかけての教員数が最も少なくなっています。こうした中、大量退職・大量採用の局面において、ベテラン教員の知識やスキルをしっかりと継承しながら、若手教員らを牽引していく中堅教員の育成が課題となっています。

特に、将来の管理職候補として育成したい中堅教員については、管理職に必要な知識の習得とマネジメント能力の養成が急務であると考えています。

また、学校の教育活動の支援や指導を行う指導主事については、適齢期の人材が不足する中、若手教員に対して早期から将来を見据えた育成を行っていくことが必要です。

こうした状況を踏まえ、管理系・指導系のミドルリーダーとなる人材に対して、より高度で専門的な教育を施す貴学の教職大学院への派遣が大変有効であると考えています。

教職大学院の組織改編に向けては、今後とも緊密な連携のもと協議を進めていただきたく、併せて御配慮いただきますようお願いいたします。

以 上

参考：平成29年度設置時要望書

平成 28 年 2 月 29 日

国立大学法人 横浜国立大学
学 長 長谷部 勇一 殿

神奈川県教育委員会
教育長 桐谷 次郎



横浜国立大学における教職大学院設置に関する要望事項等について

本県の教育行政につきましては、日頃格別の御理解・御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

県教育委員会では、地域や学校における指導的役割を果たし得る教員等として不可欠な確かな指導理論と優れた実践力・応用力を備えた人材の育成が必要であると考えています。

そのために、教職大学院と連携し、本県教育行政における中核的な役割を担うことのできる人材を育成していきたいと考えています。

そこで、県教育委員会といたしましては、貴大学が平成 29 年度に開設する予定の教職大学院に対し、下記に関する事項を取り入れていただくようお願いいたします。

- 1 教育課程の編成・実施に関する事項
- 2 各教科等の実践的な指導方法に関する事項
- 3 生徒指導、教育相談に関する事項
- 4 学級経営、学校経営に関する事項
- 5 学校教育と教員の在り方に関する事項

【上記事項のうち本県の重点課題に関する要望】

- 1 自己の実践を理論的に分析し指導方法の工夫・改善につなげたり、研修会等でそれらを適切に説明できる教員の養成
(理由・背景等)

本県では、組織的な授業改善に取り組んでおり、教育的効果という側面から、自己の指導方法や指導技術等について理論的・体系的に分析・整理したり、他者の授業について分析・助言する中で、理論と実践を結び付け、生徒の状況に即した新たな指導方法について具体的に提示すること等が求められていること。また、こうした理論に裏付けられた実践的な指導方法等を各種研修会等で適切に説明できる教員の役割が重要なものとなっていること。

2 特別支援教育に関する実践的指導力を備えた教員の養成 (理由・背景等)

本県においては、様々な課題を抱えた子どもたち一人ひとりのニーズに、適切に対応していくことを学校教育の根幹に据えた教育である「支援教育」を推進してきた。また、平成 27 年度からは、インクルーシブ教育の推進に向けた義務教育段階での小中学校モデル事業の開始、高校改革実施計画（I 期）におけるインクルーシブ教育実践校の指定などに取り組んでいる。また、特別支援学校や特別支援学級の在籍者数は増加の傾向であり、多様な学びの場の構築とともに幼児・児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズに対し、適切な指導体制・支援体制・相談体制の充実を図る上でも、特別支援教育の充実を図る必要がある。

【短期履修（1 年）コースの設定等の要望】

神奈川県教育委員会としては、ミドルリーダー養成に大きな期待をしています。しかしながら、本県教員の年齢構成は、30 代後半から 40 代前半にかけて最も教員数が少なくなっており、教職大学院に派遣したい人材を学校現場が派遣しにくいという現状があります。大量退職・大量採用の局面において、県教育委員会としては、これらの中堅教員を教職大学院で研修させ、その成果を学校現場に還元させることが急務であると考えていますが、前述のとおり最も人数が少ない年齢層であり、現在、学校現場において、グループリーダーなど中核となり学校を支えている年齢層でもあります。これらの教員を 2 年間派遣することは、校内における中堅教員の層の薄さゆえ、学校運営上不利益が生じます。

さらに、夜間等にも業務があり、勤務時間を問わず生じる事案に教職員同士が連携して即座に対応することへの保護者や地域の期待の高さ等を踏まえると、大学院設置基準第 14 条の特例を適用したとしても、校務を軽減しない限り、2 年目において有効な学びを保障することは難しい環境になっております。

以上のことから、1 年間の短期履修制度がなければ、県教育委員会として派遣したい現職教員数を確保することは極めて困難であると考えています。

これまで適用されていた大学院設置基準第 14 条の特例措置で現職教員が就学する場合、様々な校務軽減の配慮が必要になります。現職教員の場合、その個に応じ、夜間や土日、長期休業期間を利用した受講など多様な選択が可能となる長期履修学生制度を利用しています。そこで、貴教職大学院においても、教員のライフスタイル・就学ニーズに応じた履修形態を選択できるこの制度を継続していただきたいと考えています。

また、とりわけ十分な実績のある中核教員と認められる場合には、専門職大学院設置基準第 29 条第 2 項に基づく十分な実績評価の上で、実習免除の適用や修了後の継続的な指導体制の整備など、学校を離れることが困難な中堅教員がより就学しやすいシステムを、大学と県教育委員会が協働して進めていくことによって、在籍期間が 1 年でありながら 2 年である者と同等以上の成果が見込める仕組みを作ることができると考えています。

具体的には、実習免除をしていただいた部分に関して、大学院就学中において貴大学と本県総合教育センターとの連携のもとで実践的な取組を確認するなど、リーダーとして必要な素養を修得する仕組みを整えます。それにより、理論と実践の往還が保証され、1年短期履修制度を創設したとしても、修了後の実践的取組を伴うこの制度を通じた総体としての学びは、2年制の教職大学院における就学に相当し、神奈川県内において指導的役割を果たす人材が育成されると考えています。

また、教職大学院修了後は、大学院で身に付けた高度な省察力や中核教員であるという自覚を更に磨き、県内各地でリーダーとして学校の中核を担うことができる人事配置に努めていきたいと考えています。

したがって、県教育委員会として一定数の現職教員を確実に教職大学院に派遣するため、県教育委員会が推薦する現職教員の就学に当たっては、標準的な修了年限（2年）に加えて、これまでの実績もある長期履修学生制度の継続や短期履修コース（1年コース）の開設と、既修得単位の認定及び実習免除といった特徴的な大学院制度の活用を強く要望いたします。

こうした点を踏まえて、引き続き緊密な連携協力を基盤とした教職大学院設置に向けての協議を進めることも合わせて要望いたします。

以上

教職大学院に求める「領域・到達目標」について

○現教職員に対する養成

領域	到達目標の項目	到達目標	具体的な内容(育成すべき資質・能力)
1 教育課程の編成・実施に関する領域	(1) 各種法規と学習指導要領の理解	<p>○各種法規を理解した上で、学習指導要領等の改訂の経緯について歴史的、構造的にとらえることができる。</p> <p>○学習指導要領の改訂の趣旨や基本方針、各教科等の目標・内容等について、学校の教育課程との関係において理解し、説明することができる</p>	<p>①各種法規を理解し、学習指導要領等の改訂の経緯について構造化することができる。</p> <p>②学習指導要領の変遷に伴う教育実践の課題について抽出することができる。</p> <p>③国や神奈川県教育改革の動向に照らして、学習指導要領の改訂の基本方針等について、各種研修会等で説明できる。</p>
	(2) 各教科等の指導計画の作成・改善	<p>各教科等の年間指導計画の作成にあたり、子どもや地域の実態、題材の工夫等の要素を十分考慮して柔軟かつ創造的に扱うことができる。</p>	<p>①組織的に各教科等の年間指導計画(内容の妥当性・系統性、学習活動と学習形態との関連、教科相互の関連性、地域教材・人材の活用等)を作成し、その実践の評価・改善を行うとともに、次年度の担当教科等の指導計画を作成することができる。</p> <p>②各教科等の実施上の課題を取り上げ、解決に向けた指導計画を開発することができる。</p>
	(3) 教育課程の編成	<p>○カリキュラムマネジメントの在り方について理解・知見を深めることができる。</p> <p>○時代の変化を読み取り、地域の課題に対応した学校の実現に向けた、教育課程の編成や実施、評価についての知識と技量を有し、他の教員をリードすることができる。</p>	<p>①カリキュラムマネジメントの在り方について、先進的な事例や国の指導資料等をもとに理解を深め、学校や地域の特性をふまえた特色ある教育課程の編成と検証を行うことができる。</p> <p>②校種別の教育課程について、編成・実施・評価・改善に係る事項(学校規模、学期制、一貫校、学校教育目標の具体策、指導計画相互の関係と指導時数、総合的な学習の時間と各教科等の指導計画の関連、評価方法と改善策など)の調査・分析を通し、課題を抽出することができる。</p> <p>③計画と実践の「ズレ」をふまえ、よりよいカリキュラムを創り出していくための評価の手順を示すことができる。</p>

領域	到達目標の項目	到達目標	具体的な内容(育成すべき資質・能力)
2 各教科等の実践的な指導方法に関する領域	(1) 学習指導案の作成及び改善	<p>○「自ら学び、自ら考える」教育の具現化、言語活動の充実を図る上でも、子どもの現状を正しく把握、分析し、課題を整理することができる。</p> <p>○子どもの思考に即した教材研究と学習活動研究を相互補完的に深めながら、教材観の捉え直しに取り組み、真の教材観の追求を行うことができる。</p> <p>○学習指導における目標に準拠した評価及び観点別学習状況の評価に基づく学習指導案を適切に作成し、実践を通して理論を裏付けることができる。</p>	<p>①事例研究等を通じて、授業づくりの基本的な考えや枠組み、学習指導案の作成・改善、学習の評価について、理論と実践を結びつけて整理し、各種研修会等で説明できる。</p> <p>②学習指導案の分析を行い、その課題を明らかにし、課題解決に向けた学習指導案(担当する教科、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動)を作成する。また、他の教員が作成した学習指導案について、教科の枠を超えた横断的な視点から課題と改善策を助言できる。</p> <p>③学習目標に到達するための適切な発問、正確で丁寧な板書計画、思考力・判断力・表現力を育むための言語活動を子どもの思考に即して開発することができる。</p>
	(2) 指導方法・指導技術	<p>教育的効果という側面から、自己の指導方法や指導技術等について理論的・体系的に分析・整理するとともに、他者の授業について分析したり、助言したり、児童・生徒の状況に即した新たな指導方法について提示することができる。</p>	<p>①自己の実践を専門的見地から理論的に振り返り分析・改善するという、臨床的な実証研究を構築し、各種研修会等で指導できる。</p> <p>②少人数指導や習熟度別指導等、教員の協働による指導の実施上の課題(指導体制、効果の測定、保護者等との連携等)を校種別に調査し、学校の規模等に応じた解決を図る条件や方法を提示することができる。</p> <p>③他の教員や学生の授業観察を行い、授業記録の分析等から、子どもがいきる、子どもをいかす指導方法や指導技術について、具体的な示唆を伴う指導・助言ができる。</p>
	(3) 児童・生徒の学習状況の把握	<p>学習の評価の意義や方法について、これまでの実践を基に理論的に整理し、効果的な評価の進め方を習得するとともに、学校における学習評価の課題に対する改善策を提示することができる。</p>	<p>①評価に対する理論と現実の「ズレ」を正しく認識し、その課題を抽出し、校内研修会等で活用できる資料を作成し、各種研修会等で指導できる。</p> <p>②学力調査の実施方法を理解するとともに、国や神奈川県、国際的な動向を踏まえ、その成果・課題を整理し、各種研修会等で説明できる。</p> <p>③教科の評価の事例を収集・分析し、学習評価の妥当性・信頼性の観点から考察を加え、適切な評価方法を提示することができる。</p>

領域	到達目標の項目	到達目標	具体的な内容(育成すべき資質・能力)
	(4)教材の作成と開発	<p>○子どもの思考に即した教材研究と学習活動研究を相互補完的に深めながら、教材観の捉え直しに取り組み、真の教材観の追求を行うことができる。</p> <p>○教材の収集や選択、分析、教材化についての理解を深め、自己や学校の課題に基づく教材開発を複数の教科において行うことができる。</p>	<p>①教師が選択・構成した教材だけでなく、学習の展開や発展とともに、構築されていく教材の重要性について、各種研修会等で説明できる。</p> <p>②教材の収集や選択、分析、教材化の手順等、教材開発の進め方について理解を深め、活用できる指導資料として整理し、各種研修会で指導できる。</p>
	(5)授業力向上の組織的な取り組み	<p>授業観察を通して、授業力向上に関する課題を明らかにし、互恵性や相互啓発的な視座に立ち、新たな校内研修のあり方を提示することができる。</p>	<p>①授業記録の分析の手法を理解し、事例研究等を通じて、所属校等の教員に協働的な学び、教師として学び続ける視点を示唆することができる。</p> <p>②授業観察や校内研修を分析し、学校の課題を明らかにするとともに、新たな校内研修の在り方を検討し、企画・実践することができる。</p>
	(1)生徒指導	<p>児童・生徒指導上の諸課題を分析・整理するとともに、生徒指導の組織的な対応について所属校等の教員に提案したり助言したりすることができる。</p>	<p>①児童・生徒の問題行動の分析を行い、現状や社会的背景について理解し、その対応策について、提案することができる。</p> <p>②児童・生徒の問題行動に対応するための所属校としての組織的取り組みや関係諸機関との連携の在り方について、改善策を作成し、提案することができる。</p>
	(2)教育相談	<p>学校における教育相談の進め方や関係諸機関との連携の在り方について整理するとともに、関係諸機関や地域と連携した相談体制を構築したり、教育相談支援を高めたりすることができる。</p>	<p>①学校における教育相談の進め方や関係諸機関との連携の在り方を体系的に整理し、情報共有や支援のあり方に対する評価や見直しを適切に行い、効果的な相談体制を構築することができる。</p> <p>②子どもの発達等について、心理学的な面から理解を深めるとともに、あわせてカウンセリングマインドや教育相談の技能を高めることができる。</p>

領域	到達目標の項目	到達目標	具体的な内容(育成すべき資質・能力)
3 生徒指導、教育相談に関する領域	(3) 特別活動	特別活動の目標の実現に向け、課題を把握して改善案を企画・実践することができる。	<p>①特別活動の目標を理解し、指導計画を作成するとともに、目標実現に向けた方策を各種研修会等で説明できる。</p> <p>②特別活動の全体計画を分析し、その課題について整理し、企画・実践することができる。</p>
	(4) キャリア教育	学校教育におけるキャリア教育の意義を明確にし、全体計画を作成し、学校全体での体系的・系統的な推進をコーディネートすることができる。	<p>①キャリア教育推進校等の先行事例を基に、望ましい勤労観・職業観の育成について理解を深め、推進の在り方等について分析するなどして、キャリア教育の全体計画を作成することができる。</p> <p>②所属校における進路指導の課題を「組織の機能」と「教員個々の役割」の両面から取り上げ、進路指導をコーディネートする立場から、解決のための改善策を計画し、提示できる。</p>
	(5) 特別支援教育	<p>○特別支援教育に係る専門的な理解や支援教育についての校内支援体制を整備し、関係諸機関との連携を生かした様々な対応を行うことができる。</p> <p>○学習指導の中の支援的側面と指導的側面をつなぐマネジメントの視点についても示唆することができる。</p>	<p>①特別支援教育における児童・生徒の障害の状況や発達段階に応じた教育及びインクルーシブ教育についての理解を深め、国や神奈川県との動向を、各種研修会等で説明できる。</p> <p>②教育相談コーディネーターの役割を理解し、支援を必要とする児童・生徒の状況を適切に把握し、校内組織を積極的に活用し、個別の教育支援計画の策定及び適切な支援の在り方の検討を行うことができる。</p> <p>③所属校等の児童・生徒、保護者、地域を対象にそれぞれのニーズに応じた支援教育についての理解を深めるための講演会等の企画・運営を行うことができる。</p> <p>④学習指導の中に、支援的側面と指導的側面があることを理解し、授業のユニバーサルデザインの提示を行うことができる。</p>

領域	到達目標の項目	到達目標	具体的な内容(育成すべき資質・能力)
	(1) 集団の把握と学級経営	<p>○教師と児童・生徒の信頼関係を基盤とした学級経営のあり方を追求することができる。</p> <p>○学級経営上の諸課題、学級経営の目的や内容、方法等について理論的に整理し、学級経営の実践に際し、所属校等の教員に助言できる。</p>	<p>①教師と児童・生徒の信頼関係を基盤とした学級経営について、比較研究を通して、モデルを示すことができる。</p> <p>②学級経営上の課題やその対策について、教師、児童・生徒、保護者の関係性の視点から助言できる。</p> <p>③学級担任としての取組みを学年経営、学校経営に結び付け、協働し合う関係を構築していくための方法について助言できる。</p>
	(2) 保護者との連携	<p>○「地域に学校があることの意味」について、社会の変化、学校教育の役割等、多面的な視点から分析、考察することができる。</p> <p>○保護者・地域と学校との望ましい連携の方法について地域に必要とされる学校、教師という視点から課題等を整理し、保護者や地域との対応、教育活動の保護者・地域への発信、外部からの情報の収集等において、他の教員をリードし、適切に対処することができる。</p>	<p>①保護者、地域住民が積極的に学校経営に参加している事例を調べるとともに、地域コミュニティの中核としての学校の役割や連携の在り方について助言できる。</p> <p>②保護者との連携について、連携上の課題を取り上げ、組織的な解決策について、適切に対処できる。</p> <p>③学校が、保護者、地域住民に対して、どのように情報を発信し、また必要な情報を収集・活用しているか実態を調査し、課題と改善の方向性について助言できる。</p>
4 学級経営、学校経営に関する領域	(3) 学校組織	<p>○一人ひとりの人間の成長を援助しようとする教育の実践のために、学校組織としてあるべき機能や役割について考察することができる。</p> <p>○学校の中核的役割を果たす立場から、校内の組織づくりや活性化、危機管理の在り方について理解を深め、協働的かつ効率的な校内組織を築くことができる。</p>	<p>①学校運営を担う人材として、望ましい校内の組織作りや若手教員の育成等の人材育成について企画・実践することができる。</p> <p>②校内組織の活性化、協働的かつ効率的な校内組織の構築について、先進的事例を収集・整理し、助言できる。</p> <p>③学校における危機管理(情報管理、防災・防犯、問題行動、教職員の服務等)に対する基本的な考えや対応の在り方について整理し、企画・実践することができる。</p>

領域	到達目標の項目	到達目標	具体的な内容(育成すべき資質・能力)
	(4) 学校経営	学校経営の課題とその改善策を検討し、管理職や総括教諭を中心とした学校経営の在り方について提案したり、校内組織のリーダーとして学校経営に参加したりする。	<p>①学校経営改革の必要性を、教育改革の動向、学校組織マネジメントや学校評価システムの必要性といった視点から理解し、各種研修会等で説明できる。</p> <p>②所属校等の外部環境の支援的要因と内部環境の強みを生かした「特色ある活動」、外部環境の阻害要因と内部環境の弱みを克服する「問題解決策」を検討し、助言できる。</p>
	(5) 教育行政	法令等に基づく教育委員会の役割や地方自治等について、学校教育を推進する立場から理解を深め、積極的に連携していくことができる。	<p>①教育委員会制度の意義や歴史的変遷、教育委員会事務局の組織・役割、教育行政と学校経営の関係等について理解を深め、各種研修会等で助言できる。</p> <p>②教育委員会の特色ある教育行政施策を取り上げ、成果と課題を整理し、各種研修会等で助言できる。</p>
5 学校教育と教員の在り方に関する領域	(1) 変化する社会と学校教育の役割	変化する社会における学校教育の役割と今日の様々な教育課題、教育改革の動向について考察するとともに、学力・体力や規範意識等の現状を踏まえ、学校の状況に即した解決策を提案し、実践することができる。	<p>①現代社会における学校教育の課題について、事例を基に多面的・多角的に考察し、その改善策や学校の社会的役割について考察し、各種研修会等で助言できる。</p> <p>②現代社会における学校教育の課題に関わる自校の問題点を把握するとともに、その改善策を提示することができる。</p>
	(2) コミュニケーションスキルの向上	今までの教員としての経験に基づき、状況や立場に応じた幅広い対応の方法を習得し、児童・生徒、保護者、地域住民、同僚等の考え方をまとめ、対応の方向性を見出すことができる。	<p>①児童・生徒、保護者、地域住民、同僚等との良好な関係構築に必要なコミュニケーション能力について理解し、学校の中核的な教員として所属校等の教員のコミュニケーションに関する課題及び改善点について助言できる。</p> <p>②児童・生徒、保護者、地域住民と学校の間トラブルに適切に対応することができる。</p>

領域	到達目標の項目	到達目標	具体的な内容(育成すべき資質・能力)
	(3)教員としての資質向上	教員の授業実践の評価や学校評価を踏まえ、課題を把握し、改善策を企画・実践することができる。	<p>①授業実践及び教育活動の評価の観点を検討し、点検を行い、その結果を基に、教員に求められる専門性について考察するとともに、助言できる。</p> <p>②教育委員会で実施している研修体系を理解するとともに、他校の優れた校内研修の事例を検討し、学校の課題を踏まえた効果的な校内研修を企画・実践することができる。</p>
	(4)服務	教員の服務の在り方を理解し、適切な実践をするとともに、他の教員に助言できる。	<p>①教員の服務について法令や事例研究、事故防止の取組み、教育委員会の担当者の講義等を基に理解を深め、適切に実践することができる。</p> <p>②社会的・職業的倫理に関する問題事例を検証し、課題を取り上げ、対応策を企画・提案することができる。</p>

国立大学法人横浜国立大学

学長 長谷部 勇一 様

横浜国立大学教職大学院の設置に関する要望書

横浜市教育委員会事務局

教育長 鯉淵 信也



日頃より、横浜市教育委員会及び横浜市立学校の事業や取組への御理解と御協力をいただき、大変ありがとうございます。

さて、横浜市教育委員会では、これまでに、横浜国立大学との協定に基づく事業の推進や共同調査研究等、多様な連携・協働を継続してきております。令和 3 年度に予定されている横浜国立大学教職大学院の組織改編に際しましては、こうした経緯を踏まえますとともに、本市では今後、ミドル教員が増加し、ベテラン層の教員が減少していくことを前提に、質の高い有為の新人教員の養成、及びこれからの学校を創造的にマネジメントできるスクールリーダーの育成に向けて、より一層緊密で計画的な養成と育成の接続を図っていくことが必要になると考えております。

こうした状況に鑑み、横浜市教育委員会として、貴学教職大学院の組織改編に向け、次のことについて十分に御検討の上、実現していただくよう要望します。

1 カリキュラムに関する要望

情報化、国際化、少子高齢化等の変化の中で学び続ける教員を養成・育成し、本市の教育の質の向上を図るため、次のとおり、カリキュラム上の配慮をしていただくよう要望します。

(1) メンタリングに関するカリキュラムの設定

ミドル層の教員が今後は増加していき、ベテラン層の教員が減少していくことが予想されています。こうした状況は今後も続くことが予想され、優れた人材の養成・確保と経験の浅い教員の育成やミドル層の育成が、重要かつ喫緊の課題となっています。初任者にかかわる調査や研修等の状況からは、経験の浅い教員は、実践的指導力やコミュニケーション力、チームで対応する力など教員としての基礎的な力が十分に身に付いていないことが課題であるといわれています。また、同僚や保護者との人間関係に悩みを抱える初任者も少なくありません。

今後は、管理職のマネジメントのもと、経験の浅い層の教員やミドル層の教員への実践的な指導力や研究力、対応力を培っていくため、限られたベテラン層との関係の中で、学校に足場を置いた組織的な人材育成を行っていくことが課題になってきます。

つきましては、学校における人材育成の核となる教員の育成を図るため、教職大学院においては、教職員が組織的に学び合うメンタリングに関するカリキュラムを引き続き設定するよう強く要望します。

(2) 特別支援教育に関する授業科目の設定

本市では、小中学校の在籍児童生徒数が減少傾向にありますが、自閉症、学習障害、ADHD等の発達障害等を含む様々な障害による学習上、生活上の困難に対して特別な支援を要する児童生徒数は増加しているため、学級数も増加の傾向が見られます。一般学級も含むすべての学びの場において多様な支援が求められ、児童生徒一人一人のニーズに適切に対応し、教員が障害の特性や状態を理解した上で児童生徒の得意なことを引き出し、可能性を最大限に伸ばす指導・支援を行うことが必要になっていきます。そのため、特別支援教育の研究や、効果的实践に結び付く授業科目を引き続き設定するように要望します。

(3) 社会のグローバル化にともなう教育課題に対応する授業科目の設定

社会のグローバル化にともない、これからの時代を担う子供たちには、国際社会で能力を發揮するための問題解決能力や新たなことにチャレンジする姿勢、国境を越えて人々と協働・共生するためのコミュニケーション能力を身に付けることが必要になってきます。

また一方、市内では、日本語指導の必要な児童生徒が増加の一途をたどっており、これらの児童生徒の状況に学校が組織的に対応していくことも不可欠となっています。

そこで、国際社会で活躍できるグローバル人材の育成に資する授業科目、及び内なるグローバル化に関する研究や、実践を蓄積できる授業科目の設定について設定するように要望します。

(4) 児童生徒指導の充実に資する授業科目の設定

本市では、児童生徒指導にあたり、「児童支援専任教諭」「生徒指導専任教諭」を全校配置し、子どもとの日常の信頼関係づくりに努めながら、子どもの心に寄り添う、きめ細かな指導を進めるとともに、組織的な体制の充実に努めています。

また、いじめや暴力、不登校といった児童生徒の抱える複雑な課題には、特別支援コーディネーターやスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等と連携協働し、解決に向け組織的な取組を進めています。

学校教育の中で行われる児童生徒指導の基盤となるのは、「課題への対応」だけではなく、集団の中で互いの人権を尊重し、自己有用感や自己肯定感の醸成を目指す、あたたかい学級・学校づくりです。本市独自の「子どもの社会的スキル横浜プログラム」の活用による社会性をはぐくむ取組みや、「横浜子ども会議」を通じた未然防止のための取組などの「予防型」「健全育成型」の児童生徒指導の充実に資する研究や様々な取組について学ぶ授業科目について引き続き設定するように要望します。

(5) ICTを活用する研究や実践に資する授業科目の設定

スマートフォンや携帯電話等の普及による社会的情報環境の急速な変化に伴い、子どもがインターネット上での様々なトラブルに巻き込まれる事態に対応することが、学校における喫緊の課題となっています。

また、こうした中、これまでには想定していなかった新たなコミュニケーションのあり方や学習方法について研究を進め、変化に対応しつつ児童生徒が共に学び、不確実性の時代を生きぬいていく力を育成していくことが必要になっていきます。本市においても、急速なICTの広がりに対応するため、子どもが効果的に情報を収集して必要な情報を選んで活用する能力や、新しい技術を積極的に利用して課題解決する姿勢を育てていくため、様々な取組を行っているところです。

今年度必修化されたプログラミング教育におきましても、教育委員会では、児童生徒にプ

プログラミング的思考の育成が図れるように、各校の支援に取り組んでいます。

さらに、文部科学省は、多様な子どもたちを誰一人取り残すことのないように、公正に個別最適化された学びを持続的に実現する「GIGA スクール構想」を掲げています。本市では、指導者用デジタル教材の活用や電源キャビネット、児童生徒が使用する端末の段階的な整備を行います。将来的には、教科書がデジタル化することが想定され、教育方法が大きく変化するものと思われます。

これらの取組を一層効果的に推進する人材の育成や、ICT及びプログラミング教育を深く理解し、これらを活用する研究や実践に資する授業科目の設定について要望します。

2 現職教員派遣に伴う配慮に関すること

ミドル層の教員が今後は増加していき、ベテラン層の教員が減少していく中で、教職大学院に現職教員を派遣するためには、次のような配慮をしていただくことが必要になります。

(1) 短期履修（1年）コースの設定と履修形態への配慮に関する要望

①短期履修制度の必要性

横浜市教育委員会としては、学校運営の核となるミドルリーダーの養成に大きな期待をしています。今後はミドル層の教員が増加し、ベテラン層の教員が減少していくことが見込まれる中、ミドル層の教員が担う役割は多様化していきます。これまでベテランの教員が担ってきた若手教員の人材育成などもミドル層の教員の役割となってきます。学校にとっては教職大学院に派遣したい人材を長期間派遣しにくい現状があります。市教育委員会としては、これらの中堅教員を教職大学院で研修させ、その成果を学校現場に還元させることが急務であると考えていますが、学校現場において担任や各種主任、児童支援・生徒指導専任等として学校を支えている年齢層でもあります。これらの教員を2年間担任等と両立できない形で派遣することは、学校運営上の様々な支障が生じます。

また、夜間、休日等も含め、勤務時間を問わず生じる事案に、中堅教員が各種主任、児童支援・生徒指導専任等と連携して即座に対応することへの保護者や地域の期待が大きい本市の実情を踏まえ、大学院設置基準第14条の特例を適用したとしても、担任等の職務を軽減しない限り、2年目において有効な学びを保障することは難しい環境になっております。

以上のことから、1年間の短期履修制度がなければ、市教育委員会として派遣したい現職教員数を確保することが極めて困難であると考えています。

②履修形態に関する要望と本市の協力体制について

これまでも適用されていた大学院設置基準第14条の特例措置で現職教員が就学する場合、様々な職務軽減の配慮が必要になります。現職教員の場合、個々の実情に応じ、夜間や土日、長期休業期間を利用した受講など多様な選択が可能となる長期履修学生制度を利用しています。そこで、貴教職大学院においても、教員のライフスタイル・就学ニーズに応じた履修形態を選択できるこの制度を是非継続していただきたいと考えています。とりわけ十分な実績のある中核教員と認められる場合には、専門職大学院設置基準第29条第2項に基づく十分な実績評価の上で、実習免除の適用や修了後の継続的な指導体制の整備など、学校を離れることが困難な中堅職員がより就学しやすいシステムを、大学と市教育委員会が協働して進めていくことによって、在籍期間が1年でありながら2年である者と同等以上の成果が見込める仕組みを作ることができると考えています。

具体的には、実習免除をしていただいた部分に関して、大学院就学中において貴大学と本市教育委員会事務局との連携のもとで実践的な取り組みを確認するなど、リーダーとして必要な素養を確実にする仕組みを整えてまいります。それにより、理論と実践の往還が保証され、1年短期履修制度を創設したとしても、修了後の実践的取り組みを伴うこの制度を通じた総体としての学びは、2年制の教職大学院における就学に相当し、横浜市の教育界において指導的役割を果たすことのできる人材が育成されるものと考えております。

また、教職大学院修了後は、基本的には在籍校に再配置し、当該校での実践的研究の継続とその成果の還元を図るようにするとともに、その後の異動においても、大学院で身につけた高度な省察力や中核教員としての自覚をさらに磨き、リーダーとして学校の中核を担うことができる人事配置に努めていきたいと考えています。

したがって、横浜市教育委員会として一定数の現職教員を確実に教職大学院に派遣するため、現職教員の就学にあたっては、標準的な修了年限（2年）に加えて、これまでの実績もある長期履修学生制度の継続や短期履修コース（1年コース）の開設と、既修得単位の認定及び実習免除といった特徴的な大学院制度の活用を引き続き強く要望いたします。

(2) ミドルリーダー養成に加え、指導主事、管理職候補等の育成

横浜市では、ベテラン層の減少等に伴い副校長昇任候補者選考の受験者が減少傾向にあります。また、教育課題の多様化への対応や、今後増加するミドルリーダーの育成から、ますます管理職のリーダーシップやマネジメント等の資質・能力の向上が求められます。このような状況から現在、管理職候補等の育成が喫緊の課題となっています。さらに、こうした状況を支援できる指導主事の育成も求められます。指導主事、管理職候補等の育成につきましても、強く要望いたします。

(3) 教科等の専門的な知識を有する人材の育成

新学習指導要領の実施が今年度は小学校、次年度は中学校となっていきます。この度の改訂は、「社会に開かれた教育課程」を理念に、各校の学校教育目標の実現に向け「主体的・対話的で深い学び」による資質・能力の向上のための授業改善が求められます。また、小学校5、6年生の外国語活動が教科「外国語」となります。指導内容や指導体制への対応等が求められます。

そのため、各校に、より教科等及び教科「外国語」等の専門的な知識を有するリーダー的な人材が必要となります。今後さらに重要となる教科等の専門的な知識を有する人材の育成を要望します。

(4) 入学金・授業料の減免に関すること

今後、教職大学院派遣となる人材を、横浜市教育委員会が推薦し、命令派遣とする場合においては、派遣に伴って発生する入学金の免除を引き続き要望するとともに、授業料の減免について御検討いただきますよう強く要望します。

ⁱ第二十九条 教職大学院の課程の修了の要件は、第十五条の規定にかかわらず、教職大学院に二年（二年以外の標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限）以上在学し、四十五単位以上（高度の専門的な能力及び優れた資質を有する教員に係る実践的な能力を培うことを目的として小学校等その他の関係機関で行う実習に係る十単位以上を含む。）を修得することとする。

2 教職大学院は、教育上有益と認めるときは、当該教職大学院に入学する前の小学校等の教員としての実務の経験を有する者について、十単位を超えない範囲で、前項に規定する実習により修得する単位の全部又は一部を免除することができる。

ⁱⁱ第十四条 大学院の課程においては、教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

2川教職人第24号
令和2年 4月7日

国立大学法人 横浜国立大学
学 長 長谷部 勇一 様

川崎市教育委員会
教育長 小田嶋 満



横浜国立大学教職大学院の設置について（要望）

平素より、本市の教育行政の推進についてご理解とご協力を賜り、心からの感謝を申し上げます。

さて、近年においては社会の急激な変化と価値観の多様化に伴い、子どもたちや保護者が求める学校教育や学校を取り巻く地域社会の教育的ニーズも大きく様変わりし、また新たな教育課題が顕在化、複雑化している状況にあります。

一方本市においては、他都市で児童・生徒数が減少傾向にある中、ここ数年は引き続き増加傾向にあり、団塊の世代の大量退職等とも合わせて教員の新規採用者を大量に採用する状態が続いています。このため、現在は教員総数のほぼ半数を経験10年以下の教員が占めている状況にあり、経験の少ない若手教員の授業力や学級経営力の育成が大きな課題となっています。また、学校全体の教育力向上のためには、ミドルリーダーとして学校の中核を担う中堅教員の育成や教育課題に対応できる質の高い専門性を有する教員を育成していくことが求められています。

さらに、中央教育審議会が平成24年8月に示した「教職生活の全体を通じた教員の資質能力の総合的な向上方策について（答申）」においては、教育委員会と大学との連携・協働により教員養成の高度化・実質化を推進することや教員養成を修士レベル化することが打ち出されているところです。

こうした社会的な情勢の中で、これまで神奈川県教育委員会、他政令市教育委員会とともに貴大学教育学部との連携を踏まえ、貴大学の教職大学院設置構想についての協議が積み重ねられてきました。その中で、貴大学と本市教育委員会とが一体となって優れた教員の育成と研修のための新たな枠組みを構築するため、学校現場における経験を積んだ実務家教員の推薦や本市立学校での実習協力など、可能な範囲での協力支援の方策を検討してまいりました。

こうした経緯を踏まえ、令和3年度に設置される貴大学の教職大学院における学びを活かし、本市における教育課題を解決し得る教員を養成するためのカリキュラム内容等について以下のとおり要望いたします。

1 キャリア教育に関する事項

本市における教育振興基本計画である「かわさき教育プラン」において、平成27年度からの概ね10年間を対象期間とする第2次計画では、基本理念を「夢や希望を抱いて生きがいのある人生を送るための礎を築く」と定め、これを実現するための基本政策の一つとして「人間としての在り方生き方の軸をつくる」を置き、この中で「キャリア在り方生き方教育」の推進を掲げています。子どもたち一人ひとりが「生きる力」を十分に身に付け、しっかりとした勤労観、職業観を形成しつつ、将来直面するであろう様々な問題に柔軟かつたくましく対応できる力を育てることが重要な課題となっていることから、キャリア教育に関するカリキュラムの設定を強く要望いたします。

2 中堅層の資質・能力の向上に関する事項

本市の教職員の年齢構成は、団塊の世代の退職と児童生徒数の増加へ対応するため、大量採用を続けてきたことから、中堅層の極端に少ないいびつな構造となっています。このため、近い将来においては管理職への登用を従来よりも若い年齢で始めていかなければなりません。このことから中堅層の育成が喫緊の課題となっていますが、一方で中堅層は学校での実務においては中心的役割を担うとともに若手養成の役割をも担っていることから、学校現場において実務課題を通じた組織的な人材育成を実行していくことが求められています。このことから、教職員が組織的に相互に学び合うメンタリングに関するカリキュラムの設定を強く要望いたします。

3 指導主事、管理職候補等の養成に関する事項

学校の中心的役割を担う中堅層の育成に加え、教育に関して高い識見を有し、学校における教育課程や学習指導、その他学校教育に関する専門的事項について豊かな教養と経験を持って教員等に指導助言を行うことができる人材の養成が必要と考えております。また、創造的で自律的な学校運営を進めるとともに、家庭や地域等との信頼関係を構築し、様々な教育課題に適切に対応できる指導力、実践力、マネジメント力を兼ね備えたリーダーの養成も求められています。これらのことから、指導主事や管理職登用を意識し、リーダーとしての資質・能力を養うことができるよう学校マネジメントに関するカリキュラムの設定を要望いたします。

4 グローバル化に対応した人材育成に関する事項

グローバル化の進展に伴い、子どもたちが国際社会においてその能力を発揮するためには、直面する課題に対する自己解決能力や様々な文化や習慣を持つ人々と協働・共生していくためのコミュニケーション能力を身に付けることが必要となってきます。また、日本語指導を必要とする外国に繋がる子どもたちが増加する状況の中、学校においては組織的に課題に対応していくことが求められています。国際社会において活躍できるグローバル人材の育成が急務となっていることから、グローバル化に関わる研究や実践を蓄積できる授業科目など、グローバル人材の育成に資する授業科目の設定を要望いたし

ます。

5 ICT活用に関する事項

情報活用能力は、基礎的・基本的な知識・技能の着実な定着とともに、知識・技能を活用して行う言語活動の基盤となるものであり、「生きる力」を構成する重要な要素として、情報化が進展した現代においては、ますますその向上が求められています。この取組を一層推進する人材を育成するためには、日々発展・変化を続ける情報環境に対し、これを活用する研究や実践を重ねていくことが必要であることから、これに資する授業科目の設定を要望いたします。

6 教科教育領域の専門的な知識を有する人材の養成に関する事項

子どもたちが、学習内容を社会や自分の生き方と結び付けて考えることで学ぶ意義を深く理解し、これからの時代に求められる資質・能力を身に付け、生涯にわたって主体的に学び続けることができるようにすることがとても大切であると考えます。そのためには、教員がより一層授業改善に取り組み、学習の質を高めていくことが必要であると考えます。このことから、教員の教科教育領域の専門性を一層高め、授業力向上に資するカリキュラムの設定を要望します。

7 特別支援教育に関する事項

共生社会の形成をめざした「支援教育」の推進が求められており、そのためには障害のある者と障害のない者とは共に学ぶ仕組みである「インクルーシブ教育システム」の構築が必要となります。また、「インクルーシブ教育システム」の構築のためには、「特別支援教育」の充実が不可欠です。このことから、特別支援教育に関する研究や実践に結び付く授業科目の設定を要望いたします。

8 いじめや不登校、問題行動等への取組に関する事項

9 学校運営の充実、学校経営に関する事項

10 学校・家庭・地域の連携に関する事項

川崎市教育委員会としては、貴教職大学院における学校の中核を担う中堅教員のミドルリーダー養成に大きな期待を持っております。しかしながら、本市立学校の教員の年齢構成は、中堅層の年代が極端に少なく、教職大学院へ派遣したいと考える人材は学校現場として派遣することが難しい状況にあります。ここ数年の大量採用により、経験年数の少ない教員が現場に多く配置されている現状からは、中堅教員に教職大学院での研修を受けさせその成果を学校現場に還元させることが急務になっていますが、一方でその年代が各校の学校運営において担任や各種主任等、重要な職責を担っていることが多い状況にもあります。このことから、中堅層の教員を2年間にわたって担任等から外して派遣することは、学校運営に大きな影響を与え、本市の教員人事にも支障が生じるものと考えます。さらに教員については、勤務時間内外を問わず、児童生徒に関わって対応すべき事案が発生した場合には担任や各種主

任等が連携して対応することが求められるため、大学院設置基準第14条の特例措置が適用されたとしても、担任等の職務を軽減しない限り、有効な学びの環境を確保するのは難しいと考えます。このことから、本市教育委員会としては、現職教員を大学院へ派遣するに際しては、1年間の短期履修制度の継続が必要であると考えております。

これまでも適用されていた大学院設置基準第14条の特例措置で現職教員が就学する場合、置かれているそれぞれの状況に応じて、夜間や土日、長期休業期間を利用した受講など多様な選択が可能となる長期履修学生制度を利用しています。このことから、貴教職大学院においても、教員のライフスタイルや就学ニーズに応じた履修形態を選択できるこの制度を継続していただきたいと考えております。

また、特に十分な実績のある中堅教員と認められる場合には、専門職大学院設置基準第2条第2項に基づいて十分な実績評価の上で、実習免除の適用や修了後の継続的な指導体制の整備など、学校を離れにくい中堅教員がより就学しやすいシステム作りを貴大学と本市教育委員会が協働して進めていくことによって、在籍期間が1年でありながらも2年間の履修を行った者と同様以上の成果が見込める仕組みを作ることができるものと考えております。具体的には、実習を免除していただいた部分に関しては、大学院修了初年度において横浜国立大学と川崎市総合教育センターとの連携のもとで実践的な取り組みを確認するなど、リーダーとして必要な素養を確かなものとする仕組みを整えてまいります。そのことにより、理論と実践の往還が保証され、1年短期履修制度を利用した場合でも、修了後において実践的な取り組みを伴うこの制度を通じて行われる学びは、総じて2年制の教職大学院における就学に相当し、将来、本市学校教育における指導的役割を担う人材を育成できるものと考えます。

さらに、教職大学院修了後については、大学院で身に付けた省察的力量や中堅教員としての自覚をさらに高め、本市における学校教育を牽引するリーダーとして活躍頂けるような人事配置に努めてまいりたいと考えています。

これらのことから、川崎市教育委員会として現職教員を確実に教職大学院に派遣し就学させるにあたっては、標準的な修了年限（2年）に加えて、これまでの実績もある長期履修学生制度や短期履修コース（1年コース）の継続を要望いたします。特に、現職教員からの派遣については、短期履修でなければ実質的な派遣は困難であることから、1年間の短期履修制度を継続していただくよう強く要望いたします。また、既修得単位の認定及び実習免除など特徴的な大学院制度の活用についても強く要望いたします。

以上の点を踏まえ、緊密な連携協力を基盤とした教職大学院設置に向けての協議を引き続き進めることも合わせて要望いたします。

令和2年3月26日

国立大学法人 横浜国立大学
学長 長谷部 勇一 様

相模原市教育委員会
教育長 鈴木 英之



横浜国立大学における教職大学院の設置について（要望）

日頃より本市教育行政について、格別のご協力いただき感謝申し上げます。

さて、本市教育委員会といたしましては、横浜国立大学が令和3年度に組織改編する予定の教職大学院に対し、次の事項を取り入れていただくよう要望いたします。

- ・中核的な教員の人材育成、資質・能力の向上に関する事項
- ・教育課程の編成、実施に関する事項
- ・学力の向上に関する事項
- ・いじめや不登校、問題行動党への取組に関する事項
- ・支援教育に関する事項
- ・グローバル化に対応した人材育成に関する事項
- ・支援教育に関する事項
- ・グローバル化に対応した人材育成に関する事項
- ・教育の情報化（ICT活用）に関する事項
- ・学級経営、学校経営に関する事項
- ・最新の教育情報に関する事項

上記のうち、特に次の4点については、本市の教育課題を解決していけるような教員を育成するためのカリキュラムとして強く要望します。

（1）中核的な教員の人材育成、資質・能力の向上に関する事項

教員の大量退職・大量採用時代の到来に伴い、経験の少ない教員が増加しております。こうした状況は今後も続くことが予想され、優れた人材の養成・確保と経験の少ない教員の育成が重要かつ喫緊の課題となっています。初任者にかかわる研修等の状況からは、経験の少ない教員は、実践的指導力やコミュニケーション力、チームで対応する力など教員としての基礎的な力が十分に身に付いていないことが課題であるといわれています。

また、同僚や保護者との人間関係に悩みを抱える初任者も少なくありません。

今後は、管理職のマネジメントのもと、これらの経験の少ない層の教員の実践的な指導力や研究力、対応力を培っていくため、限られたミドル層やベテラン層との関係の中で、学校での組織的な人材育成を行っていくことが課題となっ

ます。

については、学校における人材育成の核となる教員の育成を図るため、教職大学院においては、中核的な教員の人材育成に向けて教員が組織的に学び合うメンタリング等に関するカリキュラムを設定するよう強く要望します。

(2) 特別支援教育に関する事項

本市では、小中学校の在籍児童生徒数が漸減傾向にあります。自閉症、情緒障害、学習障害、ADHD等の発達障害等、特別な支援を要する児童生徒数の増加に伴い、通常の学級においても求められる支援が多様化している状況の中で、児童生徒一人ひとりのニーズに適切に対応し、教員が障害特性を理解した上で児童生徒のよさを引き出し、伸ばす指導・支援を行うことが必要となっています。そのため、特別支援教育の研究や、効果的実践に結び付く授業科目の設定について要望します。

(3) グローバル化に対応した人材育成に関する事項

社会にグローバル化にともない、これからの時代を担う児童生徒には、国際社会で能力を発揮するための問題解決能力や新たなことにチャレンジする姿勢、国境を越えて人々と協働・共生するためのコミュニケーション能力を身に付けることが必要になってきます。

また、一方市内では、日本語指導の必要な児童生徒も増加しており、これらの児童生徒の状況に学校が組織的に対応していくことも不可欠になっています。

そこで、国際社会に活躍できるグローバル人材の育成に資する授業科目、及び内なるグローバル化に関する研究や、実践を蓄積できる授業科目の設定について要望します。

(4) 教育の情報化（ICT）に関する事項

スマートフォンや携帯電話等の普及による社会的情報環境の急速な変化に伴い、児童生徒がインターネット上での様々なトラブルに巻き込まれる事態に対応することが、学校における喫緊の課題となっています。

また、こうした中、これまでは想定していなかった新たなコミュニケーションのあり方や学習方法について研究を進め、変化に対応しつつ児童生徒が共に学び、不確実性の時代を生き抜いていく力を育成していくことが必要になっています。本市においても、急速なICTの広がりに対応するため、児童生徒が効果的に情報を収集して必要な情報を選んで活用する能力や、新しい技術を積極的に利用して課題解決する姿勢を育てていくため、また、GIGAスクール構想の実現に向けて、様々な取組を行っているところです。

これらの取組を一層効果的に推進する人材を育成するため、変化し続ける情報環境を前提にICTを深く知り、これらを活用する研究や実践に資する授業科目の設定について要望します。

さらに、本市教育委員会として、短期履修（1年）コースの設定を強く要望します。

本市教員の年齢構成は、30代後半から40代前半にかけて教員数が少なくなっており、教職大学院に派遣したい人材を学校現場が派遣しにくい現状があります。大量退職・大量採用の局面において、本市教育委員会としては、これらの中堅教員を教職大学院で研修させ、その成果を学校現場に還元させることが急務であると考えていますが、前述のとおり最も人数が少ない年齢層であり、現在、学校現場において担任や各種主任として学校を支えている年齢層でもあります。これらの教員を2年間担任等と両立できない形で派遣することは、校内における中堅教員の層の薄さゆえ、学校運営上不利益が生じます。

さらに、夜間等にも業務があり、勤務時間を問わず生じる事案に担任自身が各種主任と連携して即座に対応することへの保護者や地域の期待が高い等の本市の実情を踏まえると、大学院設置基準第14条の特例を適用したとしても、担任等の職務を軽減しない限り、2年目において有効な学びを保障することは難しい環境になっております。

以上のことから、1年間の短期履修制度がなければ、本市教育委員会として派遣したい現職教員数を確保することが極めて困難であると考えております。

これまでも適用されていた大学院設置基準第14条の特例措置で現職教員が就学する場合、様々な職務軽減の配慮が必要になります。貴教職大学院においても、教員のライフスタイル・就学ニーズに応じた履修形態を選択できるこの制度を継続していただきたいと考えています。

また、とりわけ十分な実績のある中核教員と認められる場合には、専門職大学院設置基準第29条第2校に基づく十分な実績評価の上で、実習免除の適用や終了後の継続的な指導体制の整備など、学校を離れることが困難な中堅職員がより就学しやすいシステムを、大学と本市教育委員会が協働して進めていくことによって、在籍期間が1年でありながら2年であるものと同様以上の成果が見込める仕組みを作ることができると考えています。

具体的には、実習免除をしていただいた部分に関して、大学院就学中において貴大学と本市教育委員会との連携のもとで実践的な取組を確認するなど、リーダーとして必要な素養を確実にする仕組みを整えます。それにより、理論と実践の往還が保障され、1年短期履修制度を創設したとしても、終了後の実践的取組を伴うこの制度を通じた総体としての学びは、2年制の教職大学院における就学に相当し、本市において指導的役割を果たす人材が育成されると考えております。

また、教職大学院修了後は、大学院で身に付けた高度な省察力や中核教員であるという自覚をさらに磨き、本市でリーダーとして学校の中核を担うことができる人事配置に努めていきたいと考えています。

したがって、本市教育委員会として一定数の現職教員を確実に教職大学院に派遣するため、教育委員会が推薦する現職教員の就学にあたっては、標準的な修了年限（2年）に加えて、これまでも実績のある長期履修学生制度の継続や短期履修コース（1年コース）の

えて、これまでも実績のある長期履修学生制度の継続や短期履修コース（1年コース）の開設と、既修得単位の認定及び実習免除といった特徴的な大学院制度の活用を強く要望いたします。

こうした点を踏まえて、引き続き緊密な連携協力を基盤とした教職大学院設置に向けての協議を進めることも合わせて要望する次第です。

高度教職実践専攻（教職大学院）の二つのプログラム

学校マネジメントプログラム

中核的中堅教員（ミドルリーダー）、管理職候補、指導主事等の養成
（現職教員経験10年以上、2校以上の学校現場等の経験）

46単位

共通科目（必修）（16単位）

- ・ 5領域各1科目
- ・ 神奈川の教育課題3科目

プログラム別選択科目（10単位以上）

- ・ 指導主事・管理職・ミドルリーダー養成科目
- ・ 高度教育研究方法論
（学術論文として審査を希望する場合必修）

プログラム共通選択科目・他プログラムの選択科目 （0～6単位）（4単位程度）

学校実習科目（10単位，6単位まで免除）

- 「教育課題発見実地研究」
- 「教育課題解決実地研究」

課題研究（4単位）

- 「学校課題解決研究Ⅰ・Ⅱ」

教育委員会からの現職教員派遣のみ
（短期履修）

教科教育・特別支援教育プログラム

教科等の専門的知識と高度な実践的指導力を備えた新人教員，現職教員の養成
（現職教員の場合，現職教員経験3年以上）

46単位

共通科目（必修）（16単位）

- ・ 5領域各1科目（特別支援科目3科目）
- ・ 神奈川の教育課題3科目（特別支援科目1科目）

プログラム別選択科目（6単位以上）

- 各教科が設定する選択科目（6単位以上）
- 高度教育研究方法論（2単位）
（学術論文として審査を希望する場合必修）
- 特別支援教育プログラムの場合（10単位以上）

プログラム共通選択科目・他プログラムの選択科目 （0～6単位）（4単位程度）

学校実習科目（10単位，現職教員8単位まで免除）

- 「教職専門実地研究Ⅰ・Ⅱ」（5単位+5単位）
- 「授業改善実地研究」（現職教員2単位）

課題研究（必修4単位+選択4単位）

- 「学校課題解決研究A・B」「学校課題解決研究Ⅰ・Ⅱ」

連携科目

- ・ 共通科目（必修）の一部は現職教員学生と学部新卒学生が合同で受講
- ・ 各プログラムで設定されている科目の相互選択も可能

注：特別支援専修免許は特別支援サ
プログラムのみ
取得可能

教育学部

6（5）年制プログラム
飛び入学

現職教員

長期休業期間中・
土日祝日開講
長期履修制度
14条特例
履修証明制度

他大学

小学校免許取得
プログラム
（標準修業年限
3年）

横浜国立大学教職大学院教員養成・育成 スタンダード改訂版 【I.教師に求められる基盤的資質】

領域	学部教員養成スタンダード改訂案			教職大学院教員養成・育成スタンダード改訂案			
	観点	項目		観点	項目		
					A ストレートマスター	B スクールリーダー（現職教員）	
I 教師に求められる 基盤的資質	1	豊かな人間性	進んで挨拶し、正しい言葉遣いで話すとともに、服装や身だしなみにも気を配り、広い視野・高い人権意識をもととしている。	1	豊かな人間性	広い視野・高い人権意識をもち、多様な考え方や立場を受けとめることができる。	広い視野・高い人権意識をもち、多様な考え方や立場を受けとめることができる。
	2	教職への熱意	教師になりたいという意欲を持ち、その使命と職務内容、子供に対する責務を理解しようとしている。	2	教職への熱意	教師になりたいという強い意欲を持ち、その使命と職務内容、子供に対する責務を理解している。	教師としての誇りを持ち、教師の使命と職務内容、子供に対する責務を理解している。
	3	コミュニケーション能力	自己を積極的に表現するとともに、他者の言葉を共感的に理解しようとしている。	3	コミュニケーション能力	自己を積極的に表現するとともに、他者を共感的に理解し、相互に良好な関係を築くことができる。	コミュニケーションの重要性を理解し、良好なコミュニケーションを通して自他の向上を図ることができる。
	4	組織人としての自覚	学校運営は教職員全員で行うということを理解し、他の教職員と連携、協働して職務を遂行する姿勢をもっている。	4	組織人としての自覚	学校運営は教職員全員で行うことを理解し、他の教職員と連携、協力して職務を遂行する姿勢をもっている。	職場における同僚性の大切さと、それを高めていく方策について考察し、他の教職員と連携、協力して職務を遂行することができる。
	5	省察・研鑽・探究力	常に自分の学びを振り返り、課題を見つけて改善しようとしている。	5	省察・研鑽・探究力	学び続ける向上心を持ち、常に自らを振り返り、課題を見つけて改善しようとしている。	変化に対応して学び続ける向上心を持ち、常に自らを振り返り、課題を見つけて改善し、成果を教育実践に活かすことができる。
	6	コンプライアンス・サービス	法令や規則を遵守することの重要性を理解し、社会や学校等のルールを守り、子供たちの規範となるよう努力している。	6	コンプライアンス・サービス	高いモラルを持つことが求められる教員としての、コンプライアンスの重要性や服務規律の厳格さについて理解している。	教員として適切なコンプライアンスやサービスを実践するとともに、他の教員に指導・助言することができる。
	7	健康管理	生活習慣を正しくし、心身の健康維持に努めている。	7	健康管理	心身の健康を維持することの重要性を認識し、規則正しい生活を送っている。	自分の健康はもとより、同僚の健康にも配慮し、働きやすい職場環境の実現に努力している。

横浜国立大学教職大学院教員養成・育成 スタンダード改訂版 【Ⅱ. 教職に関する理解・教科等の指導と評価】

領域	学部教員養成スタンダード改訂案		教職大学院教員養成・育成スタンダード改訂案				
	観点	項目	観点	項目			
				A ストレートマスター	B スクールリーダー（現職教員）		
Ⅱ 教職に関する理解・教科等の指導と評価	1	教育関連法規	教育基本法や学校教育法など、主な教育関連法規の趣旨や内容のおおよそについて理解している。	1	教育関連法規・学習指導要領についての理解	教育基本法や学校教育法など、主な教育関連法規の趣旨や内容を理解している。	教育関連法規・学習指導要領・学習指導要領解説の内容、教育改革の動向について理解している。
	2	学習指導要領	学習指導要領の趣旨や目標、内容のおおよそについて理解している。				
	3	学習指導の方向性の理解	主体的・協働的に学ぶことが求められていることなど、これからの授業づくりの方向性について考えている。				
	4	教育課程	各学校において教育課程の編成・実施・評価・改善を行うことの重要性を理解している。	2	教育課程	各学校で行われる教育課程編成について、各種法規や学習指導要領と結び付けて理解している。	教育改革の動向や学習指導要領の趣旨・内容を踏まえ、地域の特性や学校の教育資源、児童生徒の実態などを考慮して、学校の教育課程についてのモデル案を示すことができる。
	5	年間指導計画	各授業や単元が、学習指導要領に基づく年間指導計画の中に位置付けられていることを理解している。	3	年間指導計画	年間指導計画について、学習指導要領や学校の教育課程と結び付けて理解している。	学習指導要領に基づき、学習内容の系統性や他教科等との関連、学校の教育資源の活用などを考慮しながら、一教科以上の年間指導計画を編成することができる。
	6	学習指導案の作成	学習指導案を作成する意義や、その具体的な方法について理解し、簡単な学習指導案を作成することができる。	4	学習指導案の作成	学習指導案に求められるべき基本的な内容について理解し、作成することができる。	他の教師からの求めに応じ、学習指導案の作成や授業展開の方法について、適切な助言を行うことができる。
	7	授業実践	教師としての表現力、発問や板書等のスキルを高め、授業のねらいを明確にして授業を行うことができる。	5	授業実践	児童生徒の実態に合わせて教材研究をもとに授業を計画・実践することができる。	課題解決型の学習や協働的な学びなどをデザインし、実践することができる。
	8	教科等の指導	教科等の目標、学習内容の系統性、学年間のつながり等について理解するとともに、効果的な指導法について考えている。	6	教材開発	児童生徒の実態に合わせて既存の教材・教具に工夫をし効果的に活用することができる。	児童生徒の興味関心を高め、思考を促す教材や指導効果の高い教材を開発したりすることができる。
	9	教材の準備活用	学習のねらいに応じた教材作成の重要性を理解している。	7	指導と一体化した学習評価	目標の明確化と評価の重要性、並びに両者の一体化について理解するとともに、評価規準に基づき評価することができる。	具体的な学習指導案において目標や評価規準を設定するとともに、具体的な指導のあり方を提案することができる。
	10	学習評価	学習評価の役割や方法、指導と評価の一体化の重要性について理解している。	8	授業評価と授業研究の推進	授業研究の重要性を理解し、参観した授業を自分なりの視点で評価することができる。	自他の授業を分析し、その長所と改善点を指摘したり、自らがリーダーとなって研究を推進することができる。
	11	授業における学習評価	教科等に応じた適切な評価規準を設定することができる。	9	横断的・総合的な学習	横断的・総合的な学習（グローバル教育やキャリア教育、人権教育を含む）を計画・実践することができる。	クロスカリキュラムの理論や方法について知り、学校全体での取組をコーディネートすることができる。
	12	授業評価	授業評価の意義や方法について理解し、自他の授業について学力の育成、子供たちへの関わり方等の観点で評価することができる。	10	教育の情報化	学習指導においてICTを適切に活用できるとともに、その活用効果について理解している。	ICT活用、情報教育について、その効果と課題を理解するとともに、学校全体の情報化を推進することができる。
	13	授業観察	他者の授業に対し、よさと課題、改善の方法などを意識しながら、マナーを守って参観することができる。	16	教科等の専門知識	教科等の専門的知識を生かして授業を計画・実践することができる。	教科等の専門的知識を生かして、課題解決型の学習や協働的な学びなどをデザインし、実践することができる。

横浜国立大学教職大学院教員養成・育成 スタンダード改訂版 【Ⅲ.児童生徒指導】

領域	学部教員養成スタンダード改訂案		教職大学院教員養成・育成スタンダード改訂案		
	観点	項目	観点	項目	
				A ストレートマスター	B スクールリーダー（現職教員）
Ⅲ 児童生徒 指導	1	発達段階の理解 子供たちの発達段階と、その特徴について理解している。	1	児童生徒の理解 児童生徒の発達段階を理解したうえで、一人ひとりの児童生徒を積極的に理解しようとしている。	児童生徒を取り巻く環境を的確に捉え、一人ひとりの理解をしようとしている。
	2	子供への接し方 公平で受容的な態度で一人一人の子供に接することができる。	2	児童生徒の指導 個や集団を指導するための手立てを理解し、実践しようとしている。	具体的な事例をもとに、個と集団の関係、成育歴の及ぼす影響などについても考察し、指導法を提案したり、必要に応じて指導のコーディネートをしたりすることができる。
	3	学級担任の職務 学級担任の役割や大まかな仕事内容について理解している。	3	学年・学級経営 学級担任の役割や仕事内容、学年・学級経営で大切なことについて理解している。	文献やフィールドワークなどを通して自分の学年・学級経営について省察し、継続すべき点や改善すべき点をまとめることができる。
	4	学級経営の理解 学級経営の大切さや、学級経営案作成の意義について理解している。			
	5	教室環境整備 教室掲示や座席配置の工夫など、子供たちが学びやすく過ごしやすい教室環境を整えることの大切さを理解している。	4	インクルーシブ教育・特別支援教育 インクルーシブ教育及び特別支援教育の意義や、子供たちの障害に応じた指導の在り方について理解しようとしている。	特別な支援を必要とする児童生徒の実態を把握し、指導の充実を図るための提案を行うことができる。
	6	インクルーシブ教育・特別支援教育 インクルーシブ教育及び特別支援教育の意義や、子供たちの障害に応じた指導の在り方について理解しようとしている。	5	問題行動への対応 様々な事例を知り、問題行動への適切な対処方法、指導方法について理解している。	問題行動の背景を捉え、具体的な対応方法を考えたり、対応に当たって配慮すべき点を説明したりすることができる。
	7	問題行動への対応 子供たちの問題行動の背景について多面的に捉える必要のあることを理解し、問題行動への適切な対処方法、指導方法について理解しようとしている。	6	教育相談 教育相談の重要性を理解し、その具体的な方法について学んでいる。	実際に教育相談を行うことができ、過去の事例を分析したり改善点を検討したりしている。
	8	教育相談 教育相談の重要性を理解し、理論や技法に関する基礎的な知識を持っている。			

横浜国立大学教職大学院教員養成・育成 スタンダード改訂版 【IV.学校マネジメント】

領域	学部教員養成スタンダード改訂案		教職大学院教員養成・育成スタンダード改訂案			
	観点	項目	観点	項目		
				A ストレートマスター	B スクールリーダー（現職教員）	
IV 学校マネジメント	1	教育行政・教育制度 教育委員会の組織・役割について基本的な内容を理解している。	1	教育行政・教育制度 教育委員会の組織・役割や、新しい教育制度が生まれた背景や経緯について理解している。	教育委員会等の特色ある取組について理解するとともに、これからの時代を生きる人材の育成という観点から、新しい教育制度の必要性や課題、今後の方向性について考えている。	
	2	学校の組織的な取り組み 学校の教育活動を同僚と協働して組織的に取り組むことの重要性を理解しようとしている。	2	学校組織マネジメント 学校の教育活動における組織的な取組の重要性を理解し、教育活動に協働的に取り組んでいる。	学校組織におけるマネジメントの重要性を理解するとともに、その中核となって推進することができる。	
	3	カリキュラムマネジメントについての理解 カリキュラムマネジメントはすべての教員が行うべき重要な仕事であることを理解している。	3	カリキュラムマネジメント 教科を越えた連携と地域との連携を大切にし、学校教育の効果を評価して改善しようとしている。	教科を越えた連携と地域との連携を大切に、学校教育の効果を評価して改善することができる。	
	4	学校経営ビジョンの理解 学校がその学校教育目標やグランドデザイン等のもとで経営されていることを理解している。	4	経営ビジョンの構築と学校評価 学校のグランドデザイン作成やその評価の重要性について理解している。	学校経営についてのビジョンを構想してグランドデザインを作成したり、その評価・改善についての方策を考えたりすることができる。	
	5	人材育成 OJTとOFF-JTの意義を理解している。	5	人材育成 OJTとOff-JTの、それぞれの特徴について理解し、積極的に活用している。	OJTの意義や方法を知り、それらを活用して人材を育成したり、チームとしての学校づくりを推進したりすることができる。	
	6	メンタリング メンタリングの意義やメンティに求められるものを理解している。	6	メンタリング メンタリングの重要性と、その方法・技術について理解している。	同僚教員、特に経験の浅い教員に対し、メンター教師としてメンタリングを行うことができる。	
	7	学校教育における課題 最近の教育課題について関心をもち、日常的に情報収集に努めている。	7	学校教育における課題 最近の教育課題について関心をもち、書籍などを活用して理解しようとしている。	最近の教育課題とその解決策について、分かりやすく説明したり、自分の考えを述べたりすることができる。	
	8	学校外組織との連携・協働 学校と保護者・地域・他の教育機関や専門家等と連携することの重要性を理解しようとしている。	8	学校外組織との連携・協働 学校と保護者・地域・他の教育機関や専門家等と連携することの重要性を理解している。	保護者・地域・他の教育機関や専門家等との連携の重要性を説明したり、その具体例を紹介したりすることができる。	
	9	安全管理 学校安全に関する主な法規の趣旨や内容と、日常生活全般における安全確保のために必要な事項を理解している。	9	危機管理 学校事故等の事例を学ぶとともに、リスクマネジメントや危機管理の重要性を理解している。	危機を未然に防ぐためリスクマネジメントや危機管理の具体的な方策を考え、勤務校において提案することができる。	

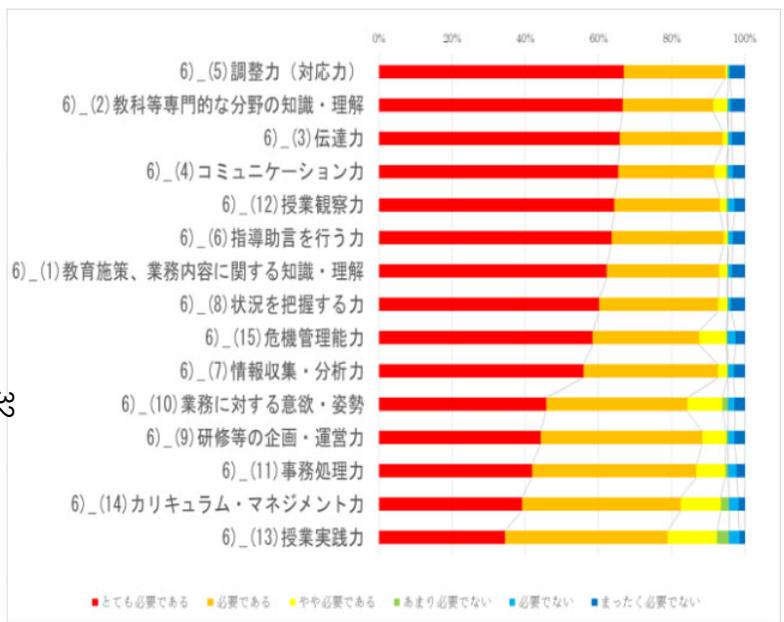


図1 身につけるべき資質・能力

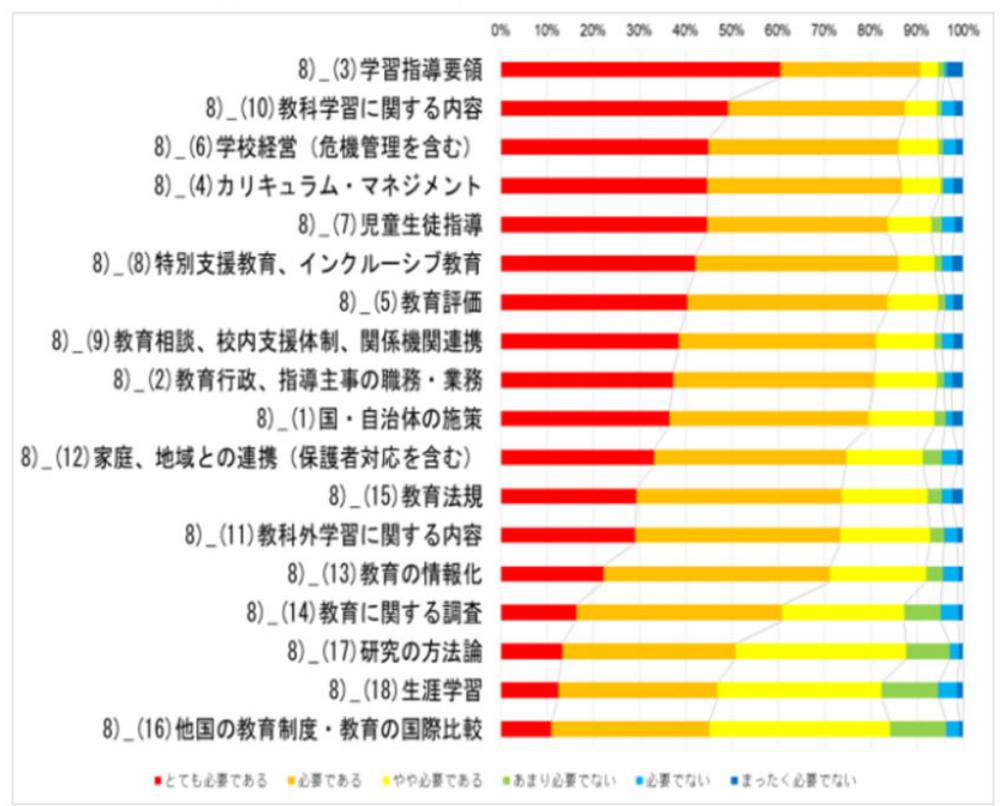


図2 研修(講義)内容

「指導主事に求められる資質・能力に関する課題の整理」
 横浜国立大学 教育デザイン研究 第II号 2020年 pp.198-207.

- (1) 対象:神奈川県内の全指導主事. 回答数392人
 (神奈川県教育委員会142人, 政令指定都市教育委員会173人, その他市町村教育委員会77人)
- (2) 期間:2018年7月から9月
- (3) 方法:各教育委員会を通し,Web アンケートによる無記名選択肢形式

教職大学院専任教員基準及び業績審査（ピアレビュー）の観点

令和元年度 研究科教授会資料

本研究科高度教職実践専攻（以下、教職大学院）の拡充において、神奈川県内の教育委員会との緊密な連携を行い、実践者として学び続けることと研究能力を身に付けることによって神奈川県内の教育課題解決に寄与できる人材の育成をめざす。

故に、既に研究科（修士課程）担当にある教員は教育学研究科担当教員選考手続きを経て、研究科（修士課程）での指導能力は認められるが、実務の経験を有する教員にあっては教育実践に関する研究業績を有すること、もしくは教科内容に関する業績を有する教員にあっては、教育実践に関する研究業績と実践業績を有することにより、実践者としての学びと研究能力、両者の学修の保障となる。そこで、以下のとおり、教職大学院専任教員基準を定め、基準のいずれかに合致する教員を教職大学院の専任教員とするものとする。

更に、基準を満たすかどうかを確認するために、以下に示す、業績審査（ピアレビュー）の観点に沿って、教員相互の業績審査（ピアレビュー）を実施する。この教員相互の業績審査（ピアレビュー）は、FD活動の一環として年に1回継続的に実施し、専任教員の質保証を担保する。

なお、大学院教育学研究科における実務家教員選考に関する申し合わせ」（平成30年7月25日 教育学研究科教授会決定）教授相当の基準に基づいている。

○教職大学院の専任教員の基準

1. 学校現場等での実務経験が10年以上、教育実践に関する研究業績（教育実践論文等）が3本以上
2. 教育実践に関する研究業績（教育実践論文等）と実践業績（業績審査の観点③～⑤）の合計が10以上

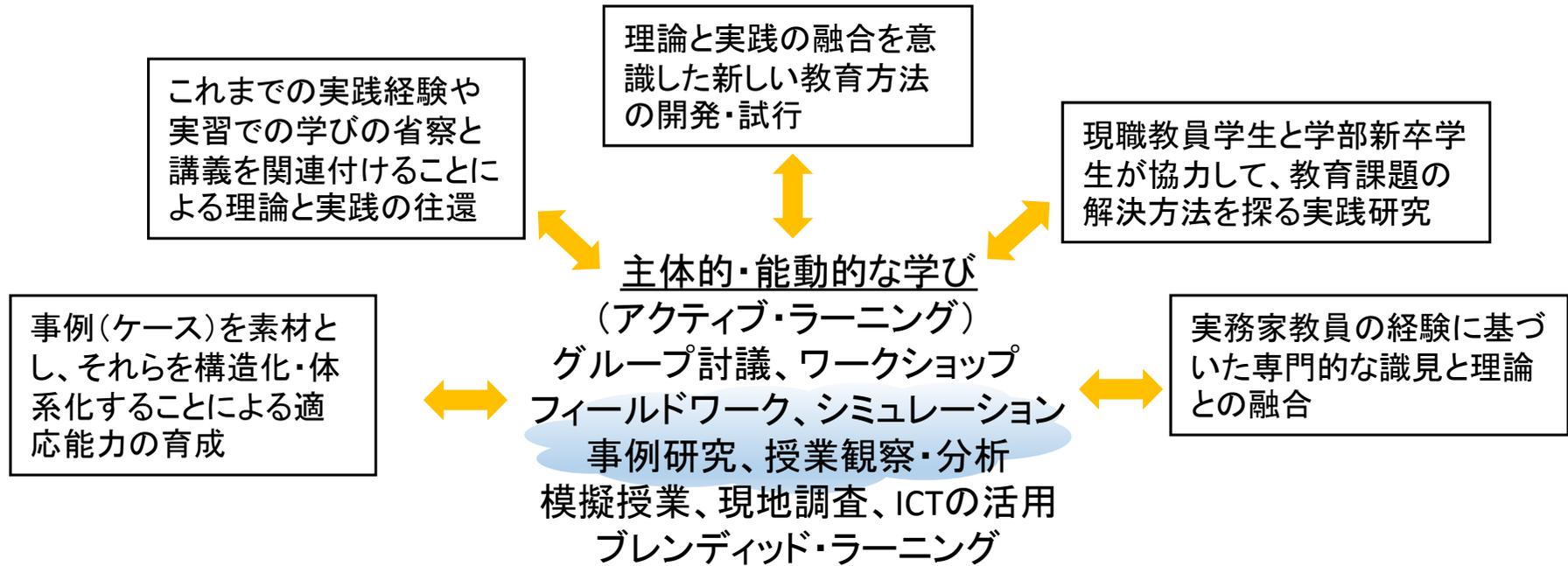
○業績審査（ピアレビュー）の観点

- ① 学校現場等での実務経験の有無・年数
- ② 教育実践に関する研究業績（教育実践論文等）の本数
- ③ 研究会等での授業公開・研究発表や研究団体の実践的・実証的業績（附属学校を含む諸学校との共同研究に参画等）の数
- ④ 教育委員会や学校が企画する）研究会・研修会での講演及び助言実績（アドバイザースタッフ派遣を含む）の回数
- ⑤ 教職員免許法認定講習の講師（免許更新講習講師も可）の回数

- 教科教育・特別支援教育プログラムのサブグループ

サブグループ	教科
言語・文化・社会	国語・英語・社会・生活科
自然・生活	数学・理科・家庭・技術
芸術・身体・特別支援	音楽・美術・体育・特別支援

教職大学院の授業イメージ



「講義＋演習」を基本とした90分×2コマの授業
 ティームティーチングによる少人数授業
 eポートフォリオによる省察(リフレクション)

実習免除の観点について

横浜国立大学教職大学院

現職教員学生を対象にした実習の免除は、「教育実践研究履歴申告書」の提出を求め、入学者選抜試験において、免除することができる実務経験を有しているかの面接を行う

教育実践研究及び実務の状況については、入学者選抜試験出願時、「教育実践研究履歴申告書」に以下に示す項目を記載させ、教育実践研究履歴のうち代表的な報告書等（原本またはコピー）3点～5点以内を提出させる。

「教育実践研究履歴申告書」の書類審査及び面接時の評価については、以下に示す観点から、それぞれの学校実習科目の到達目標を、これまでの実務経験及び研究業績で達成しているかどうかを審査する。

<学校マネジメントプログラム>

○「教育実践研究履歴申告書」の記載項目

- (1) 教育課程の編成及び実施に関わった実務経験・研究業績について
- (2) 教科等の実践的な指導や評価、教材開発に関する実務経験・研究業績について
- (3) 児童・生徒指導や教育相談に関する実務経験・研究業績について
- (4) 学級経営・学年経営に関する実務経験・研究業績について
- (5) 校務分掌等の学校の中で担う役職に関する実務経験・研究業績について
- (6) その他、授業研究、学校研究、教員研修等特筆すべき実務経験・研究業績について

○面接時の評価の観点

- (1) これまでの経験をいかして、自らの強みを活かした授業実践を提案、実施することができる。
- (2) 理論と実践を結びつけながら実践を行い、それにより自らの課題を明らかにし、その解決に取り組むというサイクルを実施できる。
- (3) 今日の教育課題や新たな教育方法を意識した授業実践ができる。
- (4) リーダーとして学年全体を視野にいた学級経営を行うことができる。
- (5) 学年のリーダーとして積極的に学年経営に関わることができる。
- (6) 校内のリーダーとして他の教師と連携して児童・生徒指導を行うことができる。
- (7) 校務分掌に関して、校内のリーダーとして若手教師と共に実践することができる。
- (8) 教科のリーダーとして教科経営を行うことができる（中学校・高等学校の場合）。

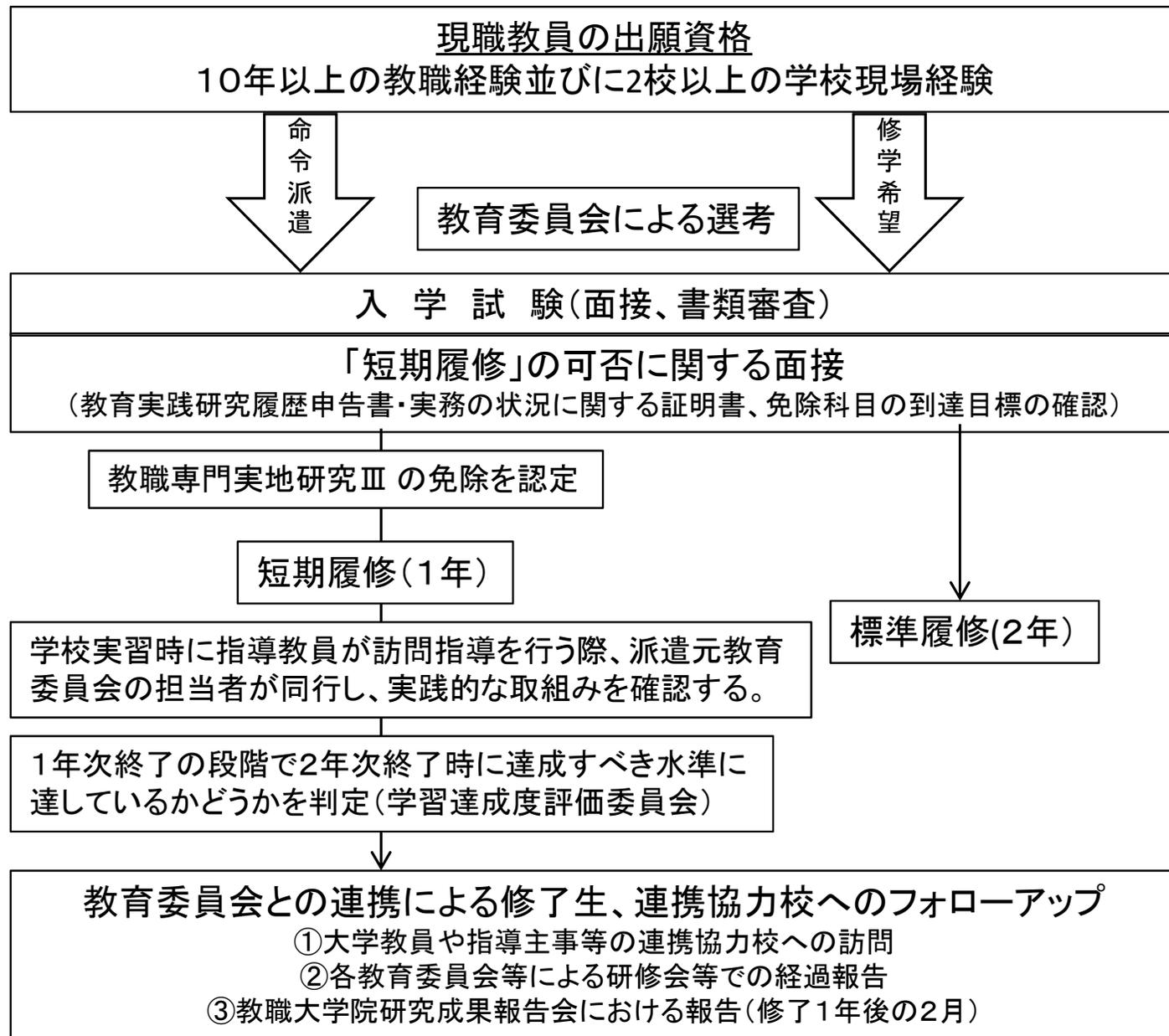
<教科教育・特別支援教育プログラム及び附属学校教員特別プログラム>

○「教育実践研究履歴申告書」の記載項目

- (1) 教育課程の編成及び実施に関わった実務経験・研究業績について
- (2) 教科等の実践的な指導や評価、教材開発に関する実務経験・研究業績について
- (3) その他、授業研究、学校研究、教員研修等特筆すべき実務経験・研究業績について

○面接時の評価の観点

- (1) これまでの経験をいかして、自らの強みを活かした授業実践を提案、実施することができる。
- (2) 理論と実践を結びつけながら実践を行い、それにより自らの課題を明らかにし、その解決に取り組むというサイクルを実施できる。
- (3) 今日の教育課題や新たな教育方法を意識した授業実践ができる。



短期履修の審査プロセス

標準履修(2年)モデル【1年次】

付属資料11-1

		月	火	水	木	金	不定期開講科目	
1 年 次 〔 奇 数 年 度 〕	第1ターム (4・5 月)	午前 (1・2限)	D 学級経営・学級指導の 実践と課題			B 授業デザインの理論と実 践	教職専門実地研究 I	
		午後 (3・4限)						
		夜間 (6・7限)						
	第2ターム (6・7 月)	午前 (1・2限)	C 子どもの理解と支援		現B EdTechを活用した授 業の方法	現C インクルーシブ教育の 理論と課題 (特)	教職専門実地研究 I	
		午後 (3・4限)	国語の授業デザイン論と教 材デザイン論					
		夜間 (6・7限)						
	第3ターム (8・9月)							「資質・能力」育成のた めの理論と実践 (集 中)
	第4ターム (10・11 月)	午前 (1・2限)					教職専門実地研究 I	
		午後 (3・4限)		英語科の授業デザイン論と 実践		消費者教育・ESDの理念と実 践		
		夜間 (6・7限)						
	第5ターム (12・1 月)	午前 (1・2限)					教職専門実地研究 I	
		午後 (3・4限)						
		夜間 (6・7限)	グローバル化に対応した教育					
	第6ターム (2・3月)		教職大学院研究成果報告会 (中間報告)					

生活科・総合の授業デザイン論と実践	共通科目 (必修)
	プログラム共通選択科目
	プログラム別選択科目 (学校 マネジメント)
	プログラム別選択科目 (教科 教育)
	プログラム別選択科目 (特別 支援教育)
	学校実習科目
課題研究	

標準履修(2年)モデル【2年次】

付属資料11-2

		月	火	水	木	金	不定期・集中開講科目			
2 年 次 【 偶 数 年 度 】	第1ターム (4・5月)	午前 (1・2限)		A 社会に開かれた教育課程とカリキュラムマネジメント		現D 教育改革の現状と神奈川の教育事情	教職専門実地研究Ⅱ	社会系教科の授業デザイン論と教材デザイン論	学校課題解決研究Ⅰ	
		午後 (3・4限)								
		夜間 (6・7限)								
	第2ターム (6・7月)	午前 (1・2限)		E 専門職としての教員の職能発達			教職専門実地研究Ⅱ			
		午後 (3・4限)								
		夜間 (6・7限)								
	第3ターム(8・9月)									
	第4ターム (10・11月)	午前 (1・2限)					教職専門実地研究Ⅱ	国語の教材デザイン論と実践Ⅰ(文字・言語)	学校課題解決研究Ⅱ	
		午後 (3・4限)								
		夜間 (6・7限)								
	第5ターム (12・1月)	午前 (1・2限)				社会系教科の授業デザイン論と教材デザイン論Ⅰ	教職専門実地研究Ⅱ			
		午後 (3・4限)								
		夜間 (6・7限)								
	第6ターム(2・3月)		教職大学院研究成果報告会							

共通科目(必修)
プログラム共通選択科目
プログラム別選択科目(学校マネジメント)
プログラム別選択科目(教科教育)
プログラム別選択科目(特別支援教育)
学校実習科目
課題研究

標準履修(特別支援学校教諭免許状取得)モデル【1年次】

付属資料12-1

		月	火	水	木	金	不定期開講科目		
第1ターム (4・5月)	午前 (1・2限)		特別支援教育の授業デザイン(特)(B)	特別支援教育のカリキュラムマネジメント(特)(A)	教育改革の現状と神奈川の教育事情(D)	特別支援教育教職専門 実地研究 I	特別支援教育実践演習 I	特別支援教育課題研究 A	
	午後 (3・4限)								
	夜間 (6・7限)								
第2ターム (6・7月)	午前 (1・2限)		特別支援教育の内容と実践 A(特)		インクルーシブ教育の理論と課題(特)(C)	特別支援教育教職専門 実地研究 I	特別支援教育実践演習 I	特別支援教育課題研究 A	
	午後 (3・4限)				特別支援教育の内容と実践 B(特)				
	夜間 (6・7限)								
第3ターム(8・9月)		特別支援学校の組織マネジメント(特)							
		特別支援教育と評価(特)							
第4ターム (10・11月)	午前 (1・2限)			特別支援教育の内容と実践 C(特)		特別支援教育教職専門 実地研究 I	特別支援教育実践演習 I	特別支援教育課題研究 A	
	午後 (3・4限)								
	夜間 (6・7限)								
第5ターム (12・1月)	午前 (1・2限)					特別支援教育教職専門 実地研究 I	特別支援教育実践演習 II	特別支援教育課題研究 B	
	午後 (3・4限)								
	夜間 (6・7限)								
第6ターム(2・3月)		教職大学院研究成果報告会(中間報告)							

共通科目(必修)
プログラム共通選択科目
プログラム別選択科目(学校マネジメント)
プログラム別選択科目(教科教育)
プログラム別選択科目(特別支援教育)
学校実習科目
課題研究

標準履修(特別支援学校教諭免許状取得)モデル【2年次】

付属資料12-2

		月	火	水	木	金	不定期開講科目						
2年次 【偶数年度】	第1ターム (4・5月)	午前 (1・2限)				特別支援教育教職専門 実地研究Ⅱ	特別支援教育高度 研究 方法論 (特)	特別支援教育課題研究Ⅰ (特別支援教育)					
		午後 (3・4限)											
		夜間 (6・7限)											
	第2ターム (6・7月)	午前 (1・2限)	子どもの理解と支援 (C)		EdTechを活用した授業の方法 (B)				特別支援教育教職専門 実地研究Ⅱ				
		午後 (3・4限)	学校保健										
		夜間 (6・7限)											
	第3ターム (8・9月)												
	第4ターム (10・11月)	午前 (1・2限)	特別支援教育コーディネータ の役割と課題 (特) (E)						特別支援教育教職専門 実地研究Ⅱ	特別支援教育課題研究Ⅱ (特別支援教育)			
		午後 (3・4限)	学びと授業づくりの心理学										
		夜間 (6・7限)											
	第5ターム (12・1月)	午前 (1・2限)							特別支援教育教職専門 実地研究Ⅱ				
		午後 (3・4限)											
		夜間 (6・7限)											
	第6ターム (2・3月)		教職大学院研究成果報告会										

共通科目 (必修)
プログラム共通選択科目
プログラム別選択科目 (学校 マネジメント)
プログラム別選択科目 (教科 教育)
プログラム別選択科目 (特別 支援教育)
学校実習科目
課題研究

短期履修(1年)モデル

付属資料13

		月	火	水	木	金	不定期・集中開講科目			
1 年 次 【 奇 数 年 度 】	第1ターム (4・5月)	午前 (1・2限)	D 組織マネジメントと学校経営	A 社会に開かれた教育課程とカリキュラムマネジメント	B 授業デザインの理論と実践	現D 教育改革の現状と神奈川の教育事情		学校課題解決研究Ⅰ	学校課題発見実地研究・学校課題解決実地研究	教職キャリア開発の方法
		午後 (3・4限)								
		夜間 (6・7限)								
	第2ターム (6・7月)	午前 (1・2限)	C 子どもの理解と支援	E 専門職としての教員の職能発達	現B EdTechを活用した授業の方法	現C インクルーシブ教育の理論と課題(特)				
		午後 (3・4限)								
		夜間 (6・7限)								
	第3ターム(8・9月)		教職大学院研究成果報告会(中間報告会)					学校運営と危機管理の実際(集中)		
	第4ターム (10・11月)	午前 (1・2限)		同僚性の構築に関する理論と実践	行政研修の企画・運営	教育相談体制とカウンセリング		学校課題解決研究Ⅱ		
		午後 (3・4限)								
		夜間 (6・7限)	総合的な学習の理念とカリキュラム							
	第5ターム (12・1月)	午前 (1・2限)			レッスンスタディーとアクションリサーチ	スクールリーダーシップの事例研究				
		午後 (3・4限)								
		夜間 (6・7限)								
	第6ターム(2・3月)		教職大学院研究成果報告会(成果報告会)							

共通科目(必修)
プログラム共通選択科目
プログラム別選択科目(学校マネジメント)
プログラム別選択科目(教科教育)
プログラム別選択科目(特別支援教育)
学校実習科目
課題研究

附属学校教員特別プログラム（履修モデル）

	着任 1 年目	着任 2 年目	着任 3 年目	着任 4 年目	着任 5 年目
	8月頃（A日程）選考 履修計画書の提出	入学			中間報告会 成果報告会，修了
共通科目（必修） 16単位		共通科目（必修） 3科目受講	共通科目（必修） 3科目受講	共通科目（必修） 2科目受講	
プログラム専門科目 12単位		教育実習指導の実践研究	実践研究のマネジメントⅠ	実践研究のマネジメントⅡ	
		学校研究のための教材研究	学校研究のための授業研究	学校研究のためのカリキュラム開発	
学校実習 10単位免除					
課題研究 8単位				学校課題解決研究 A・B	学校課題解決研究 I・II

※附属特別支援学校では、それぞれの科目に対応する特別支援教育の科目を実施する。

- 「教育実習指導の実践研究」では、学部の教育実習指導の計画，実施，省察の各段階において指導教員の指導を受け，レポートを作成する。
- 「実践研究のマネジメントⅠ・Ⅱ」では，学校研究の推進，教科等の実践研究，研究に関連する教員研修等に関わる取り組みについて指導教員の指導を受け，それらの成果についてレポートを作成する。
- 「学校研究のための教材研究」「学校研究のための授業研究」「学校研究のためのカリキュラム開発」については，学校研究や公開授業・研究会に関わる教材研究，授業研究，カリキュラム開発等のいずれかに重点を置いた取り組みを各年度ごとに行い，指導教員の指導を受け，それらの成果についてレポートを作成する。なお，その実施順序については変更しても構わない。
- 「学校課題解決研究A・B，Ⅰ・Ⅱ」については所属校の校長と教科教育・特別支援教育プログラムの教員1名の指導を年6回以上受け，中間報告会での報告，教育実践研究報告書の提出，成果報告会での報告を行う。

横浜国立大学と関東学院大学との教員養成高度化連携に関する協定書

横浜国立大学（以下、「甲」という）と、関東学院大学（以下、「乙」という）は、次の各条により、教員養成高度化連携に関する協定（以下、「本協定」という）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、世代交代の急激な神奈川県下における教育課題解決に寄与すべく、神奈川県内の教員を志し、教員としての資質・適性を備えた学生と、横浜国立大学大学院教育学研究科高度教職実践専攻（以下、「甲教職大学院」という）との円滑な接続を促し、新しい学校づくりを支える「高度専門職としての教員」を甲において養成・育成することを目的とする。

（連携の範囲）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するために、次に掲げる連携を行う。
 (1) 甲は、神奈川県内の教員を志し、甲教職大学院に進学を希望する乙所属の学部生に対し、乙からの推薦を受けて連携大学特別選抜を実施する。
 (2) その他本協定の目的を達成するため、両大学で必要と認める事項を実施する。

（覚書の締結）

第3条 本協定の実施に関する細部の事項については、協定書に附属する「覚書」に記載する。

（協議事項）

第4条 甲及び乙は、本協定による事業を円滑に遂行するため、一方の申出に応じて協議の場を設けるものとする。

（協定の有効期間）

第5条 本協定の有効期間は、2020年9月1日から2023年3月31日までとする。ただし、期間満了の30日前までに甲又は乙のいずれかから継続の見直しについて申し出がない限り、さらに1年間更新するものとし、以降も同様とする。

（協議）

第6条 本協定及び第3条に定める覚書に定めのない事項又は疑義のある事項については、甲と乙の双方が協議のうえで決定する。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、各々1通を保管する。

2020年3月27日

(甲) 横浜国立大学長
長谷部 勇



(乙) 関東学院大学長
規矩 大義



横浜国立大学と関東学院大学との教員養成高度化連携に関する覚書

横浜国立大学（以下、「甲」という）と関東学院大学（以下、「乙」という）は、2020年3月27日に締結した「横浜国立大学と関東学院大学との教員養成高度化連携に関する協定書」（以下、「本協定書」という）第3条に基づき、両大学間の連携実施に関する細部の事項について、覚書（以下、「本覚書」という）を締結する。

（特別選抜の実施）

1. 出願資格・要件

甲が毎年度定める学生募集要項の出願資格・要件を満たす者とする。

2. 推薦人数

2名程度

3. 特別選抜実施の手続き

特別選抜に出願する者は、甲が毎年度定める学生募集要項に則り、出願期間内に所属大学の学長又は学部長の推薦書を含む出願書類を提出する。出願から入学までの諸手続きについては、当該年度の学生募集要項によることとする。

（覚書の有効期間）

本覚書の有効期間は、本協定書と同一とする。

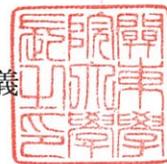
本覚書の締結を証するため、本覚書2通を作成し、各々1通を保管する。

2020年3月27日

（甲）横浜国立大学長
長谷部 勇



（乙）関東学院大学長
規矩 大義



横浜国立大学と北里大学との教員養成高度化連携に関する協定書

横浜国立大学（以下、「甲」という）と、北里大学（以下、「乙」という）は、次の各条により、教員養成高度化連携に関する協定（以下、「本協定」という）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、世代交代の急激な神奈川県下における教育課題解決に寄与すべく、神奈川県内の教員を志し、教員としての資質・適性を備えた学生と、横浜国立大学大学院教育学研究科高度教職実践専攻（以下、「甲教職大学院」という）との円滑な接続を促し、新しい学校づくりを支える「高度専門職としての教員」を甲において養成・育成することを目的とする。

（連携の範囲）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するために、次に掲げる連携を行う。
(1) 甲は、神奈川県内の教員を志し、甲教職大学院に進学を希望する乙所属の学部生に対し、乙からの推薦を受けて連携大学特別選抜を実施する。
(2) その他本協定の目的を達成するため、両大学で必要と認める事項を実施する。

（覚書の締結）

第3条 本協定の実施に関する細部の事項については、協定書に附属する「覚書」に記載する。

（協議事項）

第4条 甲及び乙は、本協定による事業を円滑に遂行するため、一方の申出に応じて協議の場を設けるものとする。

（協定の有効期間）

第5条 本協定の有効期間は、2020年9月1日から2023年3月31日までとする。ただし、期間満了の30日前までに甲又は乙のいずれかから継続の見直しについて申し出がない限り、さらに1年間更新するものとし、以降も同様とする。

（協議）

第6条 本協定及び第3条に定める覚書に定めのない事項又は疑義のある事項については、甲と乙の双方が協議のうえで決定する。

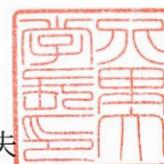
本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、各々1通を保管する。

2020年3月27日

(甲) 横浜国立大学長
長谷部 勇



(乙) 北里大学長
伊藤 智夫



横浜国立大学と北里大学との教員養成高度化連携に関する覚書

横浜国立大学（以下、「甲」という）と北里大学（以下、「乙」という）は、2020年3月27日に締結した「横浜国立大学と北里大学との教員養成高度化連携に関する協定書」（以下、「本協定書」という）第3条に基づき、両大学間の連携実施に関する細部の事項について、覚書（以下、「本覚書」という）を締結する。

（特別選抜の実施）

1. 出願資格・要件
甲が毎年度定める学生募集要項の出願資格・要件を満たす者とする。
2. 推薦人数
2名程度
3. 特別選抜実施の手続き
特別選抜に出願する者は、甲が毎年度定める学生募集要項に則り、出願期間内に所属大学の学長又は学部長の推薦書を含む出願書類を提出する。出願から入学までの諸手続きについては、当該年度の学生募集要項によることとする。

（覚書の有効期間）

本覚書の有効期間は、本協定書と同一とする。

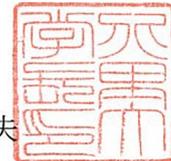
本覚書の締結を証するため、本覚書2通を作成し、各々1通を保管する。

2020年3月27日

（甲）横浜国立大学長
長谷部 勇



（乙）北里大学長
伊藤 智夫



横浜国立大学と東京理科大学との教員養成高度化連携に関する協定書

横浜国立大学（以下、「甲」という）と、東京理科大学（以下、「乙」という）は、次の各条により、教員養成高度化連携に関する協定（以下、「本協定」という）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、世代交代の急激な神奈川県下における教育課題解決に寄与すべく、神奈川県内の教員を志し、教員としての資質・適性を備えた学生と、横浜国立大学大学院教育学研究科高度教職実践専攻（以下、「甲教職大学院」という）との円滑な接続を促し、新しい学校づくりを支える「高度専門職としての教員」を甲において養成・育成することを目的とする。

（連携の範囲）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するために、次に掲げる連携を行う。
(1) 甲は、神奈川県内の教員を志し、甲教職大学院に進学を希望する乙所属の学部生に対し、乙からの推薦を受けて連携大学特別選抜を実施する。
(2) その他本協定の目的を達成するため、両大学で必要と認める事項を実施する。

（覚書の締結）

第3条 本協定の実施に関する細部の事項については、協定書に附属する「覚書」に記載する。

（協議事項）

第4条 甲及び乙は、本協定による事業を円滑に遂行するため、一方の申出に応じて協議の場を設けるものとする。

（協定の有効期間）

第5条 本協定の有効期間は、2020年9月1日から2023年3月31日までとする。ただし、期間満了の30日前までに甲又は乙のいずれかから継続の見直しについて申し出がない限り、さらに1年間更新するものとし、以降も同様とする。

（協議）

第6条 本協定及び第3条に定める覚書に定めのない事項又は疑義のある事項については、甲と乙の双方が協議のうえで決定する。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、各々1通を保管する。

2020年3月27日

(甲) 横浜国立大学長
長谷部 勇



(乙) 東京理科大学長
松本 洋一郎



横浜国立大学と東京理科大学との教員養成高度化連携に関する覚書

横浜国立大学（以下、「甲」という）と東京理科大学（以下、「乙」という）は、2020年3月27日に締結した「横浜国立大学と東京理科大学との教員養成高度化連携に関する協定書」（以下、「本協定書」という）第3条に基づき、両大学間の連携実施に関する細部の事項について、覚書（以下、「本覚書」という）を締結する。

（特別選抜の実施）

1. 出願資格・要件

甲が毎年度定める学生募集要項の出願資格・要件を満たす者とする。

2. 推薦人数

2名程度

3. 特別選抜実施の手続き

特別選抜に出願する者は、甲が毎年度定める学生募集要項に則り、出願期間内に所属大学の学長又は学部長の推薦書を含む出願書類を提出する。出願から入学までの諸手続きについては、当該年度の学生募集要項によることとする。

（覚書の有効期間）

本覚書の有効期間は、本協定書と同一とする。

本覚書の締結を証するため、本覚書2通を作成し、各々1通を保管する。

2020年3月27日

(甲) 横浜国立大学長
長谷部 勇



(乙) 東京理科大学長
松本 洋一郎



横浜国立大学と横浜市立大学との教員養成高度化連携に関する協定書

横浜国立大学（以下、「甲」という）と、横浜市立大学（以下、「乙」という）は、次の各条により、教員養成高度化連携に関する協定（以下、「本協定」という）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、世代交代の急激な神奈川県下における教育課題解決に寄与すべく、神奈川県内の教員を志し、教員としての資質・適性を備えた学生と、横浜国立大学大学院教育学研究科高度教職実践専攻（以下、「甲教職大学院」という）との円滑な接続を促し、新しい学校づくりを支える「高度専門職としての教員」を甲において養成・育成することを目的とする。

（連携の範囲）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するために、次に掲げる連携を行う。
(1) 甲は、神奈川県内の教員を志し、甲教職大学院に進学を希望する乙所属の学部生に対し、乙からの推薦を受けて連携大学特別選抜を実施する。
(2) その他本協定の目的を達成するため、両大学で必要と認める事項を実施する。

（覚書の締結）

第3条 本協定の実施に関する細部の事項については、協定書に附属する「覚書」に記載する。

（協議事項）

第4条 甲及び乙は、本協定による事業を円滑に遂行するため、一方の申出に応じて協議の場を設けるものとする。

（協定の有効期間）

第5条 本協定の有効期間は、2020年9月1日から2023年3月31日までとする。ただし、期間満了の30日前までに甲又は乙のいずれかから継続の見直しについて申し出がない限り、さらに1年間更新するものとし、以降も同様とする。

（協議）

第6条 本協定及び第3条に定める覚書に定めのない事項又は疑義のある事項については、甲と乙の双方が協議のうえで決定する。

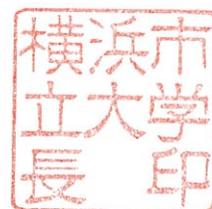
本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、各々1通を保管する。

2020年3月27日

(甲) 横浜国立大学長
長谷部 勇



(乙) 横浜市立大学長
窪田 吉信



横浜国立大学と横浜市立大学との教員養成高度化連携に関する覚書

横浜国立大学（以下、「甲」という）と横浜市立大学（以下、「乙」という）は、2020年3月27日に締結した「横浜国立大学と横浜市立大学との教員養成高度化連携に関する協定書」（以下、「本協定書」という）第3条に基づき、両大学間の連携実施に関する細部の事項について、覚書（以下、「本覚書」という）を締結する。

（特別選抜の実施）

1. 出願資格・要件

甲が毎年度定める学生募集要項の出願資格・要件を満たす者とする。

2. 推薦人数

2名程度

3. 特別選抜実施の手続き

特別選抜に出願する者は、甲が毎年度定める学生募集要項に則り、出願期間内に所属大学の学長又は学部長の推薦書を含む出願書類を提出する。出願から入学までの諸手続きについては、当該年度の学生募集要項によることとする。

（覚書の有効期間）

本覚書の有効期間は、本協定書と同一とする。

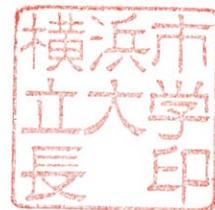
本覚書の締結を証するため、本覚書2通を作成し、各々1通を保管する。

2020年3月27日

（甲）横浜国立大学長
長谷部 勇



（乙）横浜市立大学長
窪田 吉信



学校実習と課題研究の指導体制

学部新卒
現職教員

1ターム 4-5月	2ターム 6-7月	3ターム 8-9月	4ターム 10-11月	5ターム 12-1月	6ターム 2-3月
--------------	--------------	--------------	----------------	---------------	--------------

教職専門実地研究Ⅰ（1年次） #年間を通して週1回程度（25日程度）

授業改善実地研究（1年次）

全体指導

事前指導		中間報告会			成果報告会
------	--	-------	--	--	-------

共通指導

（サブグループ別）

	合同振り返り		合同振り返り	合同振り返り	
--	--------	--	--------	--------	--

教職専門実地研究Ⅱ（2年次） #年間を通して週1回程度（25日程度）

学校課題解決研究Ⅰ

学校課題解決研究Ⅱ

全体指導

事前指導		中間報告会			成果報告会
------	--	-------	--	--	-------

共通指導

（サブグループ別）

構想発表	合同振り返り		合同振り返り	合同振り返り	
------	--------	--	--------	--------	--

現職教員
短期履修

教育課題発見実地研究

教育課題解決実地研究

学校課題解決研究Ⅰ

学校課題解決研究Ⅱ

全体・共通指導

構想発表	合同振り返り	中間報告会	合同振り返り	合同振り返り	成果報告会
------	--------	-------	--------	--------	-------

- 課題研究の指導は、主・副指導教員各1名が中心に行う。1年次は個別指導中心で行う。
- プログラムを超えて、他の教員の指導を受けることができる。
- 学校実習の指導は、各プログラムの指導教員と実務家教員が協力して行う。隔週で学校訪問を行う。
- 実習と講義，課題研究を関連付け，実習及び課題研究のプランと省察を，全体指導，共通指導で行い，多様な考えに触れながら理論と実践を融合させる。
- 全体指導，共通指導を教員のFDの場としても機能させる。

課題研究と報告書

種別	科目名	科目の性格	提出する報告書
必修	学校課題 解決研究Ⅰ	全ての学生が必修科目として履修する	【教育実践研究報告書】 ・ 学校課題の解決に資する研究 ・ <u>A4で10頁程度</u>
	学校課題 解決研究Ⅱ	全ての学生が、学校課題解決研究Ⅰに引き続いて必修科目として履修する	
選択	学校課題 解決研究A	学校課題解決研究Ⅰ、Ⅱの基礎として位置づけられ、選択科目として履修する	【学術論文（修士論文相当）】 ・ 教育実践を対象とした研究（教科内容に関する専門研究は除く） ・ 神奈川の教育課題に資する研究 ・ 「○○の高度教育研究方法論」を必修とする（※○○には教科等名が入る） ・ 修士論文と同様の論文審査（主査1名、副査2名）を行う ・ 教育実践研究報告書も提出が必要
	学校課題 解決研究B	学校課題解決研究Ⅰ、Ⅱの基礎として位置づけられ、選択科目として履修する	

横浜国立大学教職大学院
連携協力校等一覧

小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	その他の施設
本町小学校 戸部小学校 大岡小学校 井土ヶ谷小学校 保土ヶ谷小学校 桜台小学校 名瀬小学校 南太田小学校 瀬ヶ崎小学校 三ッ沢小学校 附属鎌倉小学校 附属横浜小学校 ※神奈川県事務所所管 小学校 4 校選出	寺尾中学校 港南中学校 六浦中学校 仲尾台中学校 松本中学校 本宿中学校 附属鎌倉中学校 附属横浜中学校 ※神奈川県事務所所管 中学校 4 校選出	多摩高等学校 橋本高等学校 伊志田高等学校 湘南台高等学校 鶴見総合高等学校 光陵高等学校	中原養護学校 相模原中央支援学校 金沢養護学校 茅ヶ崎養護学校 附属特別支援学校	神奈川県立総合教育センター 横浜市教育委員会 川崎市総合教育センター

(参考)	所管	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	
連携協力校の調整の状況	神奈川県教育委員会	40名の実習受入について、調整を行う				
	神奈川県事務所	県西事務所 (10自治体)	状況に応じ選出	状況に応じ選出		
		県央事務所 (大和市)	1校選出承諾済	1校選出承諾済		
		中事務所 (平塚市, 伊勢原市)	1校選出承諾済	1校選出承諾済		
		湘南三浦事務所 (茅ヶ崎市, 藤沢市)	1校選出承諾済	1校選出承諾済		
		横須賀市	1校選出承諾済	1校選出承諾済		
	横浜市教育委員会	30名の実習受入について、調整を行う				
	川崎市教育委員会	10名の実習受入について、調整を行う				
	相模原市教育委員会	10名の実習受入について、調整を行う				

※神奈川県下の連携協力校（小学校および中学校）については、神奈川県教育委員会および事務所（県西事務所、県央事務所、中事務所、湘南三浦事務所）、横須賀市教育委員会を通して、連携協力校選出のための協定を結んでいる。

※各学校からは、連携協力校としての承諾書を受領している。

※ただし、コロナ禍の影響のため、承諾書および連携協定書の締結が遅れている自治体および学校もある。